

総務企画常任委員会

令和6年9月6日（金曜日）午後3時14分開会

出席委員（9名）

委員長 森本彰伸
委員 三本木直人
委員 齊藤誠之
委員 平山武
委員 金子哲也

副委員長 林美幸
委員 田村正宏
委員 佐藤一則
委員 松田寛人

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 石渡大輝

議事日程

1. 開会
2. 協議事項
 - (1) 9月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉会

開会 午後 3時14分

◎開会及び開議の宣告

○森本委員長 大変長い長い本会議、お疲れさまでした。

本来なら午前中に行うはずだった総務企画常任委員会ですけれども、こんな時間になってしまいましたけれども、大変重要な決算審査を控えていますので、皆さん、御協力いただきながら、しっかり審査していきたいと思っておりますので、今日はそのための準備段階というか、そのところを行わせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇

◎協議事項

○森本委員長 それでは、まず初めに9月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局。

○石渡書記 (9月定例会議における委員会の運営について説明。)

○森本委員長 説明が終わりました。

順番にいろいろ決めていかなければいけないこともあるんですけれども、スケジュールについてはこのとおりに行いたいと思っておりますけれども、まず、陳情のほうなんですけれども、どうしましょう、参考人を呼ぶかどうかという部分なんですけれども、いかがでしょうか。

齊藤委員。

○齊藤委員 一応やることはやったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。議会改革に消極的であれば呼ばなければいいだろうし、審査する

に当たって呼ぶことは基本とするということになっているのいいと思うので、「百聞は一見にしかず」で聞いたほうがいいんじゃないでしょうか。

○森本委員長 呼んだほうがいいという御意見がありました。いかがでしょう、皆さん、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 じゃ、陳情者にお声をかけて参考人招致ということで、初日の朝、来ていただけるように事務局のほうから連絡をお願いいたします。

続きまして、議員間討議のほうなんですけれども、これは継続的に行うということなので、今までもあったんですけれども、前回、うちの委員会の場合、議員間討議に上がらなかったんですよ。というのは、前は付託案件がなかったということがあって、付託案件がないと、ちょっとさすがに議員間討議はないかなという部分があったんですけれども。今回付託案件も幾つかありますので、ちょっと議案のほうを目を通していただいて、これは議員間討議したほうがいい内容が含まれているなというものがあつた場合には、月曜日までに提出をしていただいて、議員間討議を委員会内で行えればと思いますので、よろしくお願いします。

では、ちなみに当日、これは委員会で説明を受けたときに、議員間討議すべきだというときに、議員間討議を行うことはできます。通告しなかったらできないというわけではありません。ただ、議案などで事前に通告することによって、より深い討議ができる内容もあるでしょうから、この通告制ということを取っているということなので、もしそういうのがあつた場合に事前に通告をして、そうすると、ほかの委員会メンバーもそのことが討議されるんだなと分かれば、当日、そのことに対する理論武装じゃないんですけれども、考えをまとめておくことができるかと思っておりますので、

議員間討議したいという方は、通告書の提出をよろしく願いいたします。

そのほか、9月定例会議において委員会の運営について何か御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 では、次にいきます。

9月定例会議における委員会の運営については、次第のとおりとすることに異議ございませんか。

〔「聞くのを忘れていました」と言う人あり〕

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、ちょっと視察報告書を見に行っちゃったので。さっきの課税課と収税課の間に固定資産税課を入れたのは、そのルール上どんな考えがあったか、石渡君で分かるかい。

○森本委員長 事務局。

○石渡書記 こちらの次第の作成に当たりましては、基本的にはこの条例の案件につきまして、取りまとめが課税課だということで聞いておりましたので、まずは課税課を1番目に入れさせていただき、条例の中身そのものにつきましては、固定資産税課も絡んでくる部分があるということです。固定資産税課、このような順で想定をしております。

以上です。

○森本委員長 よろしいですか。条例、要は今回上程されている条例ということね。

○齊藤委員 一般のほうに合わせたということですね、決算はそのままでからね。分かりました。

○森本委員長 一般の常任委員会の審査のほうに合わせたということじゃない。

○齊藤委員 何となく審査全体はあるんだけど、どう見てもみんなごちゃごちゃになって、それは課税課ですってなりそうな気がしたから、誰か課

長ぐらいこっちに入れておいたらと思ったんですけども。全員入らなくていいので、その間違っちゃったときの話でいけるんだったらというやり方もありかなと思ったので、ちょっと聞きたかったんですね。課としてはそこが1個なんだけれども、結局言っていて、あれ、これは収税課かというのが結構ある。収税でどうやっているんですかって、それは収税課なのでとなっちゃうと審査が途切れるので、と思ったんですけども、そんな器用なことはいけません。

○森本委員長 というか、それだと課長が3課分、皆さん拘束される形になるからね。それは可能かな。長いかな。それじゃ、執行部に聞いてみる、聞きにくいですか。

○齊藤委員 いや、いいんだよ、大丈夫だよ、断ってもいいんだけど、多分、絶対聞く人が、それは絶対違うってなりそうな気がする。

○森本委員長 確かにそれはあるよね。収税課と課税課の場合って特に、課税する話なんだけれども、でも、それって回収しなきゃ納まらないよねっていう話になってくると、両方に絡んで、どっちこれというときに確かに今までも何回か審査の中であって。

○齊藤委員 同じ質疑を取っておいて、もう一回入ってきたらもう一回聞かなきゃならないというのもあったので。

○森本委員長 より深い審査をするためには、確かに両方いてもらったほうが助かるのは助かるよね。

○齊藤委員 部屋は空いていないんだものね。303が空いていないって言ったんだよね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○森本委員長 課長だけとかだったらどうだろう。課長のほうがいいのか係長のほうがいいのか分からないけれども。

○齊藤委員 いや、誰でもいいんだよ。一応意見なので。

○森本委員長 はい、分かりました。じゃ、ちょっと検討で、執行部のほうと一応検討してもらおうという形で。

○齊藤委員 そんなこと言われちゃったんですけどもと言って、嫌だって言ったら、いいですと言っておいて。

○森本委員長 でも、言ったら来ることになっちゃうね。でも、それって。どうだろう。

○齊藤委員 いや、だから、よく吟味してっていう話。これでいくと、歳入歳出決算認定から始まってという話になるから。

○森本委員長 皆さん、どうですかね。呼んだほうがいいかな。呼ぶと多分来ると思うんだよな。

○齊藤委員 逆に初めての審査だから、固定資産税の課長なんかは入っていたんじゃない、多分。そう思っちゃったりもするんですけども。そんなの大丈夫って聞いてみればいいと思う。

じゃ、呼べって言われているんですけどもじゃなくて、そういう案が出たんですけども、各課長さんどうですかって。このままでいいですって言ったら、分かりましたにします。

○森本委員長 そのぐらいがいいです。あまり強制するのもちょっと悪いかないという気もするしね。

○齊藤委員 すみません、ちょっと大変だけれども、聞いてみてください。本当に無理しない程度に。

○森本委員長 そのほか委員会の運営について、意見等何かある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○森本委員長 ないようであれば、9月定例会議における委員会の運営については、次第案のとおりとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 異議がないようですので、付託議案

の審査日程及び審査事項は、次第（案）のとおりといたします。ということで、「（案）」は抜いちゃって結構です。

次に、次第2、(2)その他を議題といたします。

所管事務調査の実施について、事務局から報告をお願いします。

事務局。

○石渡書記 （所管事務調査について説明。）

○森本委員長 報告が終わりました。

企画政策課から説明を受けるということでしょうか。

○三本木委員 もう一回、ちょっと何のことだか、ゆっくり説明してくれないですか。

○森本委員長 企画政策課のSDGs未来都市計画というのが、SDGsっていうのは、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズで持続可能な目標みたいなやつなんですけど、国連のその目標に沿った未来計画というのを企画政策課で、那須塩原市でつくったんですね。その案を説明させていただきますっていうことです。

○齊藤委員 企画部の審査になっているから、ついでに所管事務調査を、それで18日はみんな来ているので、その日でいいですかという話だね。

○三本木委員 分かりました。

○森本委員長 じゃ、18日の委員会審査後で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[「はい」と言う人あり]

○森本委員長 その他について、皆さんから所管事務調査の希望はありますか。何かほかにもここを見ていきたいとか、このことに関して調査したいとかございましたら。

[「ない」と言う人あり]

○森本委員長 じゃ、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○森本委員長 ほかになければ、以上で次第2その

他を終了いたします。



◎その他

○森本委員長 それでは、次第3、その他に移ります。

提言に向けた項目の頭出しということをちょっと行っていきたいというふうに考えてございます。

常任委員会のフォルダーの中に、今、現状、テーマ研究というフォルダーが、令和6年4月17日につくったフォルダーがあります。黒いフォルダーで左から3番目、テーマ研究というフォルダーがあるんですけども、そこに今まで行ってきたワークショップだったりとか、あと議会報告会の意見とか、自治会長さんたちのアンケートだったりとか、あと視察の報告だったりとか、このテーマ研究において出てきた財産というか資料がここに入っております。

これからは、皆さんと一緒に頭出しをしていきたいというふうに考えています。すぐというか、年末に向けてというか、来年度というか、年度末に向けてなので、そこまで大急ぎというわけではないんですけども、これは時間が必要なものだなというふうに思っていますので、話し合いなども含めながら、この中からどんなことを提言に含めていくかということをお皆さんと協議をしながら決めていきたいと思っています。

ですから、皆さんは、このテーマ、その資料に改めてもう一度目を通していただいて、自分は執行部に今回、研究した中でこんなことを提言したいと思うということをお頭出しをしておいていただきたいんです。こんなことを提言したい、こんなことを提言したい、いっぱい提言が出てきたと思

います。自治会長さんたちからいただいた意見とか、あとは所管事務調査したことによる意見、または行政視察に行ってお出てきた意見、それぞれいろいろあるかと思えます。ワークショップから出た意見でこれは実現したいなというものも含めてですね、何を提言、今回の総務企画常任委員会の研究を進めてきた中で、今まではいろいろな研究ばかり続けてきましたけれども、具体的に何を提言するかということをおの中からちょっとピックアップをする作業をしていきたいと思えますので、皆さんは目を通して、これがいいな、あれがいいなというふうに考えておいていただいて、自分なりに多分、ノートでもいいですし、ワードの1ページでもいいですし、そこにこうこういうことを提言する、こうこういうことを提言するというのを自分なりにちょっと頭出しをしていく作業をそろそろ始めていただけたらと思えますので、それは私からの依頼、皆さんへの依頼なので、お願いしたいと思えます。

何かそのことに関して質問はございますでしょうか。

○平山委員 これ、テーマ研究、4月17日というのいろいろやったよね。その辺ある程度入っているよね。

○森本委員長 みんな入っています。今、4月17日になっているんですけども、今回の行った視察報告書なども含めて、ちょっとまだこれは時間が更新されていないので、日にちが更新されていないので、もしかしたら、その日にちを抜いてテーマ研究ってだけのフォルダーにしてもいいかなと思えますけれども、そういう形にして分かりやすいフォルダーを、このフォルダーの中に、ここに入っていますから、その中から見ても、全部入っていますから。これは提言すべきだということを頭出しするように、研究の中から。

自分の意見というより、こういう研究をしてきたことによって、自分はこういうことが提言すべきだというふうに思ったということでも構わないです、それは。それでもいいので、そこから出していただけたらと思います。

そのほか質問ありますか。

○齊藤委員 どのフォルダー。

○森本委員長 総務企画常任委員会のフォルダーを、常任委員会のフォルダーから総務企画常任委員会を開いて、テーマ研究の中で…そこから見つけてください。

まだいつまでというふうに決めません。ちょっとまだ時間があるので。年度末に向けて提言をつくっていきますので、その意識を持っていただきたい。目を通しておいていただきたいと思いますので、ここで依頼をさせていただきます。

ほかに。はい。

○田村委員 それぞれ出したやつを全部提言するわけじゃないんでしょう。

○森本委員長 その中から皆さんで話をして絞り込みます。ですから、それもその作業も後ほどします。まずは頭出し。そこから、これは要らないよね、これは要るよねというような取捨選択もその中でやっていきたいなとは思っています。あまりみんなの意見全部出したら、何を提言しているか分からなくなっちゃうので、そこは絞り込みたいなと思っています。

ほかに皆さんから何か、今回、常任委員会で話しておきたいことはありますか。ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 では、事務局から何かありますか。
事務局。

○石渡書記 (所管事務調査報告書の取りまとめについての説明及び事務連絡)

○森本委員長 はい。副委員長。

○林副委員長 私、フォントがみんなとそろっていないんですが、問題ないでしょうか。

○森本委員長 本当だ。1人だけゴシック体になっている。これ、事務局で直してください、フォント。四角の中も統一しましょうね。四角の中も明朝体の人、ゴシックの人もある。そろえてください。

頭出して例えば考察とか、伝統を築き、後世につなげるとか、そういう言葉がゴシック体になっているのはいいんだけど、四角の中はどちらかにそろえましょう。

そのほかございますか。大丈夫ですか。

じゃ、積立てについてもそのとおりでよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎閉会の宣告

○森本委員長 以上をもちまして、本日の総務企画常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時38分

総務企画常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

令和6年9月18日（水曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員 長	森 本 彰 伸	副 委 員 長	林 美 幸
委 員	三本木 直 人	委 員	田 村 正 宏
委 員	齊 藤 誠 之	委 員	佐 藤 一 則
委 員	平 山 武	委 員	松 田 寛 人
委 員	金 子 哲 也		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企 画 部 長	磯 真	企 画 政 策 課 参 事 兼 課 長	相 馬 智 子
企 画 政 策 課 長 補 佐	小 野 治 夫	企 画 政 策 担 当 G L	大 島 彰
資 産 活 用 担 当 G L	青 木 朋 美	企 画 政 策 課 主 査 (係 長 級)	鎌 田 栄 治
情 報 戦 略 担 当 G L	木 沢 宏 美	移 住 促 進 セ ン タ ー 副 主 幹	波 多 腰 香 澄
デ ジ タ ル 推 進 課 長	鈴 木 正 宏	デ ジ タ ル 推 進 課 長 補 佐	高 根 沢 め ぐ み
デ ジ タ ル 政 策 担 当 G L	大 橋 喜 子	シ ス テ ム 管 理 担 当 G L	佐 藤 辰 徳
秘 書 課 長	広 瀬 範 道	秘 書 課 長 補 佐	吉 富 真 樹 子
那 須 塩 原 駅 周 辺 整 備 室 参 事 兼 室 長	増 渕 剛	那 須 塩 原 駅 周 辺 整 備 室 長 補 佐	相 馬 福 光
那 須 塩 原 駅 周 辺 整 備 室 主 幹	岩 本 和 也	那 須 塩 原 駅 周 辺 整 備 室 副 主 幹	遠 藤 幸 宏
那 須 塩 原 駅 周 辺 整 備 室 主 査 (係 長 級)	小 野 寺 尚 人		

参考人

栃 木 県
弁 護 士 会 服 部 有
副 会 長

出席議会議務局職員

書 記 石 渡 大 輝

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項

[陳情審査]

- ・ 陳情第4号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情

[企画部]

- ・ 企画部長挨拶

[デジタル推進課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・ 議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[秘書課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[那須塩原駅周辺整備室]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[企画政策課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・ 議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・ 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. 散 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○森本委員長 皆さん、おはようございます。

一般質問、質疑等終わりました、いよいよ委員会審査となります。今回、決算審査、委員会審査両方とも付託案件もございますので、皆さんから慎重な審議をお願いしたいと思います。

それでは、委員会を始めさせていただきます。

ただいまから9月定例会の総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）及び決算審査特別委員会（第一分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名です。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりとします。

今定例会議におきまして当常任委員会に付託された案件は、条例の制定及び改正案件3件、財産の取得案件2件、新たに受理された陳情1件の計6件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は補正予算案件1件であります。また、決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は決算認定案件4件になります。

これら予算と決算に関する案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。

なお、決算審査時は平山委員は委員外の議員となります。質疑等の発言、採決への参加などは一切できませんので御注意ください。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

◎陳情の審査

○森本委員長 それでは、ただいまから陳情の審査に入ります。

◎陳情第4号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 陳情第4号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情を議題といたします。

本件については、参考人として提出者である服部有氏を招致しております。

それでは、初めに、参考人から本陳情の趣旨を簡潔に説明願います。着座のままで結構ですので、よろしく願いいたします。

○服部参考人 栃木県弁護士会副会長の服部有と申します。

冤罪犠牲者の救済のため、刑事訴訟法の再審規定につきまして、再審における検察手持ち証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を内容とする改正を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情させていただきました。

現在、冤罪事件とされる袴田事件の再審公判は終結し、9月26日に再審の判決が言い渡される予定です。

袴田事件は1966年に起きた強盗殺人事件で、被告人とされた袴田さんは、1980年に死刑判決が確定しました。袴田さんは無実を訴えて再審の申立てをしたものの、なかなか受け入れられませんでした。

しかし、2010年に検察官から無罪を示す重要な証拠が開示されたことが転機となって、2014年に

再審開始決定がされています。

ところが、その後も検察官が不服申立てをしたことから、審議のためにさらに時間を要して、再審開始決定が開始したのが2023年3月でした。

そして、同じ年の10月27日に再審公判が開始し、2024年5月22日に結審し、9月26日に再審判決が言い渡される予定です。

袴田さんは事件当時30歳でしたが、現在88歳でして、長年にわたり犯罪者としての汚名を着せられ、また死刑の恐怖におびえる日々を送ってきました。既に再審公判が実施されるまでに長期間を要していますが、これは袴田事件に限らず、多くの再審事件が再審公判までに長時間を要しております。

日本弁護士連合会は、再審公判までに長期間を要する原因は、再審法の不備にあると考えています。再審法というものは独自の法律はなくて、刑事訴訟法の中に規定されていますが、条文数は僅か19、また、戦前の旧刑事訴訟法時代のものが今引き継がれていて、75年間改正がされていません。

日弁連では長い間、冤罪被害者の早期救済のために再審法改正を訴えてきましたが、法務省の抵抗も強く、現実には至っておりません。

しかし、今般、袴田事件について再審公判が行われ、判決がなされるこの時期に、世論の高まりを背景に再審法改正を実現したいと考えています。

2024年3月には、国会において超党派における議員による冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟が設立されました。最高顧問には麻生太郎副総裁、会長には柴山昌彦議員、顧問には各党の党首クラスの議員に就任いただいています。現在、320名を超える国会議員の先生に御登録いただき、本県選出の議員さんにおかれましても、船田元議員、佐藤勉議員、高橋克法議員、五十嵐清議員、福田昭夫議員及び藤岡隆雄議員に

御登録いただいているところです。

冤罪は国家による最大の人権侵害です。裁判というものが人が人を裁くものである以上、絶対ということは起こり得ず、冤罪の可能性を否定することはできません。そうであるならば、成熟した社会と言えるためにも、冤罪を見抜き、冤罪犠牲者を速やかに救済することのできる再審法の手続の存在は不可欠であると考えます。

つきまして、再審法改正に御協力賜りますようお願いいたします。

以上です。

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今、説明が大分長いんでちょっと理解が難しいですけども、具体的にどの部分とどの部分が問題なのかを、教えていただける。

○森本委員長 具体的な改正の部分ということですか。

○三本木委員 うん。

○森本委員長 求めている、具体的な改正の部分とこのを説明できますか。

○服部参考人 2点です。

1点目は、再審案件における検察官が持っている証拠の全面開示に関する改正、2点目は、再審開始決定というものが一度出た場合には、検察官側の不服申立てを禁止するというこの2点です。

○森本委員長 よろしいですか。

○三本木委員 はい、分かりました。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 今の検察側のほうの不服申立てを禁止するという事なんですけれども、弁護士側と検察側のこの今の現状でいくと、パワーバランスと

いか、なぜそれがそちらだけやって弁護士にはないかって、その辺ちょっともし教えていただければと思うんですけども。

○服部参考人 まず、その点につきましては、先ほど法務省の抵抗ということがございましたけれども、法務省側が最も抵抗しているところの一つです。

では、こちら弁護士側として、ややアンフェアと思われる改善を求める理由については、裁判までが長期化しているということです。

再審事件というのは、再審開始決定を出すという裁判と再審公判という2つに分かれています。再審開始決定というものは、再審の裁判を開いていいかということ判断するものです。他方、裁判というのは、この人を無罪にしていかがうかという裁判です。

もう一度言います。再審裁判というのは、再審の裁判を開いていかがうかという裁判と、再審において無罪とすべきかどうかということ判断する、この2つに分かれています。言わば、六審制とも言ってもいいような制度となっているんです。

そのときに、袴田巖さんの場合には、2014年に静岡地裁において、もう裁判開いてもいいですよという決定がされました。そこから検察官の不服申立てがあったことによって、いざこの裁判を開いていいですよというのが確定したのが2023年だったんです。要するに、公の法廷に持って行くまでの期間として約9年かかってしまったという実情がございます。

それだったら、弁護士側としては、もはやすぐ裁判に持って行っていただいて、その裁判の場で有罪だというんだったら、思い切って有罪だというふうに言っていただいてもいいんじゃないかというふうに考えているということです。

以上です。

○齊藤委員 説明、詳しくありがとうございます。

それで、今言ったときに不服申立てを検察のほうができるという話でしたよね。

じゃ、今9年かかった中で、そういった事例が実際あったんでしょうか。それでもうもめて9年かかっちゃったとか。

○森本委員長 参考人。

○服部参考人 袴田事件におきましては、9年かかった理由はたくさんあります。

もう少しいうと、地裁では裁判やりましょうよ。高裁では裁判やらないことにしましょうよ。最高裁は高裁の判断は間違っているから、高裁でもう一回考え直しましょうよ。高裁で再審開始決定をしたことによって、裁判のほうに持ってきたという経緯がございます。

ほかの案件につきましても、検察側としては、この再審開始決定、再審を開こうよということに関しては、これまで徹底して争ってきております。

一審で再審開始決定が出て、さらに上級審とかで開くな、開くなと言ったことはありますし。実際開くなと言って、その開くなという主張が認められて、再審が開かれなかった案件とかも実際ございます。

実際そこが長期化しているということは多分法務省も否定しないと思います。ただ、法務省は自分らの理屈がある、有罪の核心があるというふうに主張されていると思います。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 取りあえず。

○森本委員長 じゃ、佐藤委員、先にちょっとまだ言っていないんでお願いします。

○佐藤委員 これは再審の開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行うというのは、それは理解したところなんですけれども、そうすると検察

官側は不服申立てを行うという理由というのは、
どんなことが考えられるか、分かれば。

○森本委員長 答弁を求めます。

参考人、どうぞ。

○服部参考人 再審開始決定というのは、通常主張、
争点となるところが新規、明白性で、判断がひっ
くり返る証拠が出てきたときというふうにされて
おります。新規ではないと実際の裁判で出してい
ればいいでしょうということになるんで、新規、
新しく結論が変わるような証拠が出てきたときと
いうことです。

だから、検察側としては、いやいや、そもそも
新規性がなかったでしょうとか、あるいはその証
拠を踏まえて全体を見渡したとしても、これは有
罪で維持される案件だから、私たちの不服申立て
が通りますよということをおっしゃいます。

○森本委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○森本委員長 じゃ、三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 確かにこの冤罪というのはあつては
ならないことなんですけれども、その裏側には、
被害者、殺された側の家族とか親族もいるわけ
ですよ。

だから、再審における全面的な証拠を開示する
ということは、どちらかといえば弁護士側に有利
になる可能性もあるし、そういった部分、被害者
側の立場になったときにはどうなのかなという疑
問なんですけれども、どうでしょうか。被害者側、
袴田さんが多分、人を殺している……

○森本委員長 被害者の心情として……

○三本木委員 心情というか争いだよね、これは。
法廷での争いなんだけれども。

○森本委員長 被害者側としては、例えばその再審
を拒否したいという思いがあるかどうかというこ
とですか。

○三本木委員 被害者側にとってこれが、国が改正
にならないかと、検察側っていいんだけど、
検察じゃあれだから被害者側にとってど
うでしょうと。多分分かっているんでしょう。

○森本委員長 お答えできます。

○服部参考人 まず、この再審法改正につきまして、
被害者支援団体から反対だというような意見は出
ているとは聞いておりません。

その理由は幾つかあるかなと思っていて、まず
1つは、被害者側からしても冤罪だと言っておら
れる方がいて、その人が適正手続を受けるとい
うことに対しては真っ向から否定することができな
いということが一つです。

要するに、被害者側も誰が犯人かというのは分
からないわけです。そのときに自分がフェアに訴
える機会をつくりたいと言っている人に対して、
それはやめてくれよということは言えないからが
一つです。

あと、再審事件というのは少なくとも裁判を3
つ行って、それでも有罪となった人に対して最後
の救済を与えるものでして、被害者側としても、
もう3つの裁判が1回終わった時点で、例えば民
事的な問題とかにつきましても、ある程度解決さ
れているところです。その後、最後のとりでとし
てのもので、さほどそこに対しては時間の
経過とともに、それが真実だったんならそれも一
つかなとか、そういうふうに受け止めてらっしゃ
るんだと思っています。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 その加害者側、袴田さん側からすれ
ば、もう拘留されてから何とか救うためには声を
上げなければならないんですけれども、被害者側
からすれば、もう声を上げる必要はないというの
かな。反対する人が。今これ起こっている拘束さ
れていることでもう十分だから声を上げられない

というふうな、そういう見方もできるんですけども、どうでしょうか。

○森本委員長 参考人、どうぞ。

○服部参考人 その問題とこの再審法改正の問題についてリンクするかどうかは、私にも分からないかなと思っています。

再審法改正、そもそもまず再審という制度は今もある制度です。それに対して私たちは不備があるから訂正を求めるといふものでして、例えば今の時点でも声を上げられる被告人側、いわゆる犯人側という言い方しますけれども、そちら側で声を上げること自体は禁止されてはいないものです。

ですので、被害者側の受け止めとして、この改正がされることによって、大きな心理的な変化があるとは思っておりません。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 要するに、75年間も変えられることがなかった。それから、法務省が抵抗があるということは、我々ちょっとそれだけの歴史を経ているというものは、何かしらやっぱりそれが必要な理由もあるんじゃないかということだと思うんですけども。

○森本委員長 法務省側の主張で何か知っていることあるかということですか。

○三本木委員 この75年間まだ法務省が抵抗するということには、相当……

○森本委員長 法務省の抵抗している理由ですか。

法務省が抵抗している理由というのは、何かお答えできますか。

○服部参考人 法務省、検察側としては、起訴した時点で100%犯人であることが間違いないというふうに思っているわけです。なので、そもそもしかもその上で3回裁判をしているわけだから、間違いなんかないでしょうというふうに思っているわけです。だとすると、再審なんていうものは、

関心が寄せられないということが大きな原因です。

以上です。

○森本委員長 よろしいですか。

○三本木委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 不服申立てのほうは先ほど御説明いただきました。

もう一個のほう、再審における検察の手持ち資料の全面開示というところは、今の御説明でいきますと、再審決定がなされ、検察側がまだ証拠があるということを見越しての話なのか、ちょっとこの辺もう一度説明してもらいたいなと思ったんですけども。

○森本委員長 答弁を求めます。

○服部参考人 まず、現在の刑事訴訟法における証拠開示については、再審においては全く規定がない状態です。それに対して裁判所が必要があるときには、事実の取調べをすることができるというだけなんです。

なので、例えば裁判所が、この案件は調べなくてもいいかなって言ったら、裁判所から検察官に対して証拠の開示を求めることなく、案件が粛々と終わってしまうという実情があって、少なくともその開示に関する規定、そして優劣はなかなかつけづらいので、全面開示に関する規定を設けるべきだというふうに考えております。

この裁判所自体、裁判官次第というのがいわゆる再審格差というふうに言われたりしていて、裁判官次第だからルーレットでしょうって批判はあります。

以上です。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、細かくて。

今言っていただいた話でいきますと、弁護士側は検察が資料を持っているという確信がなければ全面開示は言えないと思うんですけれども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

○服部参考人 例えば、証拠についてはおっしゃるとおりで、弁護士側からするとアクセスできない範囲というのがあります。そのときに、例えば誰々さんの供述調書一切とか、あるいはここでそれを取り調べた捜査報告書一切とかとって、証拠開示を求めることになります。

それに対して、検察官は全部私たちなりに出しましたって言って、それ以上ありますかって言ったら、彼らはないというふうに答えるんじゃないで、不検討というふうに答えるんですね。不検討はこれ以上見つからない、見当たりませんでしたよという回答になるんです。

そこについては、どこがマックスなのかというのは、多分検察官も分からないし、弁護士も実際分からないというところではあるんですけれども、少なくとも適正手続を確保するため、適正な防御権を確保するために、全面開示というふうな規定を設けたいと思っております。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 これは非常にセンシティブな問題だと思うんですよ。

それで、例えば国会議員レベルの話に聞こえるんですよ、この法律、微妙な問題。それをこの市議会にこれを、陳情持ってきたというその理由はどのようなものなのか。

○森本委員長 参考人よろしいでしょうか。答弁を求めます。

○服部参考人 国会議員の先生方からも賛同をいた

だしている実情があります。

ただ、やっぱり僕らは地元でこの運動を御理解いただく必要があって、やはりこの栃木県内の皆様に理解いただいて、そして県民、市民として訴えていきたいという思いがあるから、この運動をさせていただいております。

国の問題というふうに捉えられるのであれば、それはそれでやむを得ないかなというふうにも思っております。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 こういう難しい問題は、なかなか理解できないところがあるんですけれども、これによってデメリットというか、再審が非常に増えてしまうというか、やたらにと言ったら言い過ぎだけれども、非常に増えてしまうようなデメリットというのは起こらないんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

○服部参考人 規定ができたからといって、さっき申し上げた新規、明白な証拠がない限りにおいては、裁判所は冷たいです。ですので、増えるということはないかなと思っておりますし、今も一応、門はあるわけですから、大きな変化はないかなと思っております。

あと、一般市民の方におきまして、裁判件数が増えるかどうかということは分からないことだし、日常生活に全く影響を与えていないことかと思っております。民事裁判とか刑事裁判とか少年事件とか、アップダウンは当然ありますが、それに対する市民生活の影響というのは私は皆無だと思っております。

○森本委員長 よろしいですか。

○金子委員 はい。

○森本委員長 松田委員、どうぞ。

○松田委員 いろいろ話聞かせていただきました。

再審決定に関する検察側の不服申では、一応は弁護側としては禁止にしたいというところなんでしょうけれども、仮にその再審決定後に第一審、第二審でも構わないんですけれども、再審公判が行われて被告人が負けた場合ですよ、負けた場合に、上級裁判とかの訴えというまでも禁止するという事なんですか。弁護側の要求としては。

○森本委員長 参考人、もう一度説明いいですか。すみません、よろしくお願いします。

○服部参考人 2棟あって3階建てという話をさせていただきました。

再審の開始決定の裁判につきましては、1回でも開いていいですよって言ったら開いてもらうという形で、ここの今の再審公判の三審制というのはそこはいじるつもりは全くないです。それはあくまでも新規だというふうに弁護側が言っている証拠に基づいて、公の法廷でしっかり審議を尽くしていただければいいかなと思っております。

○森本委員長 松田委員、よろしいですか。

○松田委員 はい。

○森本委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 先ほどの繰り返しにはなるんですけれども、再審決定がなされても、検察の不服申立てがあるとなかなか開かれないということは、それは理解したんですけれども、そうした場合あくまでも冤罪ということなものですから、その間開かれないということは、その後の開かれても、そこで有罪か無罪かまた決定されるわけなんでしょうけれども、その間ずっと有罪者でいるのがおかしいんで、早く開いてくれということでもよろしいですか。

○森本委員長 参考人、どうぞ。

○服部参考人 そのとおりです。

○佐藤委員 その辺は分かりました。

もう一回、そうすると、地方議会で法律に詳しくない、なぜこちらのほうに、これを……

○森本委員長 同じ質疑。

○佐藤委員 同じ質疑、もう一回それを聞きたいんです。さっきのは国会と言ったんですけれども。

○森本委員長 同じ質疑だけれども、もう一回お答えいただきたいということでもよろしいですか。

○佐藤委員 さっきのは……

○森本委員長 なぜ地方議会、国会でなしに地方議会の市議会に……

○齊藤委員 最後まで言わせてから委員長言わないと、止まっちゃったじゃない。

○佐藤委員 それは法律に詳しくない地方議会に振ってきて、これを採択、多くの目途から採択になって数を取ればいいのかという問題を聞いたかったんですよ。

○森本委員長 要は、国会とかで1回でやるんじゃなくて、各地方議会でもいっぱいたくさん取る必要あるのかというのですか。

○佐藤委員 数を取ればいいのかと。それを求めたらなんで求めているんですかということで、全然法律に詳しくない議会に。

○森本委員長 我々、地方議会は詳しくない中でということですね。

参考人、答弁を求めます。

○服部参考人 まず、私からしたら、地方議会の先生方が法律に詳しいのかどうかということは分からないところです。その上で、私たちは少なくとも栃木県弁護士会は、栃木県を中心として活動しているわけです。

その中で、国においての動きを地方で伝えなくてもいいのかという問題があるわけです。法律は地方でも当然適用されるものです。それで呼びかけとか要請をさせていただいているところです。

難しいから分からないというふうな判断であれ

ば、もう私たちは、そこから先はお任せするしかない問題です。

○森本委員長 よろしいですか。

佐藤委員、またあるんだったら続き。ありますか。はい、どうぞ。

○佐藤委員 ですから議会としてではなくて、個人的な判断をすることであれば、これから私も法律を勉強して、それじゃないと結論はちょっと出せませんよ、私としては。

○森本委員長 質疑はないですか。大丈夫ですか。

○佐藤委員 大丈夫。

○森本委員長 じゃ、副委員長、どうぞ。

○林副委員長 現在、検察側と弁護士側だと対等に、この再審法に関して対等にお仕事ができないというか、そういう状況であるから、こういった情報の開示等を求めるという理解でよろしいですか。

○服部参考人 まず、対等かどうかということにつきましては、手持ち証拠の開示のところ、対等のこともあれば不平等なこともあるというのが実情があります。

先ほど申し上げたように規定がほとんどなくて、裁判官次第というところでもございますので、そこを法で整備して対等に持っていきたいということを考えています。なぜ対等じゃないかというのと、検察官がアクセスできる証拠があるのに対して、弁護側がアクセスできない証拠があるということが対等ではないというふうに考えております。

不服申立ての禁止につきましては、検察官と弁護人の対等の問題というよりは、むしろ被告人の早く犯人というところから解放したいという思いがあります。実際、再審開始の決定のところにおいても、弁護側と検察官がフェアな論争ができているのであれば、対等性は確保されているけれども、冤罪被害者にとっては酷な状態に置かれているから改正を求めたいということになります。

○森本委員長 林副委員長。

○林副委員長 これらのことをこういった地方議会に陳情を出されるというところは、法律に詳しくないから関係ないよではなく、これらのことも共に考えてもらえる人が増えないと、結果冤罪はなくなるという解釈でよろしいですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

○服部参考人 国レベルで議論されるだけだと、どこかで法務省と議員さんが手を組んで、言い方悪いですけども、ということで、想定しているところではない結論になってしまうことがあるので、やっぱり法律というのは皆さんに適用されるものであるんで、地方において今訴えていることを支えていただいて、あるべき社会に持っていきたいという思いがございます。

○林副委員長 理解しました。

○森本委員長 いいですか。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 再審における検察の持っている証拠の全面開示という話なんですけれども、その反対側に弁護士が持っている証拠というものもあると思うんですよね。弁護側の証拠。

○森本委員長 弁護側の証拠も開示しているかということ。

○三本木委員 そのバランスはどうなのか。

○森本委員長 裁判において弁護士側は証拠は全て開示しているのかということだと思うんですけども、どうなのでしょう。

○服部参考人 証拠開示の議論の中で、弁護側の証拠を出せというふうに言われたことは一度もないですし、再審以前の通常の公判では、今証拠に対しては大分アクセスしやすくなっているんですけども、弁護側が出せというふうに言うことはないんです。

その構造をもう少し申し上げますと、刑事裁判

における立証責任というのは、検察側が一手に引き受けております。検察側はいろんな証拠を集めてくるわけです。皆様のそれこそ税金で使って集めてくるわけです。その中で優良証拠と言われてるものをピックアップして、その中で起訴するというのが実務です。

なので、別に検察官からすると、起訴した後に弁護側からいろいろいちゃもんが入ることになるので、弁護側がどう考えているかとか、どういう証拠を持っているかということは、もはやあまり関心がないところです。

○森本委員長 よろしいですか。

はい、三本木委員どうぞ。

○三本木委員 多分その犯人、申し訳ないけれども加害者、犯人側にすれば、もう弁護士は味方だから相当の情報を得られると思うんですね、犯人側の。それをもし隠して弁護に当たって、検察側が全面開示、片方だけ全面開示って、どうもアンフェアのような気がしちゃうんですけども、その辺は。今言った話は十分に分かるんですけども。

○森本委員長 じゃ、答弁をお願いします。

○服部参考人 そこは本当に議論されてきた経緯が全くないんですね。

例えば、おっしゃっている内容としては、弁護側がいろいろ調べているうちに、この人が犯人であることが100%間違いないという証拠が出てきたら、それを弁護人は隠しておいて、それをオープンしないことはおかしいのではないかということをも多分おっしゃっているんだと思います。それが一つのケースなんだと思います。

弁護士は捜査能力は検察官よりかなり劣ります。そもそも弁護士が証拠を集めるためのお金は、出す人はいません。ですので、そんな証拠を持っているということを国も想定していないということ

になります。

以上です。

○森本委員長 いいですか。

○三本木委員 いいです。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○森本委員長 それでは、これをもって参考人に対する質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 参考人に対する質疑を終了します。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見いただき、心から感謝申し上げます。

本委員会としてただいまの御意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○服部参考人 どうもありがとうございました。

○森本委員長 ここで、参考人退席のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時36分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

討議する人いらっしゃいますか。

だから、ここで委員間として俺はこう思うんだけれども、皆さんどう思いますかということ、この委員間でも討議するということがあれば。

三本木委員。

○三本木委員 今回の説明を聞いても何とも微妙な、こっち側には加害者がいる、加害者だけの問題じゃない、それに殺された側の被害者もいる。そのところに手をつける問題だから、非常に微妙な問題。

○森本委員長 反対する意見ということですね。

○三本木委員 それだから、なかなかこれを議論するのはなかなか難しいなど、この陳情をさ。

○森本委員長 松田委員、どうぞ。

○松田委員 僕も昔うちのおやじが交通事故でやったとき、刑事事件1回やっているんで、でもみんな結構勘違いしている方いるんですけども、検察側というのは、疑わしきは被告人の利益にというのは大原則なんです。だから、検察側は車をひいた側のほうを必ず守らなきゃいけないんですよ。それを立証して行って、結局その立証が積んでいったやつが何ていうのかな、有罪の立証に失敗したのが無罪ということになっているので。さっき三本木さんが言っていた、弁護士側からその証拠を取るということは一切ないんです。基本的にもう疑わしきはもう被告人の利益だから、必ず向こう側なんです。それはもうずっと積み重ねられているんですよ。

だから、僕は本当は交通事故、おやじひかれたときは、あれですよ、何というか引かれるんですよ。

○三本木委員 無罪になっちゃったの。

○松田委員 有罪ですよ。それは交通事故だから、100対ゼロにはならないですからね。でも、片方死んでいるけれども、実際お金もらえるようになって、おやじが働いていたときの計算すればもう弁護士だって分かっていますから、このぐらいの年代で引かれて、このぐらい生きられますよという設定で、保険金も入らないですから。もし生き

ていたらもうちょっと稼げていたかもしれないけれども、それは分からない。でも、そういう数字があるんですから。

ただ、基本的にひいたほうが有利に働くのが今の日本の法律、世界もそうなんですけれども。

○三本木委員 加害者、犯人側が有利に働いちゃう。

○松田委員 そうです。

だから、弁護人は無罪を証明する必要はない。やることじゃない、そういう仕事じゃないですよ。検察側が積み立てたものが失敗すれば、それが無罪になるだけの話であって、証拠集めとか、一切弁護士側はやりませんから。

○三本木委員 検察側の不備を突いていけばいいわけ。

○松田委員 たぶん、それを嘘つかないでちゃんと、でもうそつくからね、向こう側は。

○三本木委員 だんべ。

○松田委員 それを、うそとしては立証しないですから、必ず。だからそこがあれでしょう、そこが一番詰まっているところだと思いますよ。

○三本木委員 何だか。

○松田委員 だからこんな長い時間やっても、国だってなかなか動けないですよ。

○三本木委員 微妙な問題だな。

○松田委員 とにかく疑わしきは被告人の利益にというのは大前提であるんで、それでみんな覆されていますから。

○森本委員長 討議で、この後審査をして採択、不採択決めなきゃいけないんで、できるだけ討議の内容も採択、不採択に、賛成するか反対するかというふうな部分での意見を出していただけると助かります。

そのほか、ただいま先ほどの三本木委員、松田委員から発言が出ましたけれども、その意見に対する意見でもよろしいんで、いかがでしょうか。

林副委員長。

○林副委員長 理解ができなくて、疑わしきは被告人の利益というのは、疑わしいところがまだ……

○松田委員 あったとしたって、証拠があったとしても検察側はその人たちを守るということです。

○森本委員長 推定無罪ということですよ。

○松田委員 疑わしくても。犯人であっても。

さっき言ったように、うちのおやじをひいた人に対しては怪しいけれども、やっぱりゼロではない。疑わしき、けれども。

○森本委員長 私からちょっと、たぶん松田さんが言われたことみんな分かっていないと思ったんですけど。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 要は、弁護士というのは、まず被告人に対して、弁護士法上、被告人の不利な証拠を提出したりとか、不利な発言をすることは弁護士法上、禁止されています。だから一切、さっき三本木委員が言ったような不利な意見というのは法律で禁止されているんで、できないんです。

松田委員の言っている推定無罪というのは、検察側だったりとか、警察もそうなんですけれども、調査するに当たっては、疑わしきは罰せずという形だから、確実な証拠を積み重ねていくのが捜査だということであって、かつ確実な証拠って、この人ってもしかしたらやったかもしれないよねという人は、無罪と想定しながら捜査をするというのが推定無罪で、これが捜査の基本になっているということです。

それでも有罪な人を立証する。だから99%とかという高い、何ですか有罪率が上がっているというのは、今の日本の検察のその推定無罪の認識があるからこそ起きている。それでも起訴される人というのはまず有罪ですよという、それが起きているということではないんですよ、松田さんね、

そういうことですよ。

○松田委員 それが根幹なんです。

○林副委員長 じゃ、なんで冤罪が起きるんですか。

○森本委員長 それでも起きるんです。

それでも間違いが起こる。

齊藤委員。

○齊藤委員 今、林副委員長言ったんですけども、僕もこの冤罪というところにまずクローズアップしなきゃいけないということなんで、冤罪を確認する物的証拠が見つかったということで、先ほど言ったとおり、もう三審まで争ってきた中で、もう一度不服を弁護側が再審請求をしたと。

ここでいうと、再審請求をしたら検察側が受ければいいのに、結局その決定に対して不服を申し立てるということになるので、再審の争い場まで行っていないということなんです。

そういったことに感じると、それが本当に例えば、例えばですよ、一番多いと思われる冤罪が電車の中での痴漢とか、誰が取ったか分からない物的証拠を、警察が捕まえてやった瞬間にあれば逮捕じゃないですか、基本的に。それを捕まえたところを弁護側が入ったり検察官ということで争っていく。

さっきの事故なんかは起きる過程が見えるんですけども、誰が目的、見ているか分からないところに関しては、かなりその上げた側も99までいかなんじゃないかって思うんですね。だから、今回この袴田さんとかの事件になっちゃうと、僕らは生まれる前からの事件なんで真相は分かりませんが、あくまで分かりやすくここの表現をしてきただけであって、ただ、この人権的な侵害で本当に何ですか、被告人となっている人が無罪を主張して冤罪だったんだということを考えたときの救済措置として、証拠を見つけて言っているのにもかかわらず、そこをくすぶったままで先ほどの

事件では9年以上たっているということだったので、こういった見直しに関しては、僕は必要なんじゃないかなと思います。

ただ、いま一つ、三本木委員とか松田さんとかの話を聞いていたんですけども、この全面の開示についてはいささか疑問を感じるので、再審法の中に組み込むべきかどうかというので今悩んでいます。

というのが今、自分の出せる意見です。

○森本委員長 先ほどの齊藤委員の意見に意見がある方いらっしゃいますか。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今の世の中に人権が大事だとか、個人の利益とか優しさとか、その裏側にある、それをやることによって起きてくること、個人のわがままとか。

この問題に関していえば、捜査側に不利に働いた場合に、本当は犯人の者を逃す可能性も出てくるような気がするんだよ。だから、これはちょっと危ないな。私の感想ではあんまり優しさとか人権を表に出して、その裏でまた悪いことが起きると、やっぱりいい部分と悪い部分が隠れているような、そんな感じがします。

○森本委員長 平山委員、どうぞ。

○平山委員 齊藤委員と同じなんですけど、全面開示、いろんな捜査の中でどこまで開示、そして、その挙句、検察の不服申立て禁止となると、三本木委員が心配している、そういうところへ行っちゃうんじゃないかなと、逆に言うと。冤罪はそれは出ているよ、あるよね、実際は。テレビでやったいろいろやっていて、あるよ、実際。あるね、きっと何分の1とか。

でも、松田委員も言っていたけれども、確証を得て最後やるわけでしょう。その辺のことがあると、これを求めてどこまで全面開示して、不服を

あれして進んじゃったときに、それだけで解決するのかなというところなんですよ。

さっき言ったような交通事故なんか本当に100、ゼロだと思うけれども、それもなんないんだよ、その辺が全面開示というこのまま続くと……もう頭がぐちゃぐちゃになっちゃったけれども、実際冤罪に対してまずいくと、たしかに今、証拠は検察だって多分全部出していないということで、それが出てくれば決まるって、そこまで疑っちゃったんじゃ、全ておかしくなっちゃうから。

ちょっとこの陳情は、両極端になっていっちゃうんじゃないかなという気がして、ちょっと俺は地方議会でやるあれじゃないのかなという感じはしますね。

○森本委員長 よろしいですか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 私は齊藤さんが言っていることが全く同じというか、やっぱり冤罪があつてはいけないというのが基本だと思うんだよね。

だから、冤罪だと思う場合には再審を出すのは当然だし、ただし、その証拠を全部出せというのは我々には分かんないというか、どこまで証拠を、分かんない。だけれども、それは最終的に国会で審議して、そしてその証拠を出すか出さないかということについては、どこまで法律で決めていくかというのは国会がやることだから、まず、基本的には冤罪を何とかなくすということを考えたら、私はこれに今言っているかどうか分かんないけれども、齊藤さんと同じ考えだけれども、これは賛成していきたい。

○森本委員長 林副委員長、どうぞ。

○林副委員長 私も先ほどの対等か対等じゃないかという質疑をさせていただいたときに、現在は対等ではないんじゃないかなと回答の中から感じていて、私も齊藤さんと同じで、これは市議会とし

て、ほかの市町がこう言っているからこうするかじゃなくて、ここで考えて、ここの考えで言っているのかなと思いました。

そして、地方議会だから関係ないというんじゃないで、冤罪に関して国民がもっと関心を持ってもらわないと、結果冤罪はなくなるんじゃないのかなと思いました。

自分の意見は以上です。

○森本委員長 田村委員、どうぞ。

○田村委員 冤罪は本当さっき齊藤さんがおっしゃった痴漢とか、そういうのもそれは確かに軽微ではあるけれども、冤罪は冤罪でしょうし、ここで言われているようなというか、ここの趣旨は袴田さんを代表とするような、そうした殺人とかそういう重大な犯罪に対するの冤罪に対するの改正というのが趣旨だと思うんだけど、いわゆる冤罪というのは、昭和の時代というか取調べの過程で自白を強要されたとか、いわゆる密室の中で取調べをしているので冤罪というのが発生してきたという歴史があるので、それを踏まえてもう10年ぐらい前から法律で取調べの可視化ということになっているので、今はなかなか起こらない、にくいんだと思うんですよ、冤罪、そういう重大な犯罪の冤罪事件というのは。

ただ、実際に今も袴田さんみたいなもう高齢になって冤罪ということで、もうすぐ判決が出るといことですけれども、苦しんでいる方がほかにも何人もいますので、本当にいいのかというところじゃないし。

さっき国会議員でもそういった超党派の連盟ができて、会長が麻生さんだということで、三百数十人の国会議員がそういった形で異を唱えているというか、法務省に見解を変えようとしているんだけど、超党派なんでさっきちょっと見たらやっぱり自民党から共産党まで全ての議員が入っ

ているんです。そういう中で、もちろん国に、最終的には国の話ですけれども、個人的にはどうか、こういう地方自治体、基礎自治体の中でもそういうふうな、いろんなところで起こっているんだと思うんだけど、それに我々もどうか、私は賛同してもいいんじゃないかというふうに思います。

○森本委員長 はい、齊藤委員。

○齊藤委員 先ほど言った俺が微妙な判定で話しちゃったんで、ここはいささか悩むと言ったんですけども、金子委員が今上手に言ってくれたんですけども、要はこれ声を上げないと、それこそ国会に出ても議論にもいかない。だから、これは趣旨上、改正すべきであるという陳情にはなりませんが、基本的に国に上がったときに、これだけ地方から声が上がっているから、しっかりと目を向けて取り組もうという意味で上げるという考えも、それこそ地方議員のレベルで行くんだしたら、その感覚で個人的な考えでいけば、僕は議論してもらいたいなという意味で賛同する意味で言っていたんですけども、ただ自分らではどの物件があって、今、田村さんが言われたとおり冤罪の幅もあるけれども、ただ軽微から重大な事件全てにおいて法となれば適用されるわけですから、これがあれば冤罪の、本当に冤罪ですよ、本当に冤罪で被害を受けている人の救済措置として三審まで行ったまでということは、よっぽど証拠を持って臨めるということですから、それに検察側のパワーバランスだけで時間を延ばされて、結局ずっと嫌疑をかけられたまま生活しなければならない人たちのことを考えると、反対の怖さもありますけれども、一応ルールの見直しは何十年もたっているわけだから、やっていくべきじゃないかというふうな意見を付け足しておきます。

以上でございます。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今の齊藤委員の言い方で司法というのは微妙に聞こえたんだけど、司法というか今の理由は微妙な発言に聞こえたんだ。

中身に関しては、司法改正に関しては、自分としては不信感があるんだけど、国会議員を動かすために賛成に、これを受け入れるというそういうやり方ということは、これはいいのそれ……

○齊藤委員 じゃ、討論だから。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 聞き取り方がまずかったら言い方悪いんですけど、再審法改正すべきだという意見で出しましょうということになるんです。この陳情に対しての僕は意見で、今討論ですから僕の意見を言っているだけなんです。

なので、それはおかしいんじゃないのって言えば、僕の言い方が悪いと僕が捉えるか、あるいは僕はその中も含めて改正をすべきであるという最終的な結論を、この先に要は態度として示すわけですよ。

その前提の話をしているだけなんで、そこを俺のところだけ言ってきて、国にかえていいのという話ではなくて、最終的にはこの意見としてなっていくから、どこの部分で自分はそこでのいか悪いのかという判断をというところを、もうちょっとうまくいってくれればと思うんですけども。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 この場合の議論のときに齊藤委員に関してはいいんだけど、再審における検察側の証拠の全面開示には不信感を持っているというのは。

○齊藤委員 いささか疑問。

○森本委員長 疑問と不審はちょっと違う。

不信というと完全否定になっちゃうけれども、

疑問というのはどうだろうということなんで、それは違います。

○三本木委員 そういう疑問を持ちながら本当にこれ微妙な問題なわけだよね。冤罪は確かにかわいそうだけでも、そこで犯人たるべき人を逃す、殺人を犯した人を逃すおそれも出てくるわけだよ。もう全面開示して、そしたら弁護側が有利に働くわけだから。だから、来ているんだから、弁護側に武器を持たせるわけよ。そういうことの恐ろしさというのを。

○金子委員 それはちょっと違うと思う、俺。弁護側に……

○森本委員長 三本木さんの発言の途中ですし……

○三本木委員 分かったようだから、それでいいです。

○森本委員長 いいですか。

じゃ、金子委員、どうぞ。

○金子委員 それは違うと思うんだよね。なぜかという、別に弁護側に有利に働くんじゃないって、証拠が出たから再審をするということだけであって、それで証拠が出たけれども、その証拠は不備でしたと言ったら、それはまたもとへ戻されるだけであって、再審したから必ずこれが冤罪だったとかなんとかだという、そういうことじゃなくて、新しい証拠が出たら、それは当然もう一度検討しないと冤罪の可能性が出ちゃうわけだから、そういうことはきちっとやってもらいたいと。

やった挙げ句、ああ、やっぱりこの人は犯人だったという結論が出るかもしれないし。その証拠によっては、これは冤罪だったということも、万に一つはあるかもしれないということだと思うんだよね。

そして、齊藤さんの言っているように、何もかもここで、そんな難しい問題が分かった上で、これを賛成だとか反対だとかというのはなかなか

我々には難しいけれども、疑問を持ちながらも、じゃ、この問題は国会でもっと審議してくれと、取り上げてくれと。取り上げた結果、ああ、それはもう駄目だよって言うかもしれないし、いやこれはもう改正すべきだということかもしれないし、国会でそういう審議もしないまま延々と何十年も続いていっちゃうということについては、私はちょっと疑問を持っています。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 じゃ、この陳情を受けるか受けないんじゃないかって、今金子さんが言ったようにこの再審法を国会議員の皆さん、どうぞ進めてくださいという議論にしたほうが。

○森本委員長 だから、そういう議論です。

○三本木委員 それでいいの。これ採択するか、採択しないかじゃないの。

○森本委員長 それを採択するというのは、この意見書というのは国会議員の皆さん、検討してくださいという意見書なんで、そういう。

○三本木委員 意見書だって、こんな内容が、だって……

○齊藤委員 だから、読んでくれって言ったのあったでしょう。最後に、そういう冤罪被害者を一刻も早く救済するために再審法を速やかに改正すべきである、ここの部分だけで言えばいいってこと。

○三本木委員 検討して、改正には反対だな。改正していいか何だかのその判断は、こんな恐ろしいことをだよ。そんな簡単にこんな地方議員の俺らが分かるはずないんだよ。

○森本委員長 そこは決断もできないですよ、うち。

○三本木委員 だったら違うこれに代わる意見書で、これは不採択にして、分からないものをいいか悪いかも分からないものを受け入れて出すんじゃない

くて、我々としての意見書を出したらいいと思うよ俺は。

○森本委員長 平山委員。

○平山委員 先ほども説明をお願いしたとおり、非常に難しいあれで、今回ここで、この後袴田さんの結論が出るという、最終のあれが出るということがありますよね。

その辺の形であれしてんのかなと思うのと、全面開示、今まで本当にあれだから、全て100%出しているということは検察側はないと思うけれども、全面開示して不服申立てを禁止すると、そういう陳情ですから、その内容もそうだから、それをこっちの判断でどうぞやってくださいって、国会議員にやれというのは、これも全面開示するか、不服するか、その辺含めてやってくださいということだったら、この陳情にはそれが入ってんだから、私はこれはいいのかな。決によって不採択という形で、不採択ということで……

○森本委員長 不採択……

○平山委員 国のほうで当然やってくださいってしたほうが、これは大変なことではないの。

全面開示の内情もちょっと分かんないし、本当にこれで不利になってんのかな。全面開示していないで検察が隠しているということになると、これは大きな問題だもんね。弁護士も信じたいけれども、検察も俺は信じたいからさ。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今、平山さんが言ったように、この問題はそんな簡単な話じゃないよ。かわいそうだとか、この法律を不服申立て禁止の証拠の全面開示とか、そんなことを本当に我々が認めたら、とんでもないことをやるということに加担したということになるわ、これは。共産党のあれで言ってみたらね。そう言っちゃ駄目だけれども、とんでもない恐ろしいことをやろうとしているよ、今。

優しさとか人権とか、きれいごとにオブラートに包んで、とんでもないことをやろうとしているように俺には見えるから、これは不採択と。

○森本委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 不採択、採択の前に確認したかったんですけども、再審請求が出されて検察の不服申立てがあると、いつかは開かれるわけですよ、それ。開かれないということはなくて、何でそこまで、不服申立てた人が裁判をする、裁判というか開くのそれ誰が開くんでしたっけ。裁判所が開くんでしたっけ。

○森本委員長 裁判所が開きます。

○佐藤委員 何で裁判所が開かない理由がちよっとその辺が分からないんで、その辺どうなっているか理解してからでないとなかなか。何で開かないのか、だって裁判所というのは中立な立場でやっているんですよ。

〔「さっき聞いてください。それ参考人にそういうの聞けばいい」と言う人あり〕

○佐藤委員 だから、そういうときはやるべきでないって言ったんですよ、私は、ここで。何でかという、そこで聞けばよかったんだけど、何で開かれないかって一番中立な、中立ですよ、裁判所って。

〔「中立だ」と言う人あり〕

○佐藤委員 弁護士と検察が対立しているわけでしょう。

〔「うん」と言う人あり〕

○佐藤委員 それで、何で中立な裁判所がなかなか開かれないというその理由が。

○森本委員長 金子委員、どうぞ。

○金子委員 それは不服申立てが出て検察が……

○齊藤委員 逆逆、不服申立てが出ているから延びちゃう、検察から出されちゃう。

○金子委員 ああそう、検察のほうから出されちゃうからただ裁判開けないでいるだけで、それはやめてくださいというのが、このあれなんだ。

〔「でもいつかは開くでしょう」と言う人あり〕

○金子委員 裁判は開かれない、開かれない、そのまま終わりになっちゃう。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、今、金子さんのに付け足しになっちゃうんですけども、いつかは開かれるという話がこの趣旨の中に書いてあるんですけども、9年も10年も先ほど言ったとおり時間がかかると。いつか開かれればいだろうという議論をルールを定めて改正しませんかという陳情なんですよ、全体ひっくるめれば。

だから、三本木さんが言っているこれをやったら俺らはすごいことに加担したとかそういうレベルではまずなくて、議論をしていくために地方議会としての一立場で改正すべきだという意見をうちらが言っているだけで、三本木さんが俺は反対だというんだったら反対でもいいんですけども、ただ、明確な議論をしていく中でこういったものが今後、七十何年か閉ざされてきた理由も何かあるんでしょう、ただ、国会議員の方々の連名が超党派でついているというところもあれば、その議論にのっかってこの話をしっかりと進めたい。ただ、出し方が改正を求めている内容なので、改正を求めたいという陳情にはなってしまいますが、基本的には国会、国のレベルでお話をしていくための、残念ながらここで陳情としてうちは付託されたわけですから、極端な話そこをしっかりと白黒つけるというのであれば改正を求める議論をしていただきたいという趣旨を踏まえて、賛同したいという話をさせていただいたということになります。

○森本委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ですから、何で裁判所がそんなに開かれないの、その理由が分かればいいだけで。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 だから、不服申立てを検察がしているから。なので、先ほど林委員とか私がパワーバランスどうなんですかって話を聞いたんです。だから、そうするとどうやって開きたい開きたいっていても、やらないやらないっていつて引っ張っていつて、何年もの間がたつという話ですね。

だから、さっきの全面的情報開示とその再審の開始の不服申立ては全く別立てですから、基本的にその中の議論を含めた法改正を望むという陳情なので、じゃ望んでいただいたほうがいいんじゃないですかというのが私の考えです。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、開くに、裁判所の裁判のほうですよ、開くに値する証拠がないから開かないという考えもあるんですけども、その辺はどうなんですか。

○田村委員 それは違う、再審開始はもう……

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 裁判所が再審開始をしますって決定をした後に不服申立てをするので、もうすることは裁判、裁判所が決定しているわけですよ。それで、不服申立てをすることでなかなかスムーズにいかないというか、で何年もたっちゃうというので、それ冤罪だとすれば問題じゃないかというのが問題の趣旨です。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 もう再三再四繰り返になるんですけども、決定はするんだけど、その不服申立てをしたことによってというのは、それもそうすると何で速やかに不服申立てをしても何で速やかに開かれない理由がちょっと明確になれば。不服申立てしても最終的には開かれるんですけど。

〔「何で時間がかかるかということです。

その辺ちょっとよく分からないですけども」と言う人あり〕

○森本委員長 じゃ、私答えるんで、不服申立てが出たということは、その不服申立てが正しいかどうか正当なものであるかどうかを裁判所が判断するんですよ。そのための審査に時間がかかるんです。それで時間がかかることによって、じゃそれは不服申立て駄目ですよ、じゃ裁判もう決定したんでやりますよという、いやちょっと待ってって、検察側に不服申立ての権利があるんで、こうこういう理由で例えばその証拠はいまいち、最初はその証拠は重要じゃないということで不服申立てをしたりとか、次のときにはその証拠は新規のものじゃないとか、その理由をいろいろつけて不服申立てをするわけですよ。その不服申立てをやっている間に時間がずっとたっていて被告が亡くなっちゃったりとか、そういうことが起こり得るからということで、多分この趣旨出ているんだと思うんですけども。不服申立てが出ているから裁判が開かれるのが遅くなるというのは、その審査をするからということで考えてもらえればいいかと思います。

いいですか、それに対して。

○佐藤委員 それに対して、そうすると検察はそれで立件したいから冤罪……

○森本委員長 立件はされていますけれども。

○佐藤委員 冤罪というのは、結局実際は分からないわけですよ、そこまでは。それはあつてはならないからということで再審請求するわけですよ。それを速やかに審査したいんですけども、検察の不服申立てで、検察は何で不服申立てするかという、それで立件したいからなんですか。

○森本委員長 立件はされています。

○佐藤委員 しているんですけども、どうしてもそ

のまま終わらせたいと。なるほど、はい、分かりました。

- 森本委員長 三本木委員、どうぞ。
- 三本木委員 これ弁護士側のあれしか聞いてないんだよね、言ってみたら、今日。
- 森本委員長 弁護士からの陳情ですから。
- 三本木委員 だって、それだけの知識がなくて検察側も調べてみなくちゃ分かんねえっぺな。偏った情報しかないような気がするでしょう。そして、ちょっと本当この事の重大さをそんな簡単じゃないよ、これ。
- 金子委員 ここで決定されないから、大丈夫だよ。
- 三本木委員 それだって無責任なんべね。
- 金子委員 そんなことない。
- 三本木委員 あっぺや。
- 金子委員 検討してくれっから。
- 森本委員長 金子さん、ちょっと待ってください、三本木さん言っているんで。
- 三本木委員 ねえ、俺らがこれやるというか、この証拠の全面開示、不服申立てというそんなとんでもないことに手を貸すんだよ、これ。そんなの俺は関係ねえとは言えないね。那須塩原市議会としてこれを受け入れるんだから、これは逃げられないよ、もう。というそういう重要なことだということそんな簡単にかわいそうだとか、冤罪こういうこと聞ける。何かきれい事で終わらすようにしか聞こえない、この事の重大性をもう少し認識しないと、国の法律に触ろうとしているんだよ、これ。そんな簡単なのじゃない。
- 森本委員長 金子委員、どうぞ。
- 金子委員 そういう重大なことだから、我々はここで声を上げて、そして自分の考えで賛成か反対かを決めていかなくちゃ、これはほっておいてあと10年、20年、30年このままほっておいて、こんな重大だっっていっているんだから、ほっておく問

題じゃないわけだから、自分は反対なら反対でいいと思うよ、賛成なら賛成で。

- 森本委員長 新しい意見にしてください、ここは。繰り返しになってしまうので、新しい意見をお願いします。
- はい、どうぞ。
- 三本木委員 偏った情報で判断しているって、検察側の情報も聞かなければ駄目だと。
- 森本委員長 分かりました。
- そのほか新しい御意見のある方いらっしゃいますか。
- 〔発言する人なし〕
- 森本委員長 ほかに討議すべき新しい点などお持ちの方いらっしゃいますか。
- 〔「ありません」と言う人あり〕
- 森本委員長 ないようですので、議員間討議を終了したいと思います。異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 森本委員長 異議がないものと認め、議員間討議を終了いたします。
- 討論はございますか。
- 〔発言する人なし〕
- 森本委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。
- 〔「暫時休憩いいですか」と言う人あり〕
- 森本委員長 暫時休憩の発言がありました。
- 暫時休憩といたします。
- 休憩 午前11時10分
- 再開 午前11時12分

○森本委員長 では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本件を採択するかをお諮りいたします。

陳情第4号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情について、採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森本委員長 賛成多数と認めます。

よって、陳情第4号は採択すべきものとするに決しました。

つきましては、陳情書にあるように国に対する意見書を地方自治法第99条に基づき提出することで異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは……

異議ありの場合、ここで異議ありであるの。

〔「異議ありの部分を開きます」と言う人あり〕

○森本委員長 この場合は。

〔「意見書を提出することについて賛成するのをまた諮りますか」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、異議ありの声がありましたので、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○森本委員長 賛成多数と認めます。

それでは、意見書の内容を精査させていただき、意見があれば挙手の上、発言をお願いいたします。

意見書が添付されております。そこに……

今11時13分なんで休憩入れますか。

ここで休憩を入れたいと思います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時28分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、先ほどの意見書(案)の内容を精査していただき、意見があれば挙手の上、発言をお願いいたします。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 ないようですので、お諮りいたします。

意見書(案)のとおり提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 また、字句の整理については正副委員長に御一任いただきたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、意見書については30日の議員全員協議会に議会案件として提出し、10月1日の最終日に議案として提出させていただきます。

以上で陳情第4号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時32分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎企画部の審査

○森本委員長 これより企画部の審査に入ります。

初めに、企画部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○磯企画部長（挨拶。）

○森本委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎デジタル推進課の審査

○森本委員長 デジタル推進課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第62号の説明、質疑、討

論、採決

○森本委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

○鈴木デジタル推進課長（議案第62号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。質疑がある方はいらっしゃいますか。

林副委員長。

○林副委員長 先ほど、前のスライドの中で、この後、一覧がありましたよね、やっていく……

〔「二重業務」と言う人あり〕

○林副委員長 二重業務。この中で、子供関係があったかなと思うんですが、児童手当システム標準化……

〔「左下にある」と言う人あり〕

○林副委員長 左下のほうの……

〔「こども家庭庁っていうやつ。児童手当システム標準仕様」と言う人あり〕

○林副委員長 児童支援システム標準化（こども家庭庁関係）のものって、今後そういうこどもデータ連携みたいなことも視野に入れて、構築されるんですか。

○森本委員長 課長。

○鈴木デジタル推進課長 すいません。詳細までのちょっとデータ、手元にはないんですが、うちとしては、今、委員がおっしゃってくださったような、多分基本的な業務というところも標準化をしていくという形にはなっていくんだと思うので、すいません、どの業務が該当するかとか、どういった工程でというのは、ちょっとすいません、今手元に資料がないので、詳細をちょっと答えられないんですけども。

○森本委員長 林副委員長。

○林副委員長 じゃ、そういったそのような様々な所管課とデジタルが共に考えてつくっていくという考えでよろしいですか。

○森本委員長 課長、どうぞ。

○鈴木デジタル推進課長 そうですね。先日も庁内の各課に、こういったことが、多分各課ごとには分かっていると思いますが、うちのほうとしましても、具体的なスケジューリングを示したりとか、流れは説明させていただいて、各課と一緒に、当然我々だけではできませんので、各課の協力を得ながらやっていくという形にはなると思います。

○林副委員長 理解しました。

○森本委員長 よろしいですか。

○林副委員長 はい。

○森本委員長 じゃ、どうぞ。

○佐藤委員 これ、新規ということで分かったんですけれども、これ1回構築してしまうと、その後は管理するとか、そういうものに対しては、今後お金がかかってこないということによろしいですか。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○鈴木デジタル推進課長 この後の、構築した後のランニング的なところのコストですか。

○佐藤委員 そうです。これはあくまでイニシャルでしょう。

○鈴木デジタル推進課長 ランニングは当然発生はしていきます。

○佐藤委員 どのぐらいかかってくるかというのは、まだこれからですか。

○鈴木デジタル推進課長 そうですね。これからという形にはなるうかと思えます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 別に、それに対して疑問を呈するわけじゃないので、いい質問だと思っただけです。

○森本委員長 よろしいですか。
齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。これ、1,958万円の一応その算出根拠みたいなものはあるんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。
グループリーダー。

○佐藤デジタル推進課システム管理担当GL こちらの今、民間業者さんのほうで開発されていて、そういったところから情報収集をしながら改正に係る部分ですとか、そういったところを積算して、概要を計算させていただいています。

○齊藤委員 こちらである程度算出してから出した感じでよろしいですか。受けた請求を出しているわけではない。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長、大丈夫ですか。分かりますか。もう一回、じゃ。

○齊藤委員 この1,958万円という算出根拠は、市のほうから出して、向こうのシステム会社さんに行くまでの話を捻出してから、国の補助金をもらっているという順番なのか、国が算出してきて、これだけ上げるよと言っているのか、その辺はどうでしょうかという話。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○鈴木デジタル推進課長 そちらにつきましては、J-LISから、国といいますかJ-LISという機関からの補助金の流れになりますので、そんな形といいますか。

○森本委員長 それじゃ、多分質問と答弁が合っていないです。質問に対する答弁が合っていない。
補佐お願いします。

○高根沢デジタル推進課長補佐 齊藤委員がおっしゃっていただいた前者のほうの流れかなと思います。算出したものを100%補助という形になりますので。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 100%と聞けたからよかった。要は市で算出したものを提出した結果、出されたお金がこれだったということですよ。相手任せではないということですよ。というのを確認したかった。

○森本委員長 そのほか。
田村委員。

○田村委員 あまりよく分かってないので聞くんですけれども、このクラウドのそもそもというか、業者というかベンダーというんですか、よく分からないんだけど、それはもう決まっているのか、選択するんでしたっけ。違いますか。

○森本委員長 答弁を求めます。

グループリーダー、お願いします。

○佐藤デジタル推進課システム管理担当GL 提供ベンダーのほうは、ガバメントクラウド化された後、選ぶ形になります。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 もう、じゃ、業者ももう決まっているのかな。

○森本委員長 グループリーダー。

○佐藤デジタル推進課システム管理担当GL 現在、御存じだと思いますが、TKCのシステムを庁内で使っております。それが今回、契約して、今の契約期間の間で一度このような形に移行します。

○森本委員長 グループリーダー、ごめん、もうちょっと声張ってもらっていいですか。音が拾えない可能性がある。もうちょっと大きい声でお願いします。

○佐藤デジタル推進課システム管理担当GL もう一度いきます。今使用していますTKCのシステム、こちらが今ある契約の中で来年度、このシステムがこの形に、ガバメントクラウドの形にまず移行します。移行した後、今の現契約が満了した後は、そこでベンダーの選定ということになるので。

○森本委員長 田村委員、よろしいですか。

○田村委員 いいです。

○森本委員長 副委員長。

○林副委員長 すいません。今、TKCさんを使っているということなんですけれども、栃木県内は全部TKCじゃなきゃならないみたいな決まりはあるんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○鈴木デジタル推進課長 TKCさんじゃなきゃということは全くなくて、今現状のベンダーも、うちのTKCだったり両毛システムズというところ

を使っていらっしゃるのところとかも、自治体によってありますので、決してそこ一本ということでは決けてないです。

○林副委員長 分かりました。

○齊藤委員 もう一回確認。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。先ほど説明があったんですけども、今、ベンダーが県内で分かっているけれども、国としてはまとめたデータを使いやすいようにということで、今後カスタマイズしていくということなんですけれども、仕様自体は国から授かってきたものをただベンダーが入れるという解釈でよろしいですね。だから、齟齬は起きないということですよ。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○鈴木デジタル推進課長 議員のおっしゃるとおりです。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

じゃ、私から。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 今回、違うシステムが入るといってもあるし、全国的に行われることだと思うんですけども、これって自治体によって、例えば人口だったりそういうのがあると思うんですけども、金額によって差が出るものなんでしょうか。

○林副委員長 答弁を求めます。

課長。

○鈴木デジタル推進課長 そうですね。当然規模感によっても全然違ってくると思いますし、県内の自治体でも当然差は出てきていると思います。構築費には当然差が出るとは思っています。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 そうしますと、例えば県内だったら佐野市とか人口が同じぐらいだったりするんですけども、そういうところとかとは、大体人口ぐらいで決まるのか、それとも、いろんな使用するシステムによって変わってくるのか、何によって金額というのが変わってくるのかというのがちょっと気になるんですけども、いかがでしょうか。

○林副委員長 グループリーダー、お願いします。

○佐藤デジタル推進課システム管理担当GL すいません、金額につきましては、ちょっとTKCさんを例に出させていただきますと、大きく自社のシステム改修費というのがあります。それを人口割という形でTKCさんは算出しています。もしかすると、そのあたりはベンダーによっては異なるかもしれませんが。

○林副委員長 委員長に戻します。

○森本委員長 ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○鈴木デジタル推進課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑のある方はいらっしゃいますか。

齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 ページが分からなくなっちゃった。書かない窓口とどこでも窓口を去年からやり出したんですけども、やってみた効果みたいな話をちょっとお聞きしたいんですが。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○鈴木デジタル推進課長 使っていただいた方からは、書かない窓口、書かなくて済むんだねと好印象の好感触のほうがたくさん声をいただいておりますので、今後も継続していきたいなど、当然思っているところではございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 やっていく中で、不具合等々もあったと思うんですけども、もし分かればでいいんですけども、何人ぐらい対応できたかとかは拾っていますか。それを利用した窓口数という、そんなのは数えられないか。何かあれば。

○森本委員長 グループリーダー、お願いします。

○大橋デジタル推進課デジタル政策担当GL 昨年度なんですけれども、申請書の作成支援総数ということで、書かない窓口ですと令和5年度が1万9,906件という数字が出ております。こちらは書かない窓口のほうになります。どこでも窓口についてなんですけれども、こちらが申し訳ありません。今8月末現在ということで、今年度の件数になってしまっているんですけども、登録済みの手続数としましては186件、申請件数としましては4,413件でございます。

[「これは今年度の数字ですか」と言う人あり]

○大橋デジタル推進課デジタル政策担当GL すいません、8月末現在ということの利用実績になっているんですけども。

○森本委員長 いいですか。

齊藤委員。

○齊藤委員 昨年度のやつも、書かないほうは1万9,000件ということで、極端な話、これが今まで市民の方が書いていたという解釈でよろしいですかね。

[「そうですね」と言う人あり]

○森本委員長 大丈夫ですか。

そのほか質疑がある方はいらっしゃいますか。副委員長。

○林副委員長 88ページ、デジタル政策総合調整費70事業の地域ポータルアプリについて伺います。現在どのような方がどのように使っているのかしら。

○森本委員長 答弁を求めます。課長。

○鈴木デジタル推進課長 こちらにつきましては、令和5年度中は箒根学園さんでちょっと実証的に使わせていただきまして、今年度からは市内の小・中学校、義務教育学校全校で使っていただいております。要するに、学校内の連絡ツールの一つとしてお使いいただいているところもありますし、あと、市役所と自治会長さんへの連絡ツールとしても運用を始めているところでございます。

○森本委員長 林副委員長。

○林副委員長 使用していく中で見えてきた課題などはあるのか伺います。

○森本委員長 課長。

○鈴木デジタル推進課長 この間、地域の自治会さんを変えてポータルアプリのちょっと勉強会を開かせていただいた、議長にお力添えをいただいていた場面をいただきました。その中では、やはり登録、使うことはそれほどでもないんですが、使うアプリを入れるまでが結構、人のデバイスによっていろいろ状況が変わったりとか、そのあたりがありまして、そこに結構時間がかかったなというような印象があります。なので、そのあたりをうまくエスコートしてあげられれば、もっと活用の幅も広がっていくのか、そこがちょっと見えてきた課題の一つかなというふうには、ちょっと捉えております。

○森本委員長 林副委員長。

○林副委員長 導入するまでに時間がかかるという

理解。

〔「インストールするまで」と言う人あり〕

○林副委員長 インストールするまでが時間がかかってしまう。

○鈴木デジタル推進課長 そのとおりです。

○林副委員長 分かりました。以上です。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 87ページの地域情報化推進費の中で、去年NTTが那須塩原に過払い2,500万というのがあったんだけど、それはその後どうなっているかとか分かれば。

○森本委員長 課長。

○鈴木デジタル推進課長 ありがとうございます。

前年度末に報告を、全協で報告したんですけども、今年度、そのあたりも踏まえまして、NTTさんと月1程度の定期的な話を進めておまして、状況の把握ですとか、あとは今後どうしていくかというところも話しを進めているところでございます。

○森本委員長 田村委員、どうぞ。

○田村委員 方向性というか、何か解決に向けたというか、そういう話にはなっていない。

○森本委員長 課長。

○鈴木デジタル推進課長 多く頂いてしまっていた分は返還するようにはなるんだろうなというふうには思っていますけれども、額の算定とかにつきまして、うちもそうなんですけど、ほかの大田原市さんとかも日光市さんとかもありますので、そのあたりと情報共有を図りながら、同じような取扱いでちゃんとしていただけるように、NTTさんと話を進めているところでございます。

○田村委員 分かりました。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。同じ88ページのデジタル

政策総合調整費、DXフェローということで、多分オカダさんだと思うんですけども、令和5年度は何をやったのかお聞きしたいと思います。

どんなアドバイスをもらったのかとか、かいつまんで大丈夫です。

○森本委員長 答弁を求めます。

グループリーダー、お願いします。

○大橋デジタル推進課デジタル政策担当GL 昨年度ですと、有識者懇談会というのにも参加していただきましたし、フェローと定期打合せということで市長とミーティングもしていただいております。具体的なアドバイスとしましては、アクションプラン、DX推進戦略の関係の御意見ですとか、あとは現在、ウェブ会議ブースというのを本庁舎と西那須野支所庁舎内に……

〔「ウェブ」と言う人あり〕

○大橋デジタル推進課デジタル政策担当GL ウェブ会議ブースの設置についても、フェローから御意見等をいただいて設置に至ったということで、という実績がございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 基本的には、こちらに住まわれているというのもあるんですけども、電話連絡とか、会議のことはそういう連絡方法で、そういうアドバイス、せっかく提携しているので、やっているというんですけども、有効的にデジタル推進課としては、言い方は変ですけども、活用されたのかというのをお聞きしたいんですけども。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○鈴木デジタル推進課長 私も、今年度こちらに来て、初めてお会いさせていただきましたけれども、本当にまめにやり取りをさせていただいています。ウェブ上では、ウェブだって対面型とかいろいろありますけれども、何かこちらからのDX関係で

悩み事が生まれれば、すぐ連絡は取れますし、対してすごく具体的に分かりやすいようなアドバイスも当然多々いただけておりますので、今回もセキュリティの話とか、いろいろ今後の展開とかもいろいろある中で、本当にちょっとした子供っぽいような質問から専門的なところのお話まで、ざっくばらんにお話をさせていただいておりますので、本当に助けていただいているというような実感はあります。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すいません。課長がどんどん成長していくのを、また次回、楽しみにしたいと思います。失礼いたしました。

もう一つ、毎回聞いているんですけども、BPRについてですね。これは前年度からもうずっとやっていて、効果がかなりあるということだったんですが、令和5年度についてもどのような結果になっているのかの状況をお聞きしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。

グループリーダー。

○大橋デジタル推進課デジタル政策担当GL 昨年度、BPRの業務分析ということで、対象は8事業を選びまして、そちらの部署に対してヒアリングを行い、BPRを行ったという実績がございます。令和5年度までデジタル推進課のほうで所管していたんですけども、令和6年度からは総務課のほうに移管はしているんですけども、引き続きBPRという手法については有効だと考えておりますので、デジタル推進課としては、BPRの結果をデジタル面から支えるというところで、今後も引き続き関わっていくということになっております。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 大丈夫です。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

デジタル推進課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時10分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎秘書課の審査

○森本委員長 ただいまから秘書課の審査に入ります。秘書課の皆さん、お疲れさまです。

秘書課については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○広瀬秘書課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 64ページの市長渉外費4001事業の中間にある印刷製本費のうちの下の何というんですか、弔詞、その中身についてお伺いをいたします。

○森本委員長 課長。

○広瀬秘書課長 弔詞でございますので、そのとおり、市長が交際費で香典等を出す際の香典料というものでございます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、それは分かったんですけども、どういうときにこれを出すんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○広瀬秘書課長 交際費で出す人については決まっています、例えば職員で職員の親が亡くなったときとか、あるいは皆様議員さん方のお父様、お母様が亡くなったときとかというふうなときに、香典を出していますので、それに伴うものでございます。

○森本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時14分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課長、答弁をお願いします。

○広瀬秘書課長 すいません。間違っていました。市民の方で葬儀がありますけれども、そのときに必ず市長がお悔やみというところで、紙を1枚入れているんですよ。それになります。

○森本委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

金子委員。

○金子委員 63ページの表彰が何だか、額がなくなつてとか、ちょっとそういう説明だったですけれ

ども、あれかな、どんどん節約して簡単にしているという意味になるのかなと思って、例えば別なところでは、敬老会が昨日だったけれども、そこでは……

〔「金子委員、ここの決算認定」と言う人あり〕

○金子委員 もちろん、それと同じように、例として、敬老会もどんどん減らしているわけね、金額を。それと同じように、ここも額を減らしたりなんか、そういう意味で節約しているのかなということをちょっと聞きたかったの。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○広瀬秘書課長 結果的にコストは下がりましたがけれども、決してコスト削減を目的として見直しをしたわけではなくて、B3サイズ、今まで賞状ってB3サイズの大きなやつをやって、しかもそれに額をつけていたので、持って帰るのにすごい荷物になりますし、今あまり額を飾るようなお宅もあまりないので、そうじゃなしに、よく学生が卒業証書なんかを今もらってくると、折り畳み式のファイル、あれに替えたほうがいいんじゃないのというところで見直しをして、それで結果的にコストは下がりましたがけれども、決して簡素化するとか、そういうことを目的にやったわけではなくて。

○金子委員 そうじゃないんだ。分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 じゃ、すいません、私から。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 私から聞きたかったのは、今回この市長交際費また秘書渉外費ともに、増額になったのが、コロナが5類に入ってからということだっ

たんですけれども、自分で見ればいいんですけれども、そうすると、ほぼほぼコロナ前に戻っているのか、まだ少なめなのか、それとも、コロナ前よりも増えたのかというのをちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

○林副委員長 課長。

○広瀬秘書課長 これまでの経緯を見ますと、コロナ前が大体今回令和5年度ぐらいのことで、元に戻ったのかなと。令和2年、令和3年なんかは、もう20万程度だったんですね。かなり本当にぐっと下がっていきまして、令和4年度からまた40万になって、令和5年に50万になってきたということなので、ほぼ元どおりというか、もともとの金額に戻ったということでございます。

○林副委員長 委員長に戻します。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 64ページの一番上なんですけれども、市の表彰は受賞者が一覧あるんですけれども、これは表彰規定のときのいろいろやっているんですけれども、この中で、推薦受けた方で辞退された方というのはいらっしゃいますか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○広瀬秘書課長 辞退をされた方はいらっしゃいませんでした。実際に表彰式に来られなかった方はたくさんいらっしゃいましたが、表彰自体を辞退という方はいらっしゃいませんでした。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑はありますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 市長の先ほど言った渉外費の一番最後の65ページの一番下なんですけれども、能登半島の地震の被害の見舞金で7万円なんですけれども、

これはどういう理由で7万円なのか教えていただきたいと思います。

○森本委員長 答弁求めます。
課長。

○広瀬秘書課長 これは栃木県の市長会で、取組を行ったものでございまして、そこで一律各市7万円ということに決まったもので、うちが独自に7万円と決めたものではなくて、市長会の取組として、それぞれ7万円負担をして、やろうということになったものです。

○森本委員長 よろしいですか。
〔「100万にしたかったんだね」「そうですね」と言う人あり〕

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。
副委員長。

○林副委員長 65ページの能登半島の一つで、内外情勢調査会はどのようなことなのか教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○広瀬秘書課長 内外情勢調査会というのは、時事通信社で行っているものがございまして、その時々で、社会で話題になっていること等について、著名人を呼んで講演会をしているものです。

そこに、時間が取れば、市長などが行って、それを聞いてくるというものになっております。

○森本委員長 副委員長。

○林副委員長 その調査会に参加するに当たっての年会費が19万8,000円。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○広瀬秘書課長 そのとおりでございます。

○林副委員長 理解しました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃい

ますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは議員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

秘書課所管の調査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時29分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた

します。

—————◇—————

◎那須塩原駅周辺整備室の審査

○森本委員長 ただいまから那須塩原駅周辺整備室の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

那須塩原駅周辺整備室については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 まず、新庁舎整備事業のほうで、大きくお金が動き出したと令和5年度の説明があったんですけども、今後、庁舎の建設は基金等々を

利用していくと言ったんですけども、この令和5年度の財源というのは、どういうのを使っているものなのかどうかを確認させてください。

○森本委員長 答弁を求めます。
室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 国・県等のお金は入ってございません。新庁舎整備基金のほうから、一部選定支援のほうの支援業務のほうには使わせていただいているところがございます。ほかは一般財源という形です。

以上です。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 例えば、選定支援業務などは新庁舎に関わると思ったんで、一財使わなくてもよかったんじゃないかというような話はなかったのかどうかお伺いしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 新庁舎、特例債についてはハード事業ということですので、設計には使えないというところで、新庁舎整備基金のほうから一部使わせていただいております。それだけになります。

○齊藤委員 俺が間違った。ここに使ったって言ったんでしたっけ。さっき。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 はい。

○齊藤委員 そうですか。すみません。

2,900万のところに、一部整備基金を使ったということでもいいんですね。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 そうです。設計者選定等支援の業務のほうに一部使っております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 オフィス環境調査とは何でしたか。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増渚那須塩原駅周辺整備室長 今年度も今後やりますけれども、5年度に実施したのは、現況の調査がメインです。各フロア、各課等にどれだけの机があって、什器も含めて現状の確認と、その什器、机等がどの程度のレベルの状況なのかの確認と、現状のフロアの中での配置等を確認させていただいております。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 どうぞ。

○齊藤委員 次、別のほうへいってしまうから、ここだったらどうぞ。

○森本委員長 では、金子委員からお願いします。

○金子委員 今ので新庁舎建設基本設計者選定等支援とあるんですけれども、この中身というか、支援ということになっていきますけれども、どういうふうな中身になると。

○森本委員長 支援の内容ですね。

室長。

○増渚那須塩原駅周辺整備室長 こちらは、CM、コンストラクションマネジメントということで、今回のこの業務の中では、設計者を選定する業務、あるいは設計者選定のための事前の準備業務、あるいは、社会状況の確認等々、なかなか我々職員だけではできない、やり切れない部分がございますので、そういったところをプロの業者さんにお願いをして、我々がやることの支援をいただくというような業務になっております。

以上です。

○森本委員長 金子さん、よろしいでしょうか。

金子委員。

○金子委員 そうすると、最終決定までその支援の人たちと行ってきたということでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増渚那須塩原駅周辺整備室長 これは4年度から4年度までの、4年度契約、準備で5年度実施しておりますけれども、その一括の支払いということで計上させていただいていますが、これも業務の範囲としては、設計業者の選定終了までが範囲としてやらせていただきます。

○金子委員 了解です。

○森本委員長 よろしいですか。

齊藤委員、続きで。

○齊藤委員 では、駅前のほうなんですけれども、共同研究の中身についてどのようなことが行われたのかお伺いします。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増渚那須塩原駅周辺整備室長 2件挙げさせていただいておりますけれども、先ほど申し上げました宇都宮大学さんとの共同研究ということで、それぞれ別の事業をやっています。中身としては実証実験に近い小さい取組になりますけれども。

上の、本を生かしたまちづくりにつきましては、実際に近隣、公民館であるとか活動センターに、本の集積所を設置させていただいて、周りの方から無料で御提供いただいた書籍約150冊ぐらい集まりましたけれども、こちらを宇都宮大学の学生さんに作っていただいた移動式の本棚を作ったんですけれども、そういったところに本棚を利用して、西口広場で青空図書館というような形で披露させていただきました。これで大体200人ぐらいの市内の方であるとか観光で駅利用された方々に利用していただいたかというふうに思っています。

もう一つ、交流広場の設置ですが、これは新庁舎予定地のほうを活用した事業ということで、少しでも地域住民の方に予定地のことを御理解していただきたいというのがあって、にぎわい創出と

いうことでやったんですが、中身としては、ちょっと小規模な畑のようなものを作ってみたりとか、それから、間伐材、木の皮を実際自分たちで砕いて、木の道を造ってみたりとかで、本当に簡単な公園的なものをつらえていって、近所の方に来ていただくような場をつくっていくということで、実施させていただきました。こちらも宇都宮大学の研究室と学生さんと我々で、市のほうも参加していますが、地域の方等で実施してきたというような状況でございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解いたしました。

#Nus Uusiはここではないんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 共同研究として、契約は宇都宮大学さんと結ばせていただいて、一応その実践の舞台といいますか、実践のメンバーとして、#Nus Uusiのほうも一緒にやらせていただいているようなことになっています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 何か動きが悪かったというイメージがあったんで、今、下のほう、畑とか公園というのは、僕が直接見に行っていないんであれなんですけれども、ヒマワリとかはまた違うんですね。これは駅前だから違うんですね。何かややこしくてあれなんですけれども。活発に活動していたんならいいんですけれども。

何となく当時は、パレットか何かで文字を作った置き型のモニュメントみたいなものを作って、やっていたイメージがあったんですけれども、ちょっとそれが見えなかったんで、確認させてもらったんですけれども。

宇市としても活動を一緒にされていたということでよろしいんですね。分かりました。

では、もう一つなんですけれども、協議体の謝

礼とは、一般の市民の方を選定してお呼びになったやつでよろしいのでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 まちづくり協議体のほうは、市民の方、それから企業の方にいただいて、やっております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これの例えばお呼びした数と実際に参加された人数、何人かは分かるのでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 協議体のほうは、メンバーで26名と、オブザーバーとして10名来てございます。

既に実は御予算のほういただいたところなんですけれども、基本的には官民連携ということで、民間の皆様も報酬なしで御一緒にやっていただけるということでお話になりましたので、一部使わせていただいたのは、オブザーバーで東京のほうからおいでいただいた方がいらっしゃいますので、そちらの実費といいますか、往復分の謝礼ということで、お1人だけ1回分支払いしていますが、協議体のほうにはそれ以外は支出してございません。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 36人は、もともと呼ぼうと思っていた人数でマックスだったのか、それとも、36人やったけれども、その回数の中では、10人ぐらいお休みになってしまったとか、そういうのはどうですか。

○森本委員長 室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 会に登録いただいたのは26名で、実際に第1回まちづくり協議体として御参加いただいたのは21名ということになっ

ています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 参加の意志があつて、多分お誘ひしたと思うんですけども、来られなかった理由とかというのは、聞かないとは思ひうんですけども、何かあつたとかありますか。

○森本委員長 室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 実施時間と曜日とが、金曜日の開催ということでありましたので、お仕事等、御都合等があつたのかなというふうに理解してございます。

ちなみに、今年度も6月に第2回やっております、土曜日21名の参加なんです、これは逆に違つた方の出席者、欠席者、入れ替わりありますので、御都合によるものかというふうに判断してあります。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

部長。

○磯企画部長 すみません、確認したいことがあるので、暫時休憩で。

○森本委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

室長、発言をお願いします。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 申し訳ありません。先ほど新庁舎の整備事業のほうで、基金の活用を申し上げたんですけども、基本的には全て一般財源ということで、確認させていただきましたので、訂正させていただきます。

○森本委員長 全て一般財源ということですね。

齊藤委員、よろしいですか。どうぞ。

○齊藤委員 その新庁舎整備基金のほうを、これは結構高額なので、使わなかった理由とかは、逆にあるんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 基本計画のほうにも記載しておりましたけれども、合併特例債、それから新庁舎整備基金、合併特例債券と。基金のほうについては、庁舎建設のほうに基本的に使いたいというところで、現在のソフトの部分については使わずに来たというような状況だったというふうに思っています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、皆さんにお示ししている一般財源は5,000万で済むという中でも、3,000万ぐらい関わっているところで使ってしまったんですけれども、あくまで、ハードだけでの説明になっていくと見えないお金があるので、一般財源で使っていくことの負担のものもしっかり伝えていくことが、では必要なんではないのかなと。

で、検討がハードにしか使わないというそのハードは、どこまでの整備がハードになるのかも示していただかないと、僕らも分からないんで、そうやって補助金使っているのかなと思つて、一応決算のところで確認させてもらったというのがあるので、こういったものもしっかりと入れた中での最終のお金が出るということが、将来示されるという考えでいいのかを聞きたいと思ひます。

○森本委員長 答弁を求めます。

室長。

○増淵那須塩原駅周辺整備室長 当然、整備に使う費用、先日その他の費用ということで、現時点で

の想定としてお示ししましたけれども、基本的には全てお知らせしていくものだというふうに思っておりますので、しっかりとお伝えしていきたいというふうに思います。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

あと、ちょっとついでになってしまうんですけども、下の草刈りとかも草が生えないようなやり方をすれば、これは60万の支出とか要らないのかなとも思うんで、早めに対処して、わざわざ生やしてから刈るのではなくて、生えないようにすれば処理代とかもかからないとも思うんで、ちょっとこういうところでお金節約するだけでも、気持ち違うのかなとも思うんで、そういったところも考えていただければと思うと、ごめんなさい、意見になってしまいました。

○森本委員長 部長。

○磯企画部長 ちょっと先ほどの庁舎の建設費の出し方について補足させていただきたいんですけれども、通常どこの自治体も庁舎建設というと、先日お示した11億3,500万プラス4億円プラス物価上昇分といったところが庁舎建設費というふうなところで、比較する際にもそういった費用で比較しています。

で、実際過去にかかった費用ですと、土地購入代金とかボーリングとか、様々な経費かかっています。それは自治体によって状況が違うというふうなことで、一般的に庁舎建設で比較したりする上でも、実際にかかる本体の建築費というふうなところでお示して、比較するのが一般的なのかなというふうな認識でおります。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 齊藤委員、よろしいでしょうか。

○齊藤委員 大丈夫です。

○森本委員長 そのほか質疑のある方おられますか。

質疑いかがでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとする。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

那須塩原駅周辺整備室所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時12分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎企画政策課の審査

○森本委員長 ただいまから企画政策課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

企画政策課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬企画政策課参事兼課長（議案第62号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

副委員長。

○林副委員長 5ページの地域おこし協力隊の起業した内容を教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 こちらは、スポーツ振興課にいる地域おこし協力隊なんですけれども、

部活動の地域移行なども視野に入れまして、スポーツイベント会社を起こすということで、準備をしているところでございます。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 同じところなんですけれども、この地域おこし協力隊の定義というものが、何か昔はそういう課題解決の前ではなく、何となく移住を目指した形でというイメージだったんですけれども、今で聞くと、何か1つの課題に対して、この100万円を使ってやっていくという形なんですけれども、結果として、目指している方向性は一緒なんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 目指している。

○齊藤委員 目指しているというか、その方の結果は移住定住を目指しているということでいいんですか。

○相馬企画政策課参事兼課長 この方の場合、定住を目指している。この地域おこし協力隊の制度自体が、もちろん那須塩原市、こちらのほうに来ていただいて、ここの地域の課題を解決する。御本人が持っているものと那須塩原市が持っている地域課題、それを解決していただくということで、最終的には、ここに定住していただくというのが一番の目的にはなるかなと思っております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 僕がちょっと聞き方悪かったんですけども、一緒に活動した後に、3年後にみたいなイメージがもともとついてたんで、これでいくと、起業支援というのも先についてしまった状態の地域おこしなので、そういうのはどうなのかなと思って聞いてみたんですけども、その辺はど

うなんですか。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 これから起業して、そちらもやるということで、副業という形になりますので、今もその地域移行に関しては、仕事として地域おこし協力隊の業務としてもやっておりますし、またそれとは違う時間を使って、自分の新しく起こす企業のほうの仕事もできるということです。同じ時間を使っているということではない。

○齊藤委員 意味が分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 移住定住促進のほう、この間所管事務調査でいろいろ説明させていただいて、とても楽しそうにやっていて、雰囲気がとてもよかったんですけども、その結果が伴ってこういうふうないいお話につながっているということではよろしいでしょうか。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 この間の予算質疑のところの説明で差し上げたところかと思うんですけども、やはりいろいろなところにPRする機会が増えて、上手に担当のほうで、例えばマスコミから問合せがあったときに、上手なPRの仕方ができているということで、マスコミにたくさん取り上げられていたりとか、あとは丁寧に一人一人の方の移住定住の相談に乗っているということが積み重なって、今すごく増えてきているのかなと、喜んでるところなのかなと思います。

○森本委員長 よろしいですか。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 その次のページのシティブランディング事業のほうなんですけども、プロスポーツ

チームなくなったことによって、270万円の広告料がなくなったというので、そうすると、シティブランディング事業として、270万円分の要は事業ができなかったということにつながってくると思うんですけども、それによるマイナスの効果的なものというのはあったのか、またはなかったのかというところをお聞かせください。

○林副委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 今回は補正で落としておりますけれども、昨年度まではちゃんと広告料として実際に行っておりました。

今回は、もうもともとこの事業がなくても、ほかのブランディングを今始めておまして、ブランドニットプロジェクトというところでやっておりますので、この広告料がないことがあっても、去年よりも余りあるぐらいのブランディングができると考えております。

○林副委員長 委員長に戻します。

○森本委員長 そのほか質疑はございますか。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 ちょっと待ってください。ページが80なんだけれども。

○森本委員長 80ページ。

○佐藤委員 80ページの移住・定住促進事業費の、

これは4年度に比べて倍になったということで、これについての理由、定住者が増えたということで、そうすると、次のページの補助金が増えたということでもよろしいんですか。

○森本委員長 答弁求めます。
課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 そうですね、移住支援の補助金が増えているために支出が倍になっているという形ですね。

○森本委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 そうすると、4年度と5年度の移住者の数というのは把握しているかどうか伺いたい。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 まず、相談件数から言ってもいいですか。相談件数が令和4年が518件に対して866件と増えております。これが相談。そして、移住者は実際センターを通じて移住してきた形になりますけれども、そういう方で比較しますと、令和4年度は57世帯、105人だったものに関して、130世帯、250人増えているという状況でございます。

それと、転入超過ということで、特にこのセンターを通すとか通さないとかではなくて、社会動態の中で転入と転出の差というところでいきますと、社会動態もほかの市町は結構減っているところがある中で、那須塩原市としてはまだ転入超過が続いているというところで、ここは増えているわけではないんですが、令和元年から5年までいきますと248、154、519、363、50と、まだ転入超過が続いているという状況でございます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、大幅に増えていて大変うれしいことなんですけれども、これは企画政策課がPRを行った結果、こうなったという理解でもよろしいですか。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 国の流れというか、世の流れがコロナ禍でだんだん地域に移ってきたという大きいもちろん流れがありまして、さらにまた今度それが戻ってきているというような動きにはなっている状況にはあるんですね。でも、それでもまだこうやって増えているというところは先ほど申し上げましたように、上手なタイミングでPRができていたりとか、丁寧な対応ができていることも増加を維持している一因になっているというふうに思っております。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 いや、うれしい限りです。

○相馬企画政策課参事兼課長 ありがとうございます。

○森本委員長 そのほか質疑ある方はいらっしゃいますか。

田村委員。

○田村委員 69ページの広報活動費のところですが、まず、みるメール登録促進キャンペーンの中身というか、ちょっとよく知らなかったんで、どんなキャンペーンか教えてください。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 昨年度末にショートムービーというか、ほんの1分ちょっとのショートムービーを作って転生したら那須塩原みたいなPRの動画を作ったんですね。それを持っている人などところでPRをした。それとふれあいまつりですとか、東那須野の盆踊り大会とかのときを捉えて、地域でアイドル活動をされている方がいらっしゃって、その人を大使として任命して、その方がその司会をしたりとか、イベントに参加したりしたときに、こうやって登録すると簡単ですよみたいなPRの方法を説明したりとかして、かなり一時期がと増えたんです。ただ、ちょっと

すごい夏場だったんですが、熱中症注意情報がわあっと重ねて出た時期がちょっと重なってしまったので、せっかく入れた方があまりうるさいと言って、ちょっと減ってしまったりとかというところがあったので、その時期などを見ながらやるのが一番いいのかなと思っています。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 具体的に、現在その、みるメールの登録をしている人数というのか、推移というか、それでどれぐらい増えたのかみたいな数字は。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 現在の数としまして……

○森本委員長 令和5年度ですね。

○相馬企画政策課参事兼課長 令和5年度、経過していくと2,020……

○森本委員長 どうぞ、すみません。

○木沢情報戦略担当GL 令和5年度末の登録者数ですと、まずみるメールのほうは1万9,116になります。LINEのほうは1万6,438、合計で3万6,000弱程度の登録者数になっておりまして、そのキャンペーンをした時期がちょうど夏のあたりに増えた登録者数が8月、9月のところで大体330ぐらい登録者数が増加したというところです。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 さっきみるメールがうるさいんでキャンペーンとかやめたみたいな、それはやめた人はまた復活するんですか。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 それはまた自分で登録し直さないとならない。自動的にはならないですね。だから、最初に選択するとき、どこまでの情報を選択するかで流れる情報も違ってくるんですが、その辺も説明はしてはいるんですが、なかなかそこら辺はうまくいかなかった。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 あとLINEの登録者数、それはいわゆる市内と市外で分かりますか、人数。

○森本委員長 答弁求めます。
はい、どうぞ。

○木沢情報戦略担当GL すみません、市内、市外はちょっと分からないという状況です。

○田村委員 多分結構市外。はい、いいです。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。
副委員長。

○林副委員長 何点か聞かせてください。
70ページの広報活動費の中にあります……

○森本委員長 広聴活動。

○林副委員長 広聴活動費のコミュニケーションアプリ情報配信……

○森本委員長 広報活動でよかったかな。広報活動費のほうだね。

○林副委員長 情報配信システム構築・運用の231万8,800円の詳細をもうちょっと教えてください。

○森本委員長 答弁求めます。
はい、どうぞ。

○木沢情報戦略担当GL こちらが今、市の公式LINEの下のほうにメニューが結構選べるように出るんですけども、ホームページとか災害の関係のところとか、タブが下の方に選べるメニューがたくさん出てくるんですね。市の情報とか災害とか観光とか、そういったものがたくさん入れられるようになったというのがまず機能としてバージョンアップされたところですよ。それと。またはみるメールと連携をして、同じ情報が同時に流せるようになっているというところですよ。

○林副委員長 分かりました。
その下の部分で、動画作成支援ツール176万円について教えてください。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 こちらは各課でいろいろな動画を作るのに、前は例えば情報発信係に聞かないとできないということがあったので、ちょっと簡単に教えてもらって、できるようなツールを入れまして、それで各課で独自に作ってもらっているというところで、介護保険の担当などが結構数多く作って、セミナーとかに使ったりとかという形を取れているというものでございます。

○森本委員長 林副委員長。

○林副委員長 ChatGPTのようなツールで動画を作ってくれるという理解ですか。

○木沢情報戦略担当GL AIとか、そういったものではなくて、動画を編集する作業が簡単にできるというものになります。

○林副委員長 ソフトというもの。

○木沢情報戦略担当GL そうですね、ソフト的なもの、あとは会社のほうに簡単な相談ができたりとか、そういったサービスも一応含んではおります。

○林副委員長 会社のほうに。

○木沢情報戦略担当GL はい、提供している。

○森本委員長 はい、どうぞ。

○林副委員長 その会社はどういった会社で、どういった相談をするとどうだ……

○森本委員長 はい、どうぞ。

○木沢情報戦略担当GL 例えばこういった層の方に刺さるような動画を作るにはどういうふうにしたらいいとか、そういう会社自体は動画コンテンツを作ったりするのが得意な会社なので、こういう対象にはこういう演出をしたほうが刺さりやすよとか、そういったアドバイスがもらえるものだと、すみません、私がまだ使っていないので、そういったアドバイスがもらえます。

○森本委員長 副委員長。

○林副委員長 それはどのような方に頼む、どのような会社。

○森本委員長 会社の業態。

○林副委員長 業態。入札で決まったような会社になっているのか、選定しているのか。

○木沢情報戦略担当GL 選定方法。

○森本委員長 お願いします。

○木沢情報戦略担当GL たしかプロポーザルだと。

○森本委員長 入札が行われているということだね。

○木沢情報戦略担当GL 入札というか……

○森本委員長 プロポーザルで。

○木沢情報戦略担当GL 随意契約。

○林副委員長 はい、分かりました。続いて、83ページのプロモーション事業費の中のなすしおばらファンクラブ事業のこの実施したときのファンの対象というのはどのような、市民なのか、新規のファンを対象にしているのか、どのような人を主に考えてこの事業をしていったのか。

○森本委員長 グループリーダー。

○大島企画政策担当GL 基本的にはファンクラブのメンバーを対象にしているので、ファンクラブの加入者、今勧誘している人たちはほぼ移住者という形なので、移住者が主体となっているという形。

○林副委員長 それを主体に増やしている。

○大島企画政策担当GL コミュニケーションを取ってもらって。

○林副委員長 じゃ、その下のところで続けます。PR短編映画制作について詳細を教えてください。

○大島企画政策担当GL 昨年度からPR動画というのか、映画という形で短編の映画を作成をしたりとなっております。作成に当たっては、実際は市内の出身者である小池監督というゲンタさんという方がいらっしゃいまして、その方と一緒に脚本なり、映像なりというのをつくっていきこうと。脚

本をつくる過程においては、それぞれの那須野原JCさん、黒磯那須JCさん、それぞれのメンバーの協力をもらいながらストーリーをつくっているというような形で、おおむね作成、脚本を年度内に作成させまして、7月に撮影をやったという形です。ストーリーの詳細はあまりは。お楽しみというか。そういった地域の魅力がPRできるような温かいヒューマンストーリーになっております。

○林副委員長 それはいつ見られるのか教えてください。

○大島企画政策担当GL 今のところ、11月から12月にかけてどのような形か分かりませんが、皆さんに公開したいというふうに思っております。主にあとは実際短編映画のコンテストとか、そういったところに監督のほうを通じて出させていただいているというのも考えております。

○林副委員長 ありがとうございます。以上です。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 80ページの指定管理者制度管理費の、この経営状況調査なんですけれども、こちらはどのようなことを行ったのかをまず聞きたいと思います。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 もともと登録していただく、応募していただいたときに、そのときの収支報告書みたいなものを税理士さんのほうに確認してもらって、この会社の運営が間違いないかというところを、そのときの状況で確認してもらっているところでございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、以前1業者がいろいろ廃

業されたということを受けて、この4万4,000円の果たして値段で税理士さんに見せたところで、中まで見れたのかどうかというのを考えると、令和5年度、この4万4,000円でやってしまったこと、やってしまったじゃない、やったことについてはどのように自分たちで評価しているかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 令和5年度までは応募があって開始するときだけ確認をするという状況でございました。昨年度の中にそういうことで破産をするような会社があったというところで、うちのほうでも見直しをしまして、年度、例えば5年だったら5年度の間年度とか、そういうところでももう一度同じことをしていくというところで、途中、途中でも確認していく。毎年毎年はそれぞれの決算というのは担当課のほうでは確認しているわけなんですけれども、年度途中のところで、期間途中のところも外部の方の目を通して確認をしてもらおうというところで見直しをしました。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これを受けて、今年度は予算づけをしてやっているという形によろしいですね。はい、分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○齊藤委員 せっかく一番奥に座っていて、活躍の場がないな。ふるさと基金についてちょっとお伺いしたいと思うんですけども、令和5年度の総評をちょっといただきたいと思います。

○森本委員長 答弁求めます。

○相馬企画政策課参事兼課長 じゃ、担当のほうから説明いたします。

○森本委員長 鎌田主査。

○鎌田主査（係長級） 令和5年度につきましては、以前、所管事務調査でも説明をさせていただいたとおり、一応過去最高の大体6億3,000万円という納税額でした。過去最高ということではあるんですけども、市場の伸びが110%ぐらい伸びているところで言うと、那須塩原市の伸びというのはまだちょっと小さいのかなというところで、引き続き寄附額アップに向けて鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○森本委員長 齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 令和5年度末で、この間、1回聞いているんですけども、結局何業者になっちゃったんですかね、サイトの入り口ですね。

○森本委員長 答弁求めます。

大丈夫ですか。分かりますか。

はい、どうぞ。

○鎌田主査（係長級） 令和5年度は4つのサイトに追加しまして、11ポータルサイトという形に。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 結局この増やしたことによっての6億円なのか、検索的にはヒットしてこうというものなのか、はたまた一番きつい言葉ですけども、本当に那須塩原市を応援したくてやっているのかどうかというのは何となく判断できるものなんですか。ただ申込みなので、明らかに来た数でしか分析はできなかったんですかね。

○森本委員長 じゃ、課長から。

○相馬企画政策課参事兼課長 じゃ、担当から説明させます。

○鎌田主査（係長級） 齊藤委員おっしゃるとおり、基本的にはサイトを増やせば、その分、寄附額が伸びるというところではあるんですが、基本的にどこのポータルサイトでも那須塩原市の返礼品で選ばれるというものについては、ある程度限られているといえますか、具体例を出すと、例えばカ

ゴメの野菜ジュースであったり、そういったものが選ばれているところがありますので、R5年度の予算の検証で言えば、もちろんポータルサイトを増やしたということが寄附額が増えた要因の一つではあるんですけども、人気の返礼品をよりつくっていくということが寄附額のアップにはつながるといふふうに考えております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 入り口もそうだけれども、基本的にそのものとか、那須塩原市産というものがしっかり伝わっていけば、入り口問わずということにも多分通じるということですよ。分かりました。

それで、正味この11ポータルになっちゃって、多分間に昔は業者がいて変えてという話になったんですけども、大体市で純粋に使えるお金ってどのぐらい残るんですか。これは多分12月で締めしているということで、お金が合わないとは聞いているんですけども……上か。この上の委託料の2億9,126万円が持っていかれるというか、使用した料金ということでよろしいですね。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 この間の所管事務調査のときにもお示したかと思うんですけども、実際に微妙に数字は違うかもしれませんが、寄附額から必要経費を引き、さらに市税の流出額を引くと、単純な数でいくと16.4%が残るといふような形になっているので、市税流出額はどんどん増えていきますので、必要経費は入っただけの必要経費なので、ここはあれなんですけれども、寄附額を伸ばしていくということと、必要経費のかけ方を細かく分析して分けていくというところで調整していかないと、なかなか手元に残る金額が増えていくという形には、金額は増えているんですけども、割合としてちょっと減っているというところではあるかなと思います。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 それじゃ、その令和5年度の中でも大体分析して、今年度聞いているんですけども、流出防止策みたいなのはこれと同時に考えて何か対策をやりつつ進めてきたのかどうかだけ確認させてもらえればと。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 流出防止策は特にっていないというのが現状でございます。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 田村委員、どうぞ。

○田村委員 それじゃ、加えて金額は一応過去最高ですけども、件数は何件ぐらいだった。件数はどうなんだろう。件数も最高なの。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 件数的には増えているものではなくて、令和4年が2万5,568に対して、令和5年は2万4,943ということで、件数は減っているということですね。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 1件当たりの金額が増えているのかとは思っただけなんですけれども、さっきカゴメという話がありましたけれども、一番人気のある品目と申すんですか、そのベスト3ぐらいがもし分かれば、5年度に出た返礼品のベスト3。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 1位はカゴメのトマトジュース、それから御用邸チーズケーキ。カゴメがいろいろ返礼があるので、ほかの種類のカゴメですとか、あとは梨とかというのが返礼品としては。金額別でいくとカゴメ、それから温泉の宿泊券、3位が宿泊のポイントというような。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。

すみません、私もちょっと聞きたいことがある

んですけども。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 ちょっと違う話なんで、アートを活かしたまちづくり、この推進事業で例えばアーティストが那須塩原市に増えたとか、そのような効果があったかどうかをお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○林副委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 アーティストが増えたという実績としては資料としては持っていませんが、アート実行委員会の実行委員長とかの顔、いろんなつながりによってアートに関わるような人、つながりが増えているというのは間違いないのかなと思います。東京とかのアーティストさんとかがいろんなつてを伝わって、ここでやりたいとかという話そのアート実行委員長さんのところに来る。図書館でやった花のイベントなんかもそのつながりを持って実施ができたというところがありますので、つながりはできているのかなというふうには認識しています。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 じゃ、このアートを活かしたまちづくり、これの令和5年度行ったときの大きな目標とか、どんなことを目的に行われた事業なのかを教えてください。

○林副委員長 グループリーダー。

○大島企画政策担当GL アートって手段かなと思っ
ていまして、なかなかアートだけを目的にやっ
ているというのは市のイメージアップだったり、
関係人口づくりだったりというところを大きく目
標にしていて、アートでこちらにいらっしゃった
方がこの地域はいいというふうに感じていただけ
るということと、そういったアーティストさんに
地元の方が触れることによって、新たな関係が生
まれる、コミュニティーが生まれるということをも

期待してやっているというふうに私は認識をして
事業を進めているということです。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 じゃ、目的自体は令和5年度の事業
を通してある程度達成されているというふうにお
考えなのかをお聞きします。

○林副委員長 グループリーダー。

○大島企画政策担当GL 基本的にはもともと予定
していた事業が年間で計画していたアートのイベ
ントの関係事業がありまして、そのほかに再三言
っているこのお花のイベントなんかは、我々がシ
キンとしてやったというよりは、向こうがやり
たいということでイベントのお手伝いだけしてく
れないかということでイベントが実現できたとい
うことからすると、そういった関係性ができてい
るということの一つの目標が達成できているのか
なというふうに認識しています。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 そうすると、今そういう関係人口を
つくることによって、例えば市内のアーティスト
が育つとか、そういう部分にもつながってくるの
かなと思うんですけども、市内全体としてアー
トに関する考え方とか、活性化とか、そ
ういう部分が醸成されてきているというふう
に考えているということでもよろしいでしょうか。

○林副委員長 グループリーダー。

○大島企画政策担当GL 今回のプロジェクトがA
R T369ということで、黒磯駅周辺から板室街道
までの区間をアートのイベントとしてやっている
ということなので、基本的にはその区間において
イベントをやっているということで、その区間
で一定のアートに対する機運が高まったりとか、
理解が深まってということが一部達成できている
のかなというふうに思います。ただ、市内全域と
いうふうにご考えますと、そこは課題かなというふ

うに思っまして、今後の活動において市内にそういう例えば博物館でもアートのイベントをやっています。生涯学習課のほうでイベントをやっていたりする。そういったところをうまくつないでいくということがこのアートの取組の課題かなというふうに思っまして、そこら辺は全部達成できたというふうには思っておりません。まずは地域では達成できた。ただ、これを市内全域に広げていく必要があるというふうに感じています。

以上です。

○林副委員長 じゃ、委員長に代わります。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 アートに関連して。アートってどこ分野まで、例えば絵画から彫刻から彫金から七宝焼から何だらかんだらいっぱいあるけれども、どこら辺まで視野に入れているんだか。

○森本委員長 視野に入れて行われたかということですね。

課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 特に制限は設けてませんので、ちょっとこれは今年度になっちゃいますけれども、ダンスのイベントがあったりとか、演劇のイベントがあったりとか、絵画もあるし、何か物を作るというのがありますので、全然制限をかけるものではないという形ですかね。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 青木の道の駅の東側に何かすごい芸術家のあれがあるらしいんですけども、あの辺がちょっと何かよく生かされているようには見えないんですけども、あの辺はどうなっていますか。

○森本委員長 課長。

○相馬企画政策課参事兼課長 個人の美術館があって、もう世界的にも有名なアーティストさんなので、つながりは持ちたいなという考えはありますけれども、すぐにつながっていけるという形では

ないので、徐々に何かそういうことができるとうれしいかなとは思っています。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 最後にしますけれども、アートとかというのは子供たちの情操教育とか、大人の癒やしとかじゃないけど、そういうものも含まれているんで、非常にいいことだと思うんですけども、そういう部分も一応視野に入っているということも。まあ、いいです。

○森本委員長 大丈夫そうです。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり
認定すべきものと決しました。

企画政策課所管の審査事項は以上となります。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時28分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会
を再開いたします。



◎散会の宣告

○森本委員長 本日の議事日程は終了いたしました。
本日はこれをもって委員会を散会いたします。
皆さん、大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時29分

総務企画常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

令和6年9月19日（木曜日）午前9時59分開会

出席委員（9名）

委員 長	森 本 彰 伸	副 委 員 長	林 美 幸
委 員	三本木 直 人	委 員	田 村 正 宏
委 員	齊 藤 誠 之	委 員	佐 藤 一 則
委 員	平 山 武	委 員	松 田 寛 人
委 員	金 子 哲 也		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総 務 部 長	後 藤 修	総 務 課 長	後 藤 明 美
総務課長補佐	佐 藤 吉 将	行政担当GL	三 宅 和 幸
人事給与担当 G L	月 江 泰 山	人事給与担当 主 査 (係長級)	白 石 恵 一
財 政 課 長	福 田 正 樹	財政課長補佐 兼管財係長	押久保 順 子
財 政 係 長	三 浦 和 哉	契約検査課長	藤 川 正 勝
契約検査課長 補 佐 兼 検 査 係 長	斉 藤 哲 也	契 約 係 長	国 井 悟
課 税 課 長	小 平 裕 二	課税課長補佐 兼国民健康 保 險 税 係 長	磯 将 央
税 制 係 長	小 川 万 里 子	市 民 税 係 長	渋 谷 亮 介
西那須野庁舎 担 当 副 主 幹	大 場 貴 晃	固 定 資 産 税 課 係 長	相 馬 文 彦
固 定 資 産 税 課 長 補 佐 兼 資 産 税 土 地 係 係 長	村 松 隆	資 産 税 家 屋 係 係 長	高 山 衛
収 税 課 長	相 馬 和 男	収 税 課 長 補 佐 兼 収 納 係 長	東 泉 秀 幸

徴収担当副主幹 君島直行

徴収担当副主幹 杉本雅和

危機管理課長補佐 小池雅之

徴収担当副主幹 浦田謙一

危機管理課長 井上早人

危機管理課主査(係長級) 室井良文

出席議会事務局職員

書記 石渡大輝

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[総務部]

- ・総務部長挨拶

[課税課]

- ・議案第82号 那須塩原市税条例の一部改正について

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

[固定資産税課]

- ・議案第83号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[収税課]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

[総務課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[財政課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[契約検査課]

- ・議案第70号 那須塩原市総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員会条例の制定について

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[危機管理課]

- ・議案第105号 財産の取得について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. 散 会

開会 午前 9時59分

◎開会及び開議の宣告

○森本委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、9月定例会議の総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）及び決算審査特別委員会（第一分科会）を再開いたします。

ただいまの出席委員は9名です。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

なお、決算審査時は平山委員は委員外の議員となります。質疑等の発言、採決への参加などは一切できませんので御注意ください。

—————◇—————

◎総務部の審査

○森本委員長 これより、総務部の審査に入ります。

まず初めに、総務部長から御挨拶をお願いいたします。

○後藤総務部長 （挨拶。）

○森本委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎課税課の審査

○森本委員長 ただいまから課税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第82号の説明、質疑、討

論、採決

○森本委員長 それでは、議案第82号 那須塩原市

税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○小平課税課長 （議案第82号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 公益法人がどうたらこうたらで、よく分からなかったんですけども、そこ。

○森本委員長 公益法人の部分ですか。

○三本木委員 うん、内容がよく、法律聞いているみたいで分かんなかった。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長、どうぞ。もう一度その説明をお願いします。

○小平課税課長 公益法人の部分なんですけど、もともと大臣が認定した、主務大臣って例えば文部科学大臣とかそういう国務大臣が認定した公益法人が、いわゆる寄附とか、あとは奨学金とか、そういったものに対しては市民税の寄附控除が受けられたんですけども、ほかの個人とか団体が、要は同じように公益法人に寄附とか奨学金とかやっても今まで対象にならなかったんですよ。規制緩和になったということで、幅広いところでそういう寄附控除が受けられるようになったということでございます。

○森本委員長 よろしいですか。

○三本木委員 いいでしょう、一旦。

○森本委員長 一旦。

○三本木委員 よく分からない。

○森本委員長 分からないところあったら大丈夫ですよ。

○三本木委員 うん。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいま

すか。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 あと、国際観光ホテルがどうたらこうたらというのがあったんですけども、国際観光ホテルってどういうものをいうんだか。

○森本委員長 答弁を求めます。

国際観光ホテルはどういうものかということですね。

係長。

○小川税制係長 国際観光ホテルというのは、国際観光の振興に寄与するために外国人宿泊施設、訪日外国人の旅行者が安心して宿泊できる施設として一定のサービスが認証されているホテル、旅館、登録ホテルなどに関して、国際観光ホテル整備法というのがありまして、そこの認定、一定の基準を満たしたホテル等が国際観光ホテルというふうに言われています。

○森本委員長 いいですか。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 何か大分昔に法律上で定められている云々書いてあったような気がするんですけども、昭和二十何年とかに。

○小川税制係長 そうですね、昭和24年に国際観光ホテル整備法というものが規定されまして、そこが基になっているものになります。

○森本委員長 そのほか質疑がある方いらっしゃいますか。

誰か質疑がある方いらっしゃいませんか。

1つだけ、じゃすみません。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 市税の条例変更ということなんで、根本的な部分というか、今回の条例の改正によって税金というのは増加が見込まれるのか、それとも確かに控除とかが範囲が広がって規制緩和になっているんで、税金は減る方向にあるのかとい

うのをお答えいただけたらと思います。

○林副委員長 係長。

○渋谷市民税係長 税金の増減はどのように影響するかという部分に関してお答えします。

公益信託の寄附金は控除されるというお話なんですけれども、ここ数年で見ても、この公益信託に関する寄附の控除が出てきたというものはまだ確認されておりません。なので件数としてはまだ少ない部分になってくるんですけども、国の方針として今後どんどん広げていきたいという方針ですので、今後は広がっていくのかなとは思いますが、ここ数年では急激に増えるとか減る、そういった話ではないのかなというふうに見ています。

以上です。

○林副委員長 委員長に戻します。

○森本委員長 そのほか質疑ある方。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今、この法律の目的が国の方針ということなんですけれども、一体何を目的としてそういう法改正をしているんですか、それは。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○渋谷市民税係長 この公益信託なんですけれども、先ほど課長からも話があったと思うんですが、具体的に言いますと、例えば一番身近なものが奨学金の部分で、例えば交通事故で御両親の亡くなった子供が学校へ行くための奨学金、そういったものの公益信託というのがあるんですけども、国としてはそういったものにもっと幅広く広がっていくというような考えがありまして、そこに寄附をすれば控除を受けられるよというような流れになっているものというふうに感じています。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 要するに寄附文化というのが、アメ

リカなんかは結構そういう寄附するという文化があるというんだけど、日本というのはそういう寄附文化が遅れているなんていう話も聞くんですけれども、そういったことも関連するんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○小平課税課長 広げようというか、どちらかというと、やっぱりそういったお金を持っている方、個人とか団体でお金が余っている方が、要は社会に貢献するというところで、そういった部分でそういう奨学金だの寄附だのした場合に控除が受けられるように、あわせて所得税なんかも、やはりそういうところでいろいろ優遇されるような形を今回取られたようなことを聞いています。

○森本委員長 よろしいですか。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 例えば企業なんかも、今までだと金もうけだけしていればよかったという風潮が、やっぱり社会貢献とかそういうものをしていかないと企業も存在価値を認められないというか、要するにマインドが変わったのかな、流れが変わったというか、そういう流れの中ですかね。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 そういう部分もあると思います。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか、質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第82号 那須塩原市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○小平課税課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりました。質疑を許します。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 このたばこ税の例えば1箱500円で買ったとしたら、市税の部分とか国税もあるんだかもしれないけれども、大田原で買うのと那須塩原で買うのとは、そこら辺の仕組みについてちょっと教えていただければ。

○森本委員長 御説明いただけますか。

係長、お願いします。

○小川税制係長 たばこ税の税率に関しましては全国で一律になりますので、どこで購入しても税額としては変わるものではないということになります。

○森本委員長 それだけじゃなくて、例えば他市で買った場合と那須塩原市で買った場合の、那須塩原市の決算に入ってきた金額の差ということですね。

係長。

○小川税制係長 那須塩原市の市のほうにその取扱いの大本の会社のほうが卸す本数によって金額が変わってきますので、那須塩原市で購入するのと大田原では税収が変わってくるということはありません。

○森本委員長 変わるんだけど、どのぐらいということですね。どのぐらい決算で違ってくるのかということを知っているんだと思います。

係長。

○小川税制係長 そうしましたら、大変申し訳ないんですけども、今ちょっと数字を持ち合わせておりませんので、後ほど。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 税金なんですけど、どこも一律同じで1,000本当たり6,552円。たばこ1,000本当たり6,552円で、これが例えば那須塩原市で買えば那須塩原市にその分が入ってきまして、大田原市で買えば大田原市のほうにその分が入るということで、あくまでも買った市町村に入ることになります。

それも、あくまでもそのたばこ卸業者が予定でこういうふうには何本卸していくよという申告に基づいて納めてきますので、そういう形でたばこ税のほうは納入となるので、調定イコール納税額と

なっています。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 それから、たばこ喫煙者、喫煙者がだんだん相当減って10人に1人とか2人ぐらいになっているような話なんですけれども、そのたばこ税が下がっているというわけではないんですか。たばこ税の収入が。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 その吸う方が減るにつれて、今度たばこ税を上げているみたいなんで、前は令和3年10月に引き上げたみたいで、それで、またある程度追いついたという形で、また今後。

ただ、今、たばこを吸う方にもちょっと優しい政策を今取るような形も出てきていますので、今後どうなるか、ちょっと何とも言えませんが、ということでございます。

○森本委員長 そのほか質疑がある方、いらっしゃいますか。

田村委員。

○田村委員 1ページの個人市民税の賦課状況で、前年度に比べて2億以上増えて、その納税義務者というんですか、これが700人も増えたというようなことで、そんなに増えたんだと思ったんですけども、これは非常にいいことなんですけれども、この要因は恐らく転入超過ということで働く人たちが市内に入ってきて、それで納税者になっている部分と、あと近年の賃金上昇というか、それで課税されなかった人が課税されるようになって増えているのか、どっちかもしれないけれども、その辺の分析はできていますか。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○渋谷市民税係長 委員おっしゃられたとおり、転入、入ってくる人が増えていることと、あとはその収入が増えたのではないかというお話だと思う

んですけれども、実際に増えた要因としては、まさにその2つでして、転入自体は私のほうでそこまで把握はしていないんですけれども、今まで働いていても結局非課税、収入が少なく非課税だった方が、賃金が上昇したことによって課税対象者になってきたという部分で、納税義務者数が増えたというふうに見ています。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 当然、今後も増えるという感じですか。

○森本委員長 決算の場合どうだろう、いいのかな、今後の話は。

○田村委員 ああ、そうか、じゃ別にいいです。

○森本委員長 すみません。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今までの税収というのは、多分経済が右肩上がり伸びていけば税収というのも多分順調に進むんでしょうけれども、今SDGsということで循環型社会とかといった場合には、税収というのも縮小してくるのかなというふう思うんですけれども、その辺に関しては、これまた違うかな。

○森本委員長 いや、でも決算なので、今までの進んできたことによって、今回の決算で税収が減ることにつながっているかどうかということだったら、そんな形だったら大丈夫です。循環型社会であることによって、要は消費社会じゃなくて循環社会になったことが税収に影響出ているかということですかね。

○三本木委員 右肩上がりの経済から。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 そこまでちょっと計算はしていないんですけれども、増える産業とか減る産業とかあって、あと変わらない……

○三本木委員 確かにね、産業によってはね。

○小平課税課長 あるのかなと。

○三本木委員 一律的に上げるのではないから。分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑がある方いらっしゃいますか。

○齊藤委員 1個聞きます。

○森本委員長 齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 さっき田村委員が質疑したところなんですけれども、705人増で所得割で2億円と言ったんでしたっけ。705人でそんな増えるものなんですか。

○森本委員長 係長。

○渋谷市民税係長 705人増えた部分も課税のほうの理由になっているんですけれども、それに加えて先ほどもちらっとお話ししたんですが、賃金が増えたことによって特に給与所得者、会社勤めの方の収入も増えているというところで、大きく増加しているというふうに見ています。

○齊藤委員 ありがとうございます。そう言ってくればいいんですけれども、705人で2億円と言ったから、そんなに高額な方がいらっしゃるのかなと。賃金の上昇プラス705人の人が増えたということですね、失礼いたしました。俺、物すごくはてなマークでいたものですから、失礼いたしました。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 大丈夫です。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 では、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 次に、認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○小平課税課長 (認定第2号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 国民健康保険の歳入の項は被保険者の減少で減っていると。今後もこの減少は続くんですか。

○森本委員長 決算なので、以前からここまでの流れという形でいいですか。

○三本木委員 はい。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 例年、やはりこういった1,000人前後、ここ二、三年減少しているんでというのが実情です。ただ今後もやはり景気が回復すれば、やはり民間で雇用される、結局、社会保険に入れば国保を抜けるという形で減っていく方向にあるのかなというふうには感じております。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 それに関しまして、国民健康保険に入るべき人は、ほぼ入っているんだか、それにこぼれている人もいるのか。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 社会保険を抜ければ、当然国民皆保険なので国民健康保険に入らなければならないということで、具体的には国保年金課のほうでそういった方は手続をしなければならないというところなんです。中には、帰ってしまう人もいう話を、要はもう保険に入りたくない、入ってしまうという方もたまにいるという……

○森本委員長 入ってしまう。

○磯課税課長補佐 はい。要は保険に入らずに無保険状態を自ら選択してしまう人もいうふうには聞いております。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 若い人から、年金もそうなんだけれども、保険なんかも入ったってあれとかとあって、そんな声が聞こえるんですけども、やっぱりそういう傾向はあるんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長補佐。

○磯課税課長補佐 一応、やはりそうならないように国保年金課のほうでもそういった声かけとかはしているみたいですが、どうしても国保に入る際に入るという意思表示をしなければならぬので、そこで意思表示をしてくれないと、実質強制加入なんですけれども、ただ本人の意思確認が取れない限りは国保に加入させないんで、なかなかそういうところは難しい課題というふうに考えております。

○森本委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

田村委員、どうぞ。

○田村委員 今のところに関連して、今、無年金の人がいるという話でしたけれども、国保税をその人は滞納するわけですよ。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 まず、国保税が発生する条件としましては、国保年金課のほうで国保に入りますという国保の資格を取得した場合には当然課税となるんですが、そういった無気な方、保険料を払いたくないから入らないという方は、結局、課税もされないので滞納状況にはならない。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 入らないと意思表示したら無年金でいいということですか。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 よろしくないです。制度的には国民皆保険なので必ず社会保険、もしくは国民健康保険、また生活保護の方はちょっと除外なんですけれども、その3つしかないです。社会保険か国保か生活保護の利用しかないので、無保険、無年金というのはあり得ないんですが、中にはそういった法令を遵守されない方は実際にはいます。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 ペナルティーはないんですか、そういう人に。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 今のところ、国保年金課のほうで結局過料というか、そういった形で実力行使というか、したということは聞いたことないので、実際には罰を与えるというのはちょっとなかなかないというふうに思っております。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 最終的に医療にかかるという場合には遡ってということになっちゃいますので、払っていなかった分も当然納めるような形になっちゃう形になります、そういう方も。

○田村委員 よく分かんなかった。

○森本委員長 国民健康保険だから、要は社会保険、国民健康保険って医療保険なんで、病院に行ったときに国民健康保険払ってなかったら無保険状態なんで全額請求されちゃうんで、それを避けるためには、要は滞納した分も払わなきゃいけないよということですよ。

国民健康保険のルールのあるじゃなくて、課税課の決算の質疑をしていただき……

[「いや、今の聞き方変えれば大丈夫」と言う人あり]

○森本委員長 大丈夫。

[「はい」と言う人あり]

○森本委員長 では、田村委員。

○田村委員 無年金者には課税をしない。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 国保年金課のほうからの情報により、課税課のほうは課税しているんで、そういう方については課税していません。

○田村委員 しません。

○小平課税課長 はい。できません。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 よくずっと年金、国保税を滞納していて、いわゆる差押えとかになったケースってあるんだけれども、それは不公平じゃないですか。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 どの時点で不公平と考えるかだと思うんですけども、国保に加入しないで3年も5年も放っておいて病気になって莫大なお金がかかるよといったときに、遡っていわゆる加入していなかった部分も最終的には払わなくちゃならないんで、もし払えなければやっぱり滞納処分が下りますし、そういった意味では最終的には同じになるのかなとは思います。

○田村委員 その他で聞きます。

○森本委員長 そうですね。

齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 今の田村委員のところなんですけれども、課税課としては国保年金課から言われたものしかやらないというこの状況は合っているんですか。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 やはり国保に加入したという資格がないと賦課はできないので、結局、国保に加入するがあって、それでの賦課なので、怪しい人がいたからといって勝手に賦課できないので、そこはちょっと心苦しいところではございます。連動しております。

以上です。

○齊藤委員 これ聞けるのか。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、国保に入らなければならぬ、ある程度人口、住民票とか全てを置いたときに、入っていない人も課税課では把握していて、例えば何人はそういう状況にあるというデータも押さえているんですか。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 具体的には、例えばとある人が会社に勤めていて社会保険証をもらっているのか、それとも無保険でぶらぶらしているのかというのは、ちょっと課税課では分からないので、国保年金課であればその年金情報とかも持っているんで、要は会社を辞めた、社会保険を抜けた、厚生年金もなくなって国民年金に切り替わった、国民年金なんだけれども国保に入っていない、おかしいぞというところまでは分かるのかなと思うんですが、ちょっと課税課のほうでは把握はしてございません。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

○齊藤委員 じゃ、また1個すみません。

○森本委員長 齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 385ページのほうの還付金について、ちょっと内容を教えてもらっていいですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

補佐。

○磯課税課長補佐 こちら還付金につきましては、国民健康保険税のほうなんですけど、一旦それぞれ納付書とか口座振替とかで一旦お支払いいただくんですが、遡って資格、やっぱり社会保険だったんで国保をやめる、その月数がちょっと二、三か月遡ってみると払い過ぎている保険料をお戻しするとか、あとは転出とか死亡とか、そういった形で払い過ぎた保険料を月割りで計算してお戻しするという金額になっております。

○森本委員長 課長。

○小平課税課長 件数で言いますと、令和4年度が559件で、令和5年度が607件で48件の増となっています。あくまでもこれ、そういった課税が変わったからということで、課税誤りでの還付ではご

ございません。

○齊藤委員 大丈夫です。

○森本委員長 そのほか質疑がある方いらっしゃいますか。

林副委員長。

○林副委員長 すみません、また遡って被保険者数の減についてまた戻っちゃうんですが、この減になる理由として、先ほどの説明で大分理解はできたんですが、人口減少による自然減だけじゃなく、こういった困難な状況、払いたくないのか、払えないのかは分からないですけれども、そういう何もしない人というのが増えているという解釈でよろしいんですか。

○森本委員長 課長補佐。

○磯課税課長補佐 先ほど意図的に払わないという人は本当にレアケースでございますので、ほとんどの方は、やはり病気にかかったときに保険証がないと困るという普通の考えの方がほとんどなので、そういった方の積み上げで減っているというところではなくて、やはり景気回復して会社勤めして会社のほうから社会保険証をもらっているんで減っているというところと、あとは人口減少も若干あると思うんですが、ちょっと内訳までは把握はしてございません。

○林副委員長 はい、理解しました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————
◎認定第3号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 次に、認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○小平課税課長 (認定第3号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○林副委員長 先ほどと同じように歳入の部分で、被保険者数の増というところの被保険者数はなぜ増えてしまったのか教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長補佐。

○**磯課税課長補佐** こちらの後期高齢者医療保険の加入の要件としまして、今は75歳になると、こちら強制的にこの保険に入ることになるので、今、高齢者の方、戦後の団塊の世代の次の世代ぐらいが、やっぱりまだまだどんどん出てくる形なので、毎年4%、5%増えているという状況が、ここ、あと10年ぐらいは続くというふうに考えております。

以上です。

○**森本委員長** そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

三本木委員。

○**三本木委員** そんなふうに毎年増えていると。これで今のこの制度というのは、それは維持できるんですかね。

○**森本委員長** 課長補佐。

○**磯課税課長補佐** こちらの具体的な保険料というのは、栃木県の後期高齢者医療広域連合のほうで算定しておりまして、栃木県の全体の医療費と、その加入している高齢者の方を見合いで計算して、当然、人数が増えて医療費も上がれば保険料も上がるというふうなことになってくるので、やはり将来的には医療給付費が増えれば保険料は上がるというそういう状況でございます。

○**森本委員長** 齊藤委員。

○**齊藤委員** すみません、課税課でいいのか分からないんですけども、この表で収納率が100%を超えているんですけども、これは課税課のほうで何か分かりますか。

○**森本委員長** 課長補佐。

○**磯課税課長補佐** こちらの具体的な後期高齢者医療の保険料というのは、年金からの特別徴収と普通徴収というものがあるんですけども、その年金の特別徴収というのは、やはり全体の9割ぐらいで、要は年金機構から特別徴収したやつが市に入って

くるんですけども、一方で被保険者が死亡した際には速やかに還付金で払い過ぎの保険料をお戻しするんですけども、年金の取得は変わらないので年金の保険料は一方的に引いちゃう。でも死亡した際には、要はその調定を下げるんですけども、お金だけ入ってきちゃうんで翌年度精算という形なので、どうしてもそのタイムラグで毎年このような状況になっております。

○**齊藤委員** 失礼いたしました。分かりました。ありがとうございます。

○**森本委員長** そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**森本委員長** 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**森本委員長** ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**森本委員長** 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○**森本委員長** ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**森本委員長** 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第4号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 次に、認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○小平課税課長 (認定第4号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、介護保険の支払いって1号って40歳からのやつで、その人数の徴収も含めた数が3万3,560人で243人増というのは、単に、すみません、俺が分かっていないんですけども、新しく入った人の人数が増えた、あるいは転入転出とかでだったのか、それをちょっと教えてほしいんですけども。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長補佐。

○磯課税課長補佐 あくまでこちらに載っている保険料と人数は、65歳以上の第1号被保険者という形なので、その方たちの決算額と大体1%、243人ですかね、増えたというのは、その65歳以上の方が243人、令和4年から令和5年、増えたとい

う形になっております。

○齊藤委員 申し訳ございません。大丈夫です。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 よろしいですか。

では、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

課税課所管の審査事項は以上になります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時25分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎固定資産税課の審査

○森本委員長 ただいまから固定資産税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第83号の説明、質疑、討

論、採決

○森本委員長 それでは、議案第83号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬固定資産税課長 （議案第83号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第83号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第62号の説明、質疑、討

論、採決

○森本委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬固定資産税課長 （議案第62号について説

明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会(第一分科会)を決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案説明を簡潔にお願いいたします。課長。

○相馬固定資産税課長 (認定第1号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 その固定資産税の課税額なんですけれども、今年、多分、東那須の笹沼にあるテストコースなんか下がったというような話を聞いたんですけれども、そういう額って変化するんですか、課税額って。

○森本委員長 補佐。

○村松固定資産税課長補佐 テストコースの土地に対する固定資産税というふうにお尋ねかと思いますが、まず固定資産税自体、3年に一度、評価替えというのを行っています。皆様も御存じのとおり、今、土地については本市、残念なことに下落が続いているという状況でございまして、土地の評価につきましても不動産鑑定評価をベースに入れますので、結果的に税額も下がるというようなことだと考えております。

○三本木委員 もう一つ、いいですか。

○森本委員長 どうぞ。

○三本木委員 国有資産の国有林とか、あと水道施設なんていう話も出てきたんですが、ちょっとそ

—————◇—————

こら辺について教えていただければ。

○森本委員長 課長。

○相馬固定資産税課長 まず、国が那須塩原市に国有林野として保有しているもの、あと主に発電所とか水道施設につきましては、栃木県のほうで北那須水道といって鳴内のところとか、あとは発電所ですね、県のほうで保有しているものがあるんですけども、そういった施設は基本非課税となっているものですから、そういったものに関して固定資産税分相当のものを交付金の規則に基づいて交付金として市に入ってくる。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 国有林とか発電所は分かるんですけども、その水道施設というのを県で持っているというその理由、どういうわけなんですか。

○森本委員長 課長、挙手してください。
課長、どうぞ。

○相馬固定資産税課長 すみません、失礼しました。
県のほうで、いわゆる県水といたしまして市で賄えない分、北那須水道という水道施設がありまして、そこでその下流域ですかね、主に黒磯地区は鳥野目浄水場で賄うんですけども、それ以外の西那須地区の一部とか、大田原のほうとかも含めて、県のほうで管理している水道水が出るというか、施設がございまして、それがそれなりに大きな規模でありますので、その県有施設について非課税扱いになっているものですから、交付金として入っているということです。

○森本委員長 いいですか。

○三本木委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑ありませんか。
佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 家屋に対する課税額の算出というのはどのような形で算出を考えているのか。

○森本委員長 係長。

○高山資産税家屋係長 家屋についての固定資産の評価額の算出ということなんですけれども、建物がどれぐらいの価値があるかというものを国の定めている基準によって資材ごとに何点というのが決まっています、その点数によって積み上げていくという形なんですけど、床ですとか壁ですとか天井ですとか屋根とか外壁とか、それぞれに国が定めている点数と、あと面積を掛け合わせて、どれぐらいの資産価値かというものをまず出します。それに対して、あと経年減点補正率ということで、建物が古くなるごとに資産価値が一定率、徐々に下がってきますので、その率を掛けて評価額というものを算出して、それに税率を掛けるという形になっております。

○森本委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 そうすると、その評価するのは毎年なんですか、それとも、どういうサイクルで評価をされるんですか。

○森本委員長 係長。

○高山資産税家屋係長 サイクルとしましては、新築したものについては毎年現地を調査して、新築の家屋を調査して評価するという形を取っております。それから、在来分の家屋につきましては、もう既に資産を持っていて評価が既に終わっているものについては、3年に1回の評価替えごとにその経年減点補正率というものを見直して、徐々に下げていく形で評価額というものを算出しております。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、例えば築100年以上とかたっていて、その建物自体は価値があるかどうか分からないですけども、そういうものに対しても課税はされるということよろしいんですか。

○森本委員長 係長。

○高山資産税家屋係長 一応、残価率といいますが、

最低限の率として2割ということで一応設定されておりまして、2割の額については評価されるという形になっております。

○佐藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

田村委員。

○田村委員 その固定資産税の賦課状況、納税義務者が、土地のほうですけれども4万6,384人なんですけれども、いわゆる那須塩原市は移住が増えていると言われていて、恐らく住民票は移さないけれども、セカンドハウスの別荘にお住まいの方もかなりいるかと思うんですが、そういう、要するに住んでいないけれども課税されているとか、固定資産税課税されている人はどのぐらいいるのか。

○森本委員長 答弁を求めます。

○田村委員 住んでいないというか、ずっと常時住んでいなくとも。

○森本委員長 課長。

○相馬固定資産税課長 すみません、そのような詳細なデータは持ち合わせていません。申し訳ございません。

○森本委員長 これ、後でだとか、お伝えすることって可能ですか。

○相馬固定資産税課長 お時間いただければ可能だと思いますので、調べた上でお知らせします。

○田村委員 ちょっといいですか。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 ちなみになんだけれども、たまたまなんだけれども、この間、会派で軽井沢に視察に行ったときに、軽井沢は4万人ぐらいそういう人がいるんだということだそうです。

○森本委員長 よろしいですか。

じゃ、そのほか質疑のある方いらっしゃいます

か。

齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 すみません、この決算の中身というより、今年度、4部署変わって、この固定資産課できたじゃないですか。課税課との分離部分というのは、この固定資産に特化したものなのか、さっき都市計画も入っていましたけれども、その辺ちょっともう一回教えていただいてもいいですか。

○森本委員長 課長。

○相馬固定資産税課長 基本、固定資産税に特化した部分とはなりますけれども、そこに都市計画税、当然、固定資産税と合わせて賦課徴収するものですから、固定資産税課のほうに都市計画税によるもの、賦課の部分についての事務処理は固定資産税課に来ています。

ですので、収税のほうでの収納、そういったのは収税課のほうで行いますので、あくまでもこちらは固定資産税と都市計画税、あと償却資産等に関わる部分の賦課等の事務処理が主になっています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうすると、先ほど説明にあったこの固定資産のシステムプログラム等々は、当時、課税課の中での固定資産の部門でやられていたものが特出しされて、継続してやっていくために使われたお金ということよろしいですか。

○森本委員長 課長。

○相馬固定資産税課長 そのとおりです。

○齊藤委員 分かりました。大丈夫、ごめんなさい。

○森本委員長 いいですか。そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

斎藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 すみません、先ほど新築のお家が増えたということで固定資産税が上がったという話があったんですけども、佐藤委員のと併せ持つと、

現年3年で評価替えで下がっていく割合と、今、新規で着工した件数の課税の率で上がったと言ったじゃないですか、約1%でしたっけ。その評価については、新築の着工のお家がまだ伸びていたという評価なのか、3年に1回はちょうど終わっちゃったんでしたっけ、評価額、昨年度でしたっけ。

〔「令和6年度、今年度」と言う人あり〕

○齊藤委員 今年度やるんでしたっけ。じゃ、この後ひょっとしたらあれですかね、あれだと思ふんですけれども、要は資産価値が落ちていくじゃないですか、評価が落ちていくものと伸び率が多分鈍化してくると思うので、昨年度はたまたま着工数が多かったという評価でよろしいんですかね。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○高山資産税家屋係長 新築の件数については、ほぼ毎年同数程度で推移しているんですが、3年に1回の評価替えで下落するのが、それを上回る形で下落しているんで、評価替えの年だけ下がるといような形で、それ以外の年は新築分で全体としては上がるという形になっております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あくまで固定資産税としての評価なので、ちょっとずれちゃったら申し訳ないですけども、自然環境にいい、例えば太陽光を乗せたりとかという減免あるじゃないですか。ああいったものは別にこちらには関係ないということではよろしいんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

補佐。

○村松固定資産税課長補佐 太陽光発電施設なんですけれども、事業用ということで利用されている場合には、固定資産税の中の償却資産というところに該当しまして、所有者の方から申告いただい

て固定資産税を課税するということになります。なかなか一般の家庭のお家に乗っているものと家庭用ということですので、固定資産税の課税の対象にはなっていないのかなと。

○齊藤委員 あくまでも土地ということですね。

○村松固定資産税課長補佐 そうです。

○森本委員長 よろしいですか。そのほか質疑ある方。

三本木委員。

○三本木委員 まさに今、その太陽光のを申請してこいということで申請したんだけど、あれは結構高いんですか、よく分かんないけれども、課税額というのは。

○森本委員長 ここは課税の率。

○三本木委員 率、うん。

○森本委員長 係長。

○高山資産税家屋係長 税率としては、固定資産税の税率で1.4%ということで、ほかの家屋とか土地とかの固定資産税の税率と同じになっております。

○森本委員長 よろしいですか。

○三本木委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

固定資産税課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 零時59分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎収税課の審査

○森本委員長 ただいまから収税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

収税課については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 初めに、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬収税課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 歳入のほうなんですけれども、市民税はじめ収納率についてなんですけれども、現年度じゃなくて滞納繰越分について、現年度に比べてかなり低い理由というのが分かれば。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○相馬収税課長 滞納繰越分の収納率ということで率が低いということですが、滞納繰越分自体が調定額が減ってきているところがございます。今現在、取組といたしまして現年度の徴収に力を入れているんですけれども、その結果、収入未済額というのが減ってきていまして、それが収入未済額がいわゆる翌年度滞納繰越分としてなってきた、それが減りつつあるということ。

それと、やはり滞納繰越分の案件は、どうしても過年度の案件でございまして、なかなか財産調査に時間がかかったり発見しにくいところ

がありまして、今年度、今回の決算で24.40%ということなんです、この率につきましては過去も20%台で推移をしてきているところでございます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、収納率のできなかつた部分ありますよね、収納できなかつた部分。住民税だと24.幾らということで、できなかつたのは75.幾らですか、その部分というのはどのように変化していくんですか。

○森本委員長 課長。

○相馬収税課長 滞納繰越分につきましては、また引き続き徴収のほう、滞納整理のほうをやっていくということで取り組んでございます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それは収納できなかつた場合は、これ永久に続いていくんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○相馬収税課長 収納できなかつたということでございますが、仮に財産調査を尽くしに尽くして、もう財産もないとかいうことであれば、もうこれは徴収することができませんので、これは落としていくということになってきます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、払えない部分に対しては課税しないと課税課で聞いたんですけども、その辺の財産がないというのは家庭の問題なんでしょうけれども、税金分を何かに使っちゃった、それはそれぞれだと思うんですけども、その辺どういうふうに考えればいいんですか。

○森本委員長 課長。

○相馬収税課長 まず、納税の基本的な考え方として、まず御家庭というか、その中でやはり税を優先して納めていただいております。ですので御家

庭の中で御事情があつて、もう生活が本当に苦しいとか、もう生活できないとか、そういうことになってくると税金も納められないということになってきて、うちのほうといたしましては滞納処分の方は停止するというので、後に不納欠損という処理で落としていくということになってきます。

課税のほうで今ちょっとお話があつたと思うんですが、まず課税のほうは、いわゆるその人の所得であつたりなんなりで応分の課税賦課をしているんだと思いますが、うちのほうの収税課は課税課のほうで税額が決まって、それに基づいてその税額を今度徴収していくというスタンスでございますので、その後のその御家庭の変化で場合によっては納められるような状況にならなかつた、変わってしまったとかということになれば、調査をし尽くした上で不納欠損していくということになってくるかと思ひます。

○森本委員長 どうぞ。

○佐藤委員 それぞれの家庭の事情があつて、そこまでは分からないということで理解しました。大丈夫です。

○森本委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今の話なんですけれども、滞納する人の理由というのは、払えないとか払う気がないとか、どのような状況になっていますか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○相馬収税課長 御家庭、いろいろ御事情あると思うんですけども、やっぱりライフステージとかサイクルの中で、いろいろ変化が起つてしまつたんじゃないかなとは思ひますが、例えばお勤め先が変わつてしまつたとか辞めてしまつたとか、

あと事業者であれば取引をしていく中で、例えば下請で入っていた場合に仕事がもらえなくなってしまったとか、そんなふうな変化というのがあってはないかなとは、ちょっと日頃徴収事務をやっていく中では感じているというか、そんな変化はやっぱりあるかとは思いますが。

- 森本委員長 三本木委員。
- 三本木委員 まるっきりあるのに金を払う気がないような人というのはないんですか。
- 森本委員長 課長。
- 相馬収税課長 そのような方もいらっしゃいます。
- 森本委員長 三本木委員。
- 三本木委員 あと、もし本人が払えなかったら、その親族とか親戚というところまでは払う義務がないということですか。
- 森本委員長 答弁を求めます。
副主幹、どうぞ。
- 杉本徴収担当副主幹 基本的には、まず若干税目によって変わってくるんですけども、まず基本的には本人が払えないものを家族が払う義務はないです。
ただ、亡くなった場合、滞納を相続人が払う義務は生じます。固定資産の場合だと共有名義だったりとかということで、それぞれの持分があれば納税通知が行ってなくても納税義務は生じることはあります。
- 森本委員長 よろしいですか。
- 三本木委員 はい。
- 森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。
齊藤委員。
- 齊藤委員 すみません、先ほど佐藤委員のところでは説明があった不納欠損額が、市民税は7,217万ということで決算書のほうに載っているんですけども、これ実際、何件という表現、正しいんで

すかね。何件ぐらいあるかって、ざっとでいいんですけども。

- 森本委員長 答弁を求めます。
- 齊藤委員 件数は無理か、大丈夫ですか。
- 森本委員長 調べるのに時間かかりますか。
課長。
- 相馬収税課長 不納欠損の一般会計の市民税でよろしいですか。
- 齊藤委員 はい、市民税で。
- 相馬収税課長 今、手元にちょっとありますのは、個人市民税の滞納繰越分で、令和5年度不納欠損を行いましたのは1,655件。法人市民税で滞納繰越分につきましては49件。
- 森本委員長 齊藤委員、よろしいですか。
どうぞ。件数は今言っていました。
- 齊藤委員 分かりました。ありがとうございます。
債権管理マニュアルが、いい意味で味方になって、今まで苦勞して10年も20年もわざわざかけて取れないのにやっていたということで動きやすくなったと思うんですけども、それに合致した内容でこの件数になっている。要は、昔だと企業とかだと5年間は収入未済で上げて5年後に不納欠損という話だったんですけども、今現在はその5年間はやっぱり頑張っておられるのか、佐藤委員が言ったとおり、取るものがないのが分かっている人に対しては、切り上げてこういう件数になっているのかどうかを確認したいと思います。
- 森本委員長 答弁を求めます。
課長。
- 相馬収税課長 不納欠損の理由というか事由といたしましては、先ほどちょっと佐藤委員のお話の中で申し上げたように、その方のところで財産がないとかそんな部分がございます、そんな状態が継続しているということであれば執行停止ということになってくるわけなんです、それは3年

継続した場合には不納欠損として処理するという
ことです。税につきましては時効というのがあり
まして、これは5年間。

○齊藤委員 時効が5年間。

○相馬収税課長 5年で、何もしなければ時効を迎
えてしまって徴収できなくなるということになる
わけなんです、私どもの財産調査の中で財産が
ないということであれば、執行停止で3年経過す
れば不納欠損として落としていくということでご
ざいます。

あと、不納欠損の理由といたしましては、例え
ば事業所であると廃業してしまったとか、倒産し
てしまったということであれば、もううちのほう、
取る手だてございませんので、そういったものは
不納欠損として処理をしていくということでござ
います。それは即時ということになっています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。そうすると、
合計で今言ってもらっちゃったんで大体そういう
ことなんでしょうけれども、今回は固定資産の不
納欠損が一番多かったんですね、3,700万と書い
てあるので。その理由というのは、やっぱり法人
のほうがウエートを占めていたということなんで
すか。

○森本委員長 答弁を求めます。

○齊藤委員 そういうわけでもない。

○相馬収税課長 少々お待ちください。

○齊藤委員 ごめんなさい、すみません。固定資産
税課に聞けない。

〔「収納関係だから」と言う人あり〕

○齊藤委員 収納になっちゃうから聞けなかったん
です。すみません。

○森本委員長 課長。

○相馬収税課長 固定資産税で件数的には2,046件
ということですが、理由といたしまして

は、やはり企業の倒産というようなところが大き
なところでございます。

○齊藤委員 じゃ、あと1個、最後。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 その下である軽自動車税の不納欠損も
教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

○齊藤委員 件数と理由について。

○森本委員長 課長。

○相馬収税課長 軽自動車税につきましては270件
ございました。理由といたしましては、先ほどの
企業の倒産のほかに、もう財産ないというよう
なところで不納欠損の処分をしたところでござい
ます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 数字ありがとうございます。そうす
ると、一番最後に、市民生活を脅かしてしまわ
ない程度に財産差押え等々すると思うんですけれ
ども、例えば軽自動車とか車持っている人は最後
は差し押さえて、なおかつ車を持っていた分が税金
として来るけれども払えないというのも入って
いるんですかね、これ。

○森本委員長 答弁を求めます。

○齊藤委員 ちょっとややこしいんですけども。
じゃ、すみません、その質疑は後で教えてください。

差押えした件数は令和5年度ってどのぐらいあ
るか教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

車。

○齊藤委員 取りあえず差押えで家に入って行く。
普通はその前は……

○森本委員長 差押え件数。

○齊藤委員 督促状の後ですよ、差押えってね。
督促までいった最後の手段の件数です。

○森本委員長 副主幹。

○杉本徴収担当副主幹 市政報告書の113ページの下段のところにあるんですけども。

○齊藤委員 俺、見なかった。失礼いたしました。

○森本委員長 市政報告書の113。

○杉本徴収担当副主幹 滞納処分の執行件数ですね。こちらが動産が20件、債権が2,435件、不動産が15件、無体財産が6件となっています。合計2,477件。

○齊藤委員 こんなにあったんですか。分かりました。ごめんなさい。

○森本委員長 いいですか。

○齊藤委員 はい、大丈夫です。

○森本委員長 齊藤委員、大丈夫。

○齊藤委員 はい、いいですよ。

○森本委員長 副委員長、どうぞ。

○林副委員長 ごめんなさい。無体財産って何ですか。

○森本委員長 答弁を求めます。
副主幹。

○杉本徴収担当副主幹 出資金などが当たります。

○林副委員長 出資金。

○杉本徴収担当副主幹 農協とか信用組合、信用金庫のほうに出資金で出すことあるかと思うんですけども、そういったものになります。

○林副委員長 はい、大丈夫です。

○森本委員長 よろしいですか。

○林副委員長 はい。

○森本委員長 そのほか質疑がある方いらっしゃいますか。質疑のある方いらっしゃいますか。
齊藤委員、何かありますか。いや、見ているから。

○齊藤委員 ああ、見ているから。

○森本委員長 見ているからというか、ひょっとしたらあるかなと思って。

○齊藤委員 すみません、先ほど課長のほうから現年度課税分のほうを収納率アップということ言っていて、先ほど自分が言った債権管理を使って圧縮を図っているんですけども、その20%が大体24%まで上がってきました。これは令和5年度の反省としては上がったほうなんでしょうけれども、あと佐藤さんも言ったけれども、7割はどうしたらいいのかとかという対策はされて、今6年に臨んでいるのかどうかはお聞きしてもいいですか。

○森本委員長 課長。

○相馬収税課長 今、滞納繰越分の残り7割という話だと思うんですけども、やはり徴収をやっていくしかない。やっぱり財産調査の深度を深めていくと、あらゆるものを想定してやっていくと。財産調査の取組につきましては、一番やっぱり最初は預貯金から入っていくわけなんですけれども、預貯金、あとは生命保険とか、あとは不動産といったものもやっていきますし、あとは人によっては電柱の賃借料であったりとか鉄塔の賃借料とか、やっぱり現地に行けばその状況分かりますので、現地をよく観察して見ていくと。基本的なところでは、登記簿を調べたりとかいろんなこともやっていきますし、あとは預貯金調査の中でもやっぱりお金の動きですね、預貯金調査の中で、どこからお金が振り込まれているのかとか、その振込先をさらに追うとか、そんなところでたどり着く。あと場合によっては年金であったりとか、そんなところも幅広く債権を調べ尽くすというようなところ、これを地道にやっていく。あとは結果によってはぼっとお金が入ってくる場合も、何かを売って入金した、例えば車両を売却して入金があったとか、土地建物を売却して入金があったとかというようなお金の出入りも見ていくというようなところ。それを地道にやっていくしかない。

いうように思っています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 最後ね。今まだ一生懸命取り組まれているのは理解できたんですけども、悪質で払わないと、断固として生活能力がある、実際、市民のお宅とかも存在するのかどうかというのはどうなんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○相馬収税課長 私ども行政ですので、正直、悪質ですとは言えないので……

○齊藤委員 私の言葉も悪いかもしいです。

○相馬収税課長 そうですね、ただ、やっぱり見ていると、持っていらっしゃるのかななんていうような方もいらっしゃるので、やっぱりそういったところは現地、ただ見に行くだけじゃなくて、今度は搜索というような形で建物とか事業所のほうにお邪魔して、そちらのほうで実際に債権があるのかどうか、それと債権につながるような書類であったりとか、例えば賃貸借契約を結んでいるとか、それに基づいてお金が入ってきているかとか、あとは、たんす貯金じゃなくても現金でお持ちなのかとか、そんなところも含めて搜索というようなことをやっています。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 大丈夫ですか。

○齊藤委員 大丈夫です。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。



◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 次に、認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬収税課長 (認定第2号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 いいですか。

では、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員から意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第3号の説明、質疑、討論、
採決

○森本委員長 次に、認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬収税課長 （認定第3号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討論すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第4号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 次に、認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明をしてください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○相馬収税課長 (認定第4号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討論に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討論及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

収税課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時48分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎総務課の審査

○森本委員長 ただいまから総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

総務課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第62号の説明、質疑、討

論、採決

○森本委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○後藤総務課長 （議案第62号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 この表のほうなんですけれども、総務課所管で元の課のほうでやっているから分かればいいんですが、人数の減についての理由は何かございますか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○後藤総務課長 あくまでも当初予算の編成時、要求時点では正式な職員数というのはまだ決まっていないものですから、見込みで要求をさせていただいておりますので、職員採用の結果ですとか、職員の退職ですとか、あとは特別会計で見ると職員と一般会計で見ると職員の調整というところが今回の9月補正の内容となりますので、数字、人数については若干、通常予算に不足がないように、少し余裕を持ってやっているという部分もございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あと、数年前に共済関係で、ちょっと多分不備があったことがあったんですけども、それに関してもこの予算要求時においては大丈夫だという認識でよろしいでしょうか。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 お見込みのとおりでございます。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。
齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 給与システムの改修のほうなんですけれども、こちらは99万円の内容、委託料なんですけれども、どういった内容なのか教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○後藤総務課長 これは、職員の給与システムの改修費用になりまして、こちらシステム自体はTKCのシステムを使用しております。

今回、10月からの児童手当の制度拡充というところで、職員についても児童手当をこの給与システムを利用して支給しているものですから、改修が必要となります。

改修の内容としましては、児童手当の制度の改正に合わせるという部分になりますので、所得制限の撤廃ですとか、支給の対象児童、支給の期間を今まで中学生までだったのが、高校生の年代まで延長になったりですとか、あと第3子以降の支給額が増額されたりですとか、そういった対応をシステムのほうで改修を行って対応できるようにするというものでございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ちょっとずれた質問で、市役所という働く場所でのシステムの改修であって、逆に市のほうでは今度国から受けて、税制でシステムで市民に還元していくんですけども、こちらのシステム改修の分は、企業で言うと会社で入れたシステムという考えでよくて、実際に支払うものは同じ市に住んでいる職員であれば、市民と計算してやることは一緒という感覚で、要は企業で入れるシステムと考えていいんですよね、これは。

企業というか、市役所として入れるシステムな

んですけれども、そこには反映される給与の明細が出てきて、実際恩恵を受けるのは住んでいる市民全体としてのカウントになるので、何て言えばいいの……改修だけの話だったらいいんですけれども、ちょっと分からなくなっちゃった。

○森本委員長 大丈夫ですか。

○齊藤委員 分かりますか、何か言っていることは。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 すみません、もし答えがずれていたら申し訳ないんですが、児童手当というのは、一般の市民は市役所で言えば子ども未来部の子育て支援課のほうで手続きをしまして、市の予算、市のほうの児童手当のシステムといいますか、基幹系のTKCのシステムだと思うんですけれども、それで計算をして支給をしているんですが、公務員はそれぞれの自治体ということではなく……公務員は勤務先からの支給になりますので、あくまでもここで見ているシステム改修は、市職員だけのシステム改修になります。

なので、市民向けのシステム改修は、子ども未来部のほうで行っているかと思います。

○森本委員長 よろしいですか。

○後藤総務課長 ちょっとずれていましたか。

○齊藤委員 いや、それを聞きたかった。それはごっちゃにならないんですかというのを聞きたかったんですけれども……じゃ。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 ごめんなさいね。多分、質疑がずれちゃって、俺がずれちゃっているんですけれども、手当自体は子ども未来部からあげるものに関しては、ここの市に働きに来ている職員は該当しないという計算でいいんですか。

何て言えばいいの、システムとあれで。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○後藤総務課長 子ども未来部のほうではなく、あくまでの市のほうの給与のほうでの扱いになります。

○森本委員長 システムの、給与だから総務ということ。職員の給与ということ。

○齊藤委員 職員の給与として手当を出してしまうということか。

○後藤総務課長 はい。お見込みのとおりです。

○齊藤委員 ややこしいけれども、そういうことだね。分かった。

○森本委員長 何となく。

齊藤委員。

○齊藤委員 市の職員は、別に調査を出して、そこで宛てがったやつが子ども未来部から配付されるのではなくて、市の給与として支払われるための改修ということなんです。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 はい、お見込みのとおりで、手続等も子ども未来部のほうの手続ではなくて、全て総務課での手続となります。

○齊藤委員 これでスッキリしました。聞き方が悪くてすみません。

○森本委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了したいと思います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここでちょっと15分、休憩を入れさせていただきますかと思ひます。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時16分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の審査に入る前に、先ほどの一般会計補正予算の採決を採るときに、私がちょっと言い間違いがありましたので、もう一度ちょっと採決を採らせていただきますので御了承ください。

先ほど議案第62号のところを、議案第65号と言ってしまったということなので、一応もう一度採決を採らせていただきます。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○後藤総務課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

三本木委員。

○三本木委員 市政報告書の65ページ、これの法制執務費、顧問弁護士2人で120万というんですけども、この値段は安いんですか、高いんですか、これは。

○森本委員長 高いか安い、答えられますか。

課長。

○後藤総務課長 高いか安いかというと、ちょっと答えにくい部分ではありますが、金額としましては、顧問弁護士2名お願いして、月額5万円の12か月の2人分ということで、この金額になってございます。

○三本木委員 その5万円の算出基準というのは、どういうことなんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○後藤総務課長 明確な根拠というものではないかもしれませんが、弁護士の先生ということがありまして、通常、弁護士に何か相談をするときには30分5,000円というような金額がありますので、顧問弁護士ということで、年間数多くの相談等を受けていただくに当たって、5万円という金額は妥当な金額だと思っているところでございます。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 その下の報償費で、また庁内法律相談弁護士謝礼ということで、1人で35万2,120円というんですけれども、この値段の根拠というか。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 こちらの弁護士謝礼の根拠になりますけれども、こちらにも法律相談の実績の金額になる、こちらは実績に基づいて算出しているんですが、根拠としましては実働時間30分につき5,000円ということになります。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 その下の研修、講師2人で44万、これもやっぱり同じような算出方法ですか。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○後藤総務課長 こちらの研修講師謝礼は、算出根拠はまた別なものになりますが、講師の方、お願いしているのが大学の教授の方をお願いをしています。

この積算としましては、今年度は3日間研修を行ってまして、講師の先生自体はお二人になります。まず、横浜国立大学の教授をお願いしている研修については、1日で13万円をお願いしております。あと、もう一方、上智大学の教授をお願いしている研修がありまして、そこには3日間、

3回分の研修をお願いしていて、1回13万円と13万円と5万円ということで、3回のお支払いが生じてまして、その合計として44万円となっております。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 あと、ページは忘れたんですけども、市が係争中の事件が解決されて、報奨金が弁護士に払われたようなふうに聞こえたんですけども、それについてちょっと説明していただければ。

○森本委員長 答弁を求めます。

ページ数どこだっけか……68ページの人事管理費のうちの損害賠償請求事件に係る弁護委任52万3,054円のことですね。

三本木委員、大丈夫ですか。

課長。

○後藤総務課長 すみません、これはちょっと先ほどの説明と繰り返しになってしまうんですけども、これは顧問弁護士の方に代理人弁護士として請け負っていただいたものになりまして、顧問弁護士の報酬とは別な支払いになります。

内容としましては、令和2年6月からおよそ3年半、3年7か月ぐらい係争中となっていました裁判、それが昨年11月に市の主張が全面的に認められまして、原告の請求が棄却となったということでの成功報酬といえますか、その謝礼としてお支払いしたものでございます。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 その係争中のは、その事件の内容についてはここではしゃべりませんか。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 内容につきましては、今回、原告の請求棄却ということで結審になったものでございますので、具体的な内容については回答を差し控えさせていただければと思います。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 あと1つだけ、67ページ、人事研修費だかが1,000万ぐらい減額になったということに聞こえたんですけども、この内容について教えていただけますか。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 1,000万の減額の理由ですけども、こちらは大きなものとしては、勤務管理システムに関する費用の減額となります。

まず、内訳として、委託料なんですけれども、勤務管理システムが前年度、令和4年度に更新がありまして、その更新費用が令和4年度は460万ぐらいかかっていた。それが令和5年度なくなったということで、費用が少なくなっています。

あともう一つ、使用料、賃借料なんですけれども、同じく勤務管理システムのリース料が、令和4年度は令和4年10月までリース料がかかっていたんですけども、10月でリースアップとなりまして、11月から無償利用となったということで、決算額が少なくなっているということでございます。

○三本木委員 オーケーです。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 令和5年度の決算、給与科目集計表によりまして、職員の給与なんですけれども、特別会計の中で、途中もあるんですけども、全体で5名増になっているんですけども、給与が減額になっている内訳はどういうことになっているか。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 すみません、それは積み上げということもありまして、あとはこの人数というのが給与を支払った実人数になっているのと、人数が増えても一人一人の給与の積み上げなので、一人

一人の職位ですとか、そういったもので給与はちょっと増減してしまうのかなというふうに考えています。

○佐藤委員 給与が安い人が増えたということでしょうか。一人一人の積み上げということなので。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○後藤総務課長 お見込みのとおりかと思えます。
若い方といいますか……。

○佐藤委員 だから、そうすると給与って一律じゃないので、その辺かとは思ったんですけども、その確認だったんです。分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 65ページの法制執務費なんですけれども、先ほど三本木さんも聞いていましたけれども、この非常勤ということで顧問弁護士を120万円、年間で払っているということなんですけど、これを実際相談した件数とか、あと実際、庁内法律相談に関しても件数が分かればということと、あとこの相談ができる窓口というか対象は誰なのか教えてください。

○森本委員長 答弁求めます。
課長。

○後藤総務課長 まずは、件数、相談件数ですけども、顧問弁護士の相談件数は、令和5年度は合計で27回になります。

お二人、弁護士さんいらっしゃるの、案件を振り分けているような状況でございます。

あと、法律相談、庁内法律相談のほうの相談実績としましては、令和5年度は27件になります。

○齊藤委員 窓口……

○後藤総務課長 対象になるのは、はい、すみませ

ん、窓口というか相談の対象というか、相談できるのは市の職員でございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この市の職員、会計年度はどうなんですか、正職員。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○後藤総務課長 あくまでも個人としての相談ではなくて、業務に関する相談になりますので、組織として、個人というよりは組織としての相談となります。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、職員と言ったんで、ちょっと聞いてしまった、個人かなと思ったんですけども、じゃ例えば総務部の案件かなといったら総務部、それとも、さっきの子ども未来部出せば子ども未来部であった事件を、総務部が1回頭になってやるって、この流れはどうなんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○齊藤委員 それとも、各部がそれぞれ行くのかどうかということ。

○森本委員長 課長。お願いします。

○後藤総務課長 一旦窓口は総務課になりますので、各課で相談が必要な案件があれば、こういう事案がありますという報告をいただき、顧問弁護士相談に関して言えばなんですが、それでお二人、弁護士さんがいらっしゃるので、今どちらの弁護士さんのほうが対応できるかなというところで、総務課のほうで割り振りをさせていただいて、その後、担当課さん、各課と弁護士さんのほうで日程を調整して、実際に相談をするのは担当課のほうになります。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 了解いたしました。

これ実際、効果として、ここに顧問弁護士2人と、庁内の弁護士さんがいるということに関して、市としては安心して業務ができるという解釈でよろしいでしょうか。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 はい、お見込みのとおりでございます。

○齊藤委員 分かりました。

じゃ、次の次なんですけれども、人事研修じゃなくて給与・職員厚生費ですね、毎回聞いているんですけれども、メンタルセミナーだったりいろいろ職員の研修をやっているんですけれども、令和5年度、こういった関係で、例えば退職されてしまった職員の人数とかが分かれば教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

○齊藤委員 あ、退職だけじゃまずい。

○森本委員長 研修の効果ってことでしょうか。

○齊藤委員 そっちにする。

○森本委員長 研修の効果って聞き方にする。メンタルヘルスの研修の効果でしょ。

○齊藤委員 全般。

○森本委員長 全般で、そういうことで。

じゃ、メンタルヘルスの研修での効果がどんなふうに出ているかということで答えがいただきたい。

課長。

○後藤総務課長 効果というと、研修受けることで、気持ちが楽になった職員が多数いるとは思いますが、その効果がすぐに……

数字にはというのは正直難しいかなと思います。

研修だけではなくカウンセリングですとか、ストレスチェックですとか、そういったものをいろいろやっていますので、その結果でちょっと黄色信号というか、そういった方には個別の面談を勧

めたりとか、そういうフォローアップにはちょっと力を入れている部分ではあるんですけども、あと先ほどちょっと御質問あったメンタルヘルスの部分で退職になった方というのは、ちょっと数字は、そういった理由での数字の把握は……

○齊藤委員 していない。

○後藤総務課長 してはいませんが、直接なのか間接なのか、そういうのが一因となつての退職者はいるかなとは考えております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、これ毎回、ストレスチェックどうだったって、この常任委員会では結構聞いていたんで、聞かせてもらったんですけども、実質カウンセリング等々を行く流れって、最近いろいろ世間でもそういう流れになってきていると思うんですけども、年齢の傾向としては、全世代ですか、20代から60代まで全員がこういったカウンセリングを利用しているような傾向とかというのは押さえていますか。

○森本委員長 答弁求めます。
課長。

○後藤総務課長 割と年齢、年代に偏りはないとは感じています。

あとは、逆にカウンセリングに関しては、月2回枠を設けていて、枠が埋まらない場合には、例えば総務課から新任の、例えば係長とか、ちょっと仕事が忙しそうで大変そうな部署の職員なんかを、逆にお声がけして受けていただいたりしている状況でございます。

○齊藤委員 すばらしいです。分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

田村委員。

○田村委員 ちょっと分からないので教えてほしいんですけども、この給与の集計表の3ページ目の2の会計年度任用職員の一般会計のところ、給料が3億400万で報酬が6億5,000万ぐらいなんですけれども、この給料と報酬の違いをちょっと教えてもらえますか。

○森本委員長 答弁を求めます。
課長。

○後藤総務課長 会計年度任用職員の給料と報酬の差、違いなんですけれども、フルタイムで勤務している会計年度任用職員には給料として払っていて、パートタイムとして働いていただいている方に報酬となりますので、その違いとなります。

○田村委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。
副委員長。

○林副委員長 65ページの法制執務費の研修講師謝礼、ごめんなさい、さっき聞き逃しちゃったかもしれないんですが、この研修の内容を教えてください。

○森本委員長 課長。

○後藤総務課長 研修の内容ですけれども、まず法制執務に関する研修にはなるんですけども、まず1つは、行政手続制度に関する研修を主査級職員向けに実施した会が、まずはございます。

あと、やはり行政手続制度に関して、対象者を政策法務主任ということで、例規関係を担当する職員が各課にいるんですけども、そういった政策法務主任向けの研修も行ってございます。

その政策法務主任向けとしては、その行政手続制度編のほかに、行政リーガルドックについていいまして、事務が適正に行われているかを点検するというリーガルドックというものをやっているんですけども、そのリーガルドックについての研修

も行っております。

あと、実際に行政リーガルドックとしても先生を招いて、実際案件を各課から吸い上げて、今やっているこういう手続が法的に問題がないか、そういうのを具体的にチェックするというような研修も行っております。

○森本委員長 副委員長。

○林副委員長 これは、法制執務というところなので、行政職員が仕事をする上での技術面を学ぶための研修という理解でよろしいですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○後藤総務課長 技術面というか、法制、法律ですとか、市でいえば条例規則、そういった例規関係全般の、それですとか行政手続ですね、法的に問題がないかとか、そういったものに特化した研修にはなっております。あくまでも法制執務に関する研修ということでございます。

○森本委員長 よろしいですか。

副委員長。

○林副委員長 この法制執務に関する研修というところは理解したんですが、その他の今、説明をいただいた中以外にも研修というのが、あ、これ聞いてもいいのかな、あるのかを……

○森本委員長 うん、ええと、どこに……

○林副委員長 こういった職員に関する研修……

○森本委員長 研修はいろいろあるというのでしょ
う、そうじゃなくて。

○林副委員長 には、この他のほかにも研修はある
のか……

○森本委員長 いや、あるけれども、一応、一応聞
きますよ、大丈夫。

そのほかにも、課長、すみません。

○後藤総務課長 法制執務以外の研修というのは、
ちょっと事業が別に分かれていまして、執行計画

書でいいますと67ページ、67ページで人事研修費
という事業があるんですけども、この中で様々
な研修を実施しています。

○森本委員長 いいですか。

○林副委員長 はい、分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいま
すか。

では、私もちょっと1つ。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 私もちよっと分からなくて教えてい
ただきたいという話なんですけれども、顧問弁護
士が2人いて120万かかっている中で、庁内法律
相談弁護士というのは、相談、これも相談ではあ
ると思うんですけども、何が違うんでしょうか。

○林副委員長 課長。

○後藤総務課長 顧問弁護士のほうの相談と庁内法
律相談の違いということだと思っておりますけれども、
庁内法律相談は、あくまでも一般的な、何という
んでしょう、法の解釈ですとか判断に間違いがな
いか、個別の案件ではなくて一般的な相談内容に
なってきます。

顧問弁護士の相談というのは、特定の方との問
題ですとか、今後、裁判とか、そういったおそれ
も予想されるような個別の案件についての相談が
顧問弁護士というところで、すみ分けをしており
ます。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 顧問弁護士ということは、安易に固
定金額というか、サブスクじゃないですけども、
固定金額で相談に乗ってもらっていると思うんで
すけれども、そういう方々は、その個別の、それ
以外の相談には乗っていただけないものなんです
か。庁内相談弁護士ということで、別に分けな
い、その年間をお願いしている弁護士のその先生

には相談に乗っていただけないものなのか教えてください。

○林副委員長 課長。

○後藤総務課長 すみません、ちょっと時間がかかりまして。

まあ、乗ってくれるかしてくれないかという、相談できるケースもあるかもしれないんですけども、正直やっぱり顧問弁護士さんも相談件数が結構、市役所からの相談も多い中で、1つの案件を複数回やっぱり継続して相談するというようなことが多くなりますので、単なる法の解釈ですとか、そういう確認であれば、庁内法律相談のほうの弁護士への相談を利用したほうがいいのか、そういうふうなすみ分けで事業は実施しています。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 すみません、じゃ、顧問弁護士27回相談に乗っていて、1回5万円ぐらいのものを27回ということなんですけれども、それってどのぐらいの時間、1回相談は時間は取っていただけるものなのか教えてください。

○林副委員長 課長。

○後藤総務課長 すみません、この相談の内容は、結構ばらつきというか、結構重い内容が多いので、時間は結構かかっているかと思います。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 じゃ、時間で決めるんじゃなくて、その案件について1回ということで、例えばそれが2日間、3日間に及んでも、1回という計算で見てくださるということではよろしいですか。

○林副委員長 課長。

○後藤総務課長 顧問弁護士については、月額になりますので、時間でずとか案件数にかかわらず、月額5万円で相談に乗っていただいているということです。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 では、27回というふうに答弁が先ほどあったんですけども……

○森本委員長 27回というのは、どういう基準で27回にしたのか。

それは、その1回さ、例えば、そのあった回数なのか、その1件なのか、1回なのか1件なのかという。

○林副委員長 課長。

○後藤総務課長 27回というのは、あくまでも案件数でして相談の回数とは異なります。

○森本委員長 分かりました。

○林副委員長 委員長に代わります。

○森本委員長 そのほか質疑がある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定す

べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時53分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎財政課の審査

○森本委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

財政課の皆さん、お疲れさまです。

財政課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

—————◇—————

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田財政課長 （議案第62号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

齊藤委員。

○齊藤委員 先ほどの財調に積み立てる13億なんですけれども、決算剰余金を下らない額という表現で……

○福田財政課長 決算剰余金の2分の1を下らない、2分の1以上と……

○齊藤委員 下回らないってなると……

○福田財政課長 あ、下回らない。

○齊藤委員 そうすると、これ繰越しが18億で、下らないってなると、13億だと下っていませんかって単純に思っちゃったんですけれども、ちょっと僕が言葉を選んで、下らない。

もともと剰余金って……

○森本委員長 剰余金の半額よりも多いんじゃないかって話。

○齊藤委員 いや、少ない……

○森本委員長 ああ、下らないんだから。

○齊藤委員 そう、だから……

○福田財政課長 あの、それ、以上下回らない額を積み立てなきゃいけないんですよという。

○齊藤委員 だけれども、届いては、届いていないということですか。剰余金幾らでしたっけ。剰余金が三十何億余ったんじゃないかったですっけ。

○福田財政課長 ええと、こちらが……

○齊藤委員 実質収支の半分で、18億が繰越しになり、財調が13億しか積んでいないんですよ。そうすると、半分を下らないになっちゃうと、19億積みまないとおかしくないですかという意味だったんですけれども。

○森本委員長 課長。

○福田財政課長 こちらが、剰余金が27億1,619万2,000円という形になります。

○齊藤委員 あの繰越しの9億を足さない状態という
ことですね。それを半分にすると……

○福田財政課長 はい、あの、当初予算……

○齊藤委員 あ、分かりました。

○福田財政課長 ごめんなさい。

○森本委員長 課長。

○福田財政課長 9億円については、当初予算に
……

○齊藤委員 そう、予算に。

○福田財政課長 ついていまして、今回、18億
1,619万2,000円。

○齊藤委員 そうですね。

○福田財政課長 合計で27億1,619万2,000円という
形なので、剰余金がこの額に。

○齊藤委員 その額。

○福田財政課長 はい、それより……

○齊藤委員 ああ、それで13億。

分かりました、すみません、ややこしくなっ
ちやっつた。

○福田財政課長 はい、13億6,000万。

○齊藤委員 この額が俺、半分の額だと思っ
たので。失礼いたしました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃ
いますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、予備費が6,000万積ん
だと思うんですけども、当初いつも5,000万で予
算組みして、予備費調整使っていると思うんで
すけれども、令和6年度の現状でいくと今度1億
1,000万になる計算でよろしいんでしょうか。

○森本委員長 課長。

○福田財政課長 こちらが、補正後の予算額とい
まして1億1,770万9,000円と。

○齊藤委員 ほかに補正組んでいるからというこ
とですよ。分かりました、すみません。

○森本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 では、質疑の途中ですが、議員間討
議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござ
いますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終
了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終
結し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきも
のことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会(第一分科会)
を決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替え
審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○福田財政課長 (認定第1号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 じゃ、すみません、47ページの歳入について、総務費雑入なんですけど、これごめんなさい、私、分からないんで教えてもらいたいんですけど、ホームページバナー広告収入、那須塩原広告収入、案内板広告収入、モニター広告収入と4種類の広告収入があるんですけど、前年度と比べて広告収入は増えているのかを分かれば教えてください。

○森本委員長 補佐。

○押久保財政課長補佐 財政課のほうの所管しておりますのは、案内板広告収入とモニター広告収入、こちらの2つになります。こちらの金額につきましては、年額は定額ということで、毎年同じ金額が収入となっております。

以上です。

○森本委員長 林副委員長。

○林副委員長 こちらは、広告の収入となると、増えれば市にとってプラスになるのではないかなと思うんですけど、こういったのは広告を掲載してくださいって方が来なければ増えないという解釈でよろしいでしょうか。

○森本委員長 補佐。

○押久保財政課長補佐 その広告の掲載について、業者のほうとこの金額でということで契約をしているので、広告の数が増えたり減ったりとかしても、特に契約金額のほうに変更はないということになります。

○森本委員長 副委員長。

○林副委員長 その広告が掲載できる枠が決まっているので、新規の広告は増えないという理解でよろしいですか。この件数。

○森本委員長 補佐。

○押久保財政課長補佐 特に件数の制限はないんですけども、その広告の数でこの金額を出しているのではなくて、広告のモニターの場所代として頂いているものになります。

○林副委員長 なるほど、理解しました。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

○森本委員長 はい、田村委員どうぞ。

○田村委員 38ページの利子及び配当金、いわゆる基金の一括運用の利子が増えたからという話がありましたけれども、5年度末の運用元本総額と、あと年間の金利収入、総金利収入というのかな、それは幾らなのか教えてください。

○森本委員長 課長。

○福田財政課長 こちらが、会計課のほうで運用をまとめてもらっておりまして、会計課のほうで把握しているような形……

○田村委員 把握していないということ。

○福田財政課長 はい。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、減債基金って昨年度ってどこかで使用した、要は崩したというのあるんですけど。

○森本委員長 答弁を求めます。

○齊藤委員 ためたけでしたか。

○森本委員長 係長。

○三浦財政係長 減債基金につきましては、取崩しはしておらずに積み立てて、9月補正で当初予算で繰入れを予定していたのを繰り戻したのと、3月に積み立てたというところのみでございます。取崩しはなしです。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 基本的に大きな償還があるときに、不足分を補うための基金ということなんですけれども、去年はその税収とあれが上がったんですよね、確かね。いっぱいあったんで、使おうと思ったけれどもやめて、剰余金が、剰余金と交付税が多かったから戻してということだから、積み足しているという解釈ということですよ。

○三浦財政係長 そうですね。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。そのほかにも質疑のある方はいらっしゃいませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、ここに載っていないんですけど、決算書のほうに市中銀行の市債を立てたときの利率が載っていたと思うんですけども、あれは、この間も聞きましたけれども、その利率の安いという言い方変なんですけれども、きちんと安いところをという表現でよろしいでしょうか、そういったものをしっかりと選定してやっているのか。それとも、メインバンクであったりというところを使わなければならないとやっているのかというところが分ければ教えていただきたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○三浦財政係長 そうですね、市政報告書のところの起債の次のページの……

○齊藤委員 ああ、ああ、そこにあるのでしたか。

○三浦財政係長 一番上です。

○齊藤委員 はい、はい。

○三浦財政係長 一応、市中銀行の場合は、市内に店舗がある銀行様のほうに条件を提示させていただきまして、入札というような形で札といいますかを入れていただいて、一番安い金利のところと契約させていただいております。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 はい、大丈夫です。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか、大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳

入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時46分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎契約検査課の審査

○森本委員長 ただいまから契約検査課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第70号 那須塩原市総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員会条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○藤川契約検査課長 (議案第70号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

齊藤委員。

○齊藤委員 この条例をつくるまでに至った経緯をお聞きしたいと思います。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○国井契約係長 こちら、設置の経緯というところにはなりますけれども、これまでプロポーザル方式及び総合評価落札方式に関しまして、外部の、市の職員ではなくて、学識経験というか外部の委員を入れて選定しようとする場合、その根拠になる条例がなかったことから、これまでは例えば市の職員だけで構成する選定委員を設けたりしたんですけれども、専門性の高い審査を行う必要等ある場合、専門的な知識が必要ということで、外部の委員を入れた選定組織を設置できるようにするために、今回、条例により規定をするということで上程をさせていただいたものでございます。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑ある、三本木委員。

○三本木委員 まず、専門的な場合というんですけれども、例えば具体的に、専門的というところのものがありますか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 この選考組織で選定する主な事業って、具体的に今、決まっているわけではなくて、今後検討していくことになるんですけれども、この例えばの話なんですけれども、新庁舎とかのような専門的な知識を有するような工事なんかはこれに該当するのかなというふうに考えられます。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 例えば、今度煙突壊すとか、ああいふ場合もやっぱりそれも該当しますか、そんな場合も。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 するかどうか、担当課でどう考えるかというところにはなってくるんですけども、場合によっては、本当に専門的な技術が必要な工事だということであれば、この委員会を使って選定することもあり得るのかなというところがございます。

○森本委員長 そのほか、佐藤委員。

○佐藤委員 そうしますと、入札する物件によって、この何だ、委員の委員会のメンバーというのは、都度替わるわけですか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 こちら、設置の第3条に規定してございまして、業務ごとにこちらの選定組織を設置することにしてございまして、御指摘のとおり、それぞれの分野の専門性の高い方に入っただけのように、建設工事または委託業務ごとに設置するようなことになってございます。なので、それごとに委員を選ぶというような形でございます。

○森本委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、これ契約検査課で挙げたんですけども、この先ほどの説明のとおり、こういったものはやっていたんですけども、根拠法がないからつくるとのことなんで、例年どおりこの先は今までどおり行くと。あとは、謝礼もしっかりと明確にしたので、支払えるようになるということは理解いたしました。

それで、今プロポーザル方式というのがよくあるんですけども、そこに学識経験者が実際に入っていたというのはよく聞くんですけども、入っていない入札の方式はどのようなことなんでしょうか。相対してプレゼンをするものがプロポーザルなのか、それをちょっと細かく教えてもらっていい

いですか、すみません。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 プロポーザル方式に関してということなんですけれども、市も今現在、様々なプロポーザル案件ということで公募してございます。

その中では、基本的にプロポーザルだと提案評価と価格評価ということで、提案評価については、提案書に基づき評価する場合と、提案書プラスプレゼンをもって評価する場合、そのような幾つかの方法を取っているところがございます。

プレゼンがある場合なんですけれども、このような形で選考の組織は組織するんですけども、これまでの市のやっているものと、市の職員が選考委員となって選定をしていたような経過がございます。

○森本委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、この書面で、ここで選定するよというときに学識経験者を呼んで一緒にやるもの、プレゼン以外は多分そういう解釈でよろしいんですか。それになっちゃうと、ちょっと違くなっちゃうの。契約検査課はそこには絡まないの。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 プロポーザルは基本的に契約検査課というよりは、発注の所管課で行うもので、私どもで、その選考会議に入ったりとかは、現在のところはしていないような形です。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 じゃ、なかなか、すみません、また細かくて、流れが、じゃ各課でやって決めたものを、契約検査課は最終的に通して何かが事業行くというわけではなくて、それはこの総合評価一般、建設工事系は契約検査課通るの分かっていたんですけども、これは両方相まっているので、例えば総合評価一般競争入札は、先ほど三本木さんが言

ったみたく、煙突解体するときに必要なだと思えばそれをやるということになるから、あくまで使うのは各課に判断は委ねられるという解釈でよろしいんですか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 例えば業務委託に関しまして、プロポーザル方式でやるのか指名競争入札でやるのかというところは、各課で検討はいただくところなんですけれども、それをどっちにするかというところは、契約検査課を通して、そこの部長さんで組織する選考会議の中で、この方式、どの方式でいくかというのを決定するような形にはなりません。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

○齊藤委員 ありがとうございます。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

松田委員。

○松田委員 これ今までなかったということで話は聞きましたけれども、今までプロポーザルをやるときに、必ず学識経験者プラス各部長が入っていくというようなプロポーザルの方式ってあったじゃないですか。あれは、どういう理由というか、どういう関係であれに決めたのか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 これまでのプロポーザル案件で、外部組織、外部の方を入れてやったものというように、ちょっと御指摘かと思えます。

実際、全てを把握しているわけではございません、申し訳ございません。幾つか、新庁舎の設計業務のプロポーザルであったりとか、今の「みるる」の設計のプロポーザルにおきまして、過去の経過を調べますと、外部委員を入れてプロポーザルの選定をした経過というのがございました。

当時は、その選定委員会を設置したんですけれども、要領という形で定め選定を行ったところでもございました。ただ、審査内容であったりとか審査結果に根拠を持たせるというために、今回、条例にて規定することが望ましいということで判断をいたしまして、今回この改めて上程をさせていただき運びになりました。

○森本委員長 松田委員。

○松田委員 この、まず全部読んではないですけども、これのほかにプロポーザルやるときの選定条件としての、何だ、もっと細かい条件等があるのがあるじゃないですか。あれも多少変わってくるんですか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 プロポーザルに当たっては、仕様書と募集要項というものを定めます。そちらは、これまでと同じような形で、担当課において、いつまでに提案提出をしてくださいとか、こういうものやってくださいというものは、担当課で定めるもので、そちらについては、これまでこの条例ができたというところで、変更になるところではございません。担当課のほうで、これまでどおり作成をしていくような形にはなりません。

○松田委員 分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

○松田委員 はい。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び

質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第70号 那須塩原市総合評価一般競争入札方式等による事業者選定委員会条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○藤川契約検査課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 74ページなんですけれども、指名停止措置状況ということで合計5件出ていますけれども、この指名停止の期間というのは定められているんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。
係長。

○国井契約係長 指名停止、令和5年度の指名停止の措置状況ということで、私のほうから回答させていただきます。

まず、1件、建設業法違反が1件ございました。こちらは、内容としましては、資格を、資格要件を満たさない技術者を偽って申請していたということで、国土交通省から建設業法違反に基づく処分を受けたものでございまして、こちらは2か月の指名停止期間といたしました。

続いて、競売入札妨害または談合につきましては1件、こちらはほかの宮崎県の消防庁舎の建設業務の設計業務の入札に関しまして、官製談合防止違反ということの容疑で逮捕されたという案件ございまして、3か月の指名停止期間といたしました。

残り、不正な、不正または不誠実な行為3件につきましては、本市の発注に係る業務でございます。

まず、1件目、まず、そのうちの2件につきましては、落札したにもかかわらず、ちょっと入札金額も間違えてしまったということで、契約の辞退をしたものになってございます。こちらは1か月の指名停止の期間でございます。

もう1件、こちらは落札をしまして、契約はし

たんですけれども、規格を満たす物品が納入できないということで、契約の解除を行ったものでございまして、こちらの1件については3か月の指名停止期間となっております。

以上です。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうしますと、指名停止になった業者が、停止期間が解除になりますよね。そうした場合に、次、次の指名業者に、何のあれもなく参加できるものなのですか。

○森本委員長 何のあれというのは。

○佐藤委員 あの、ペナルティーとか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 まず、指名停止を行ったこと自体がペナルティーというようなところになってございますので、指名停止の措置の明けについては、特にその後のペナルティーというか、配慮というのはございません。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、例えばプロポーザルだと点数制度とかありますよね。そういうところには全く影響がないということでよろしいんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○国井契約係長 指名停止の停止期間の以外のペナルティーというのは、現状のところはございません。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

松田委員。

○松田委員 そこが、不誠実な行為のほうなんですけれども、物品が納入できなかったって、その物品が何、どんな種類だったんですか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 こちら山砂、砂の購入でございま

して、その指定した細粒分含有率が、こちらの指定したものが、ちょっと納入ができなくなったということで契約解除となった経過がございます。

○森本委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 今、聞いていた反対で、システムの不具合による入札の延期とか、そういう故障はなかったんですか、不具合はなかったかどうか、お伺いしたい。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○国井契約係長 まず、電子入札システムのシステムというところでのよろしいですか。

○齊藤委員 はい。

○国井契約係長 令和5年度は、特にそのような具合はございませんでした。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 あとは、その業者さんが、入れたんだけど、メールが届いていなかったとか、入札が入ってなかったとかという、そういう何というの、やり取りの電話が来ちゃったとか、そういうのはなかったですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

係長。

○国井契約係長 ちょっと具体的にはなってしまうんですけれども、業者さんのほうで、ちょっとインターネットがつながらなくなって、期限が入札までにちょっと間に合わないかもしれない、ちょっとそういうような具体的な相談というのは、はい、現状もあります。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 一応、結局はルールなんで、ごめんなさいってなっちゃったということなんでしょけれども、何かそのメールもそうなんですけれども、

今はちょっと古いけどファクスもそうだし、ここに持ってくるのがなくなってきているので、この電子入札システムのこのルールづくりがうまくできていないと、そういう不具合になってくるのかなと。

あと、最初に入れる人と、本当にぎりぎり入れる人で差があつて、天候不順とかそういったものを考えたときに、何か別に対策はこういう、これまでもしていないって感じですか。

○森本委員長 係長。

○国井契約係長 電子入札システムに関しましては、もう導入から10年ぐらいもうやっているの、市内の業者さんもある程度、このシステムというか、やり方は理解いただいて大分浸透しているかなというところで見受けられます。

この万が一のときというところなんですけれども、もしあらかじめというか、パソコンがこの期間使えないよというときにつきましては、申請をいただければ、紙入札でも認めることにはしてございますので、その辺は臨機応変に対応できているかなと、今は考えてございます。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了

いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

契約検査課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時20分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎危機管理課の審査

○森本委員長 ただいまから危機管理課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第105号の説明、質疑、

討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第105号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部から議案説明を簡潔にお願いします。

課長。

○井上危機管理課長 (議案第105号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 幾らだこれ、2,400万円ということなんですけれども、これって、消防自動車ってシャーシを買って、その上にみんな架装すると思うんですけれども、それについて、入札するときに、その架装の仕様って誰が決めて出しているのですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○井上危機管理課長 架装の仕様につきましては、例年のものを見習いまして、あとは各利用する部のほうとも相談しながら、当然予算内に入るような価格で打合せをしながら決めていくところです。

すみません、仕様書のほうですけれども、細かく当然分かれておりまして、今、委員のほうからも言われましたシャーシをはじめ、いろいろな機装等につきましても、こういうものを導入、何個とか、こういうふうに、こういうものを設置してくれとか、そういうことでの仕様書を作って、かなり細かくは作っているところです。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、上部の架装については分かるんですけれども、下のベースになる車についても、これは入札する業者が決めるのではなくて、行政のほうで決めて発注するというところでよろしいんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○井上危機管理課長 そうですね、消防、常備消防なんかとも相談しながら、今回などはダブルキャブ、例年ですけれども、ダブルキャブ型の消防自動車というような形でのシャーシとかを指定して、仕様書のほうは作成しています。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 それは分かりました。まあ、あとは後で聞きますので、3台とも同じ機器、偶然なったのかどうかという、これあした聞きます。

○森本委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 はい、入札の方法は分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、あくまで仮定で、この額で今、御説明があるんですけれども、例えば3か月後にまた入札をするといったときに、これベースになるじゃないですか、入札価格として。ですよ。次、取る会社って、多分いっぱい来ていて、ぐるぐる回っているから、さっき佐藤さんの話出たと思うんですけれども、そのやっぱり仕様書が、その金額で市が求めているものが全部網羅されているというものは、完成検査でないと多分見られないと思うんですけれども、大丈夫なものなんでしょうか。それに見合った額だと思って、ただ安いから入札を落として、この仮契約というかに至っていると思うんですけれども、これは、あくまで造る側のものは何も見ていない状態なんでしょうか。分かりますか、何か、こういうものを用意してやりませうじゃなくて、その仕様に向けたお金だけを入れた入札方法ってことでいいんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

補佐。

○小池危機管理課長補佐 それは、あれですかね、細かい1個1個の部品までが、その仕様書、指定してあるとか、してないとか、そういうことではなくて……

○齊藤委員 ああ、それだと書くの大変だと思うんですけども、ある程度こういうものを使いますというのがなしで、要は札だけ入れてやる入札ということでしょうか。

○森本委員長 補佐。

○小池危機管理課長補佐 比較的細かく装備するものというところはうたって入札していますので、基本的には積上げで出てくる金額というふうなイメージでいますね。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 全協でも聞いたんですけども、この会社さん自体が多分造っている会社さんじゃないというところで、結局その会社さんが、架装とシャーシ両方発注することになるんです。でも、例えばメーカーさん、架装のメーカーが入札を落とせば、シャーシだけ見つけりゃいいだけなんですよ。この差を値段で埋めた、埋められる理由がちょっと僕は全く分からなくて、結局一番本当だったら、この会社さんが落とすときって高いはずなんですよ、どう考えたって、発注する側ですから。

なので、そういったところを勘案するというのではなくて、やっぱりその条件が細かく出しているんで、それをこの人たちができるから値段で落札した会社を決めたという解釈でいいのかというのを確認させてもらいたい。

○森本委員長 答弁を求めます。

補佐。

○小池危機管理課長補佐 そうですね、今、委員がおっしゃったように、入札に参加する業者にあっては、メーカーであったり機装を請け負う会社で

あったり、代理店であったりというところが並んでくる中だとは思いますが、単純な勝負、単純な勝負ってあれですね、でいくと強いというところはあるんだと思うんですけども、やっぱり県内の仕事取りたいとか、そういったいろんな事情もあるところで、その金額的なところで勝負してきている、その割引度というか、そのあたりの調節で、県内の業者さんは、やっぱり県内の仕事は頑張りたいとかということも当然あるのかなというふうに思いますし、実際には、造るのはですね、例えば兵庫県のほうの工場で作ったりとかというふうなことが実際にありますので、検査には、工場に出向いて検査はやるんですけども、そういったところでもやっぱり今、時期的な要件とか、そういった事情があって、今回は県内の業者が頑張ってくれたというふうなところで考えています。

○齊藤委員 いいですか、委員長。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 今の理由も、ごもっともで分かるんですけども、物価高騰があって、自分らで、じゃ例えば頑張って取ったけれども、さっき言ったとおり、工場に行ったらこれ値段上がったよってなったときは、じゃちゃんとこの取った会社は、ちゃんと自分たちでそれをかぶって造ってくれるというところまでは、市のほうはちゃんと言えるところでいいんですか。

○森本委員長 答弁を求めます。補佐。

○小池危機管理課長補佐 それに関しては、やはり契約ですので、相当な理由がなければ、その増額という部分は協議まで至らないのかなと、基本的にはやっぱり契約額でいくということが大前提だと思います、よほどの事情がない限りということ。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これちょっと急、急になっちゃうんですけれども、この間もやっぱり燃料データ改ざんとかで、車が一回販売中止になって、多分1年以上かかるので、そういうケースがあって、入れようと思っていたシャーシとか多分入ってくると思うんですけれども、そういう止まったときに、時間がずれちゃうと、それは不履行として扱うんですか。

○森本委員長 補佐。

○小池危機管理課長補佐 既にこれまで単年度で購入できていた車両が2か年にまたがって購入している状況になっています。やはり自動車メーカーのほうのもろもろのああいって事件等の影響で、ポンプ車にしても可搬車にしてもベースにできる車両自体がもう今ごく限られてしまっていて、非常にちょっと苦しい状態なのが正直なところです。今おっしゃった例えば去年発注したものが今年度納車になるものについても、かなりシャーシの、シャーシが入ってこれないことにはポンプ車造りに入れれないということですので、当然それは見越して2か年にはしているんですけれども、さらにメーカーのほうの都合で延長がやむを得ないというふうな相談があれば、その辺はちょっと必要に応じて期間の延長とか繰越しとかいったところは対応する余地はあるのかなというふうに考えています。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほかございますか。
佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、今のところに関連することなんですけれども、もちろん契約の中に諸般の事情で社会情勢とかで疑義が生じたとか、例えば物価高騰で10%以上上がったとか、お互いに協議をして決めるとか、そういうもので対応するということがよろしいんですね。

○森本委員長 答弁を求めます。
補佐。

○小池危機管理課長補佐 今、何%とか、そういった協議に応じる基準のところまでちょっと契約書のほうにはあれなんですけど、お見込みのとおりということですね。

○森本委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 取りあえず対応できれば、社会情勢も2年間もかかっていたら相当違ってきちゃいますので、その辺、十分対応できればよろしいかと思えます。

○森本委員長 そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第105号 財産の取得については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第105号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。



◎議案第62号の説明、質疑、討

論、採決

○森本委員長 それでは、議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○井上危機管理課長 （議案第62号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

林副委員長。

○林副委員長 5ページ、一般管理費、防災対策費で、給食の備蓄品等にも使えるように防災備蓄として増額したとありますが、これらが使用されなかった場合はどうなるんですか。

○森本委員長 課長。

○井上危機管理課長 当然使用期限がございますので、使用しないにこしたことはありませんが、当然ローリングの考えをというふうなことでやっていきますので、保存期限を迎える前に、例えば各学校での防災教室とか、そういったものに絡めて給食で提供するとか、そういった有効な利用をして、また新しいものを入れていくというふうなこ

とで整備していきたいというふうに考えています。

○林副委員長 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

じゃ、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 13ページのコミュニティセンター整備事業ということで委託料が出ていますけれども、この進捗状況が分かりましたらお伺いいたします。

○森本委員長 課長。

○井上危機管理課長 既に用地のほうは交渉決定いたしまして、こちら補正予算のほうが通れば、すぐに業務委託をかけていきたいと思っております。また、建物のほうについても、間もなく設計のほうの入札等に出せるような準備をしているところです。

○佐藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか。

齊藤委員。

○齊藤委員 林副委員長の後だから、同じことを聞こうと思ったんですけども、これ、400万だから、どのぐらいの量と言いましたっけ、計画しているかって。

○森本委員長 課長。

○井上危機管理課長 こちらは、黒磯調理場、共英調理場、西那須野調理場分として予定している児童生徒、職員分として9,658人分として400万円を計上しているところです。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 中身はパンですか。

○森本委員長 答弁を求めます。課長。

○井上危機管理課長 パンではなくて、リゾット系とかピラフ系というふうなところを考えておりまして、なるべく手間がかからないもの、あとはアレルギー等の対応ができるものというふうなことを考えております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 これは自分たちで買えるものなんですか、それともまたちょっと、入札まではいかないけれども、業者さんに見積り取って買うのか。

○森本委員長 課長。

○井上危機管理課長 この辺はやはり学校給食のほうも兼ねておりますので、教育委員会のほうとも相談をしながら、入札というふうな形で考えております。

○齊藤委員 分かりました。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第62号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算常任委員会（第一分科会）を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○井上危機管理課長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

林副委員長。

○林副委員長 一番最後の、今、282ページの水防対策費の中の蛇尾川河川防災ステーションについて教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

主査。

○室井危機管理課主査（係長級） 水防対策費につきましては、蛇尾川河川防災ステーションの維持管理費ということで、主に周りの草刈りの委託費になっております。

○森本委員長 副委員長。

○林副委員長 これは蛇尾川周辺に防災ステーションがある、防災ステーションという何かが、建物

があるんですか。

〔「広場分らない。イオンのこっち側、橋渡る手前の左側。あそこ」と言う人あり〕

○林副委員長 ああ、あれがそうなんですか。分かりました。

○森本委員長 ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、消防団に直接報酬が振り込まれるようになったんですけども、問題はなさそうですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

補佐。

○小池危機管理課長補佐 委員おっしゃるように、令和5年度分から完全に個人支給ということに移行しました。今までは部とか分団というところの口座に振り込んでいたわけなんですけど、約1,000人近くの口座情報を新たに提出してもらおうというところで、やっぱり少し足並みそろわない部分もあったんですけど、何とか昨年の上半期支払いまでにはおおむねそろいまして、滞りなくといたしますか、支給の手続ができました。

逆に、俗に言われる幽霊団員というか、活動にあまり来ていなかったような団員の方があぶり出された機会にもなったのかなというふうなところで、少しちょっと、やっぱり今年度も大きく団員実員数が少し下がってしまったんですけど、実際に活動している人たちに絞り込まれたというふうなところでは、いいきっかけだったのかなというふうにも思っております。

○森本委員長 そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

林副委員長、どうぞ。

○林副委員長 ちょっとページ数が分からなくなっ

ちやっただんですが、自主防災組織のページで。

〔「67ページ」と言う人あり〕

○林副委員長 現在45団体に補助金が出されていて、資機材の整備が1団体だということなんですけど、現在の本市の自主防のカバー率というか、何%ぐらいできている……

○森本委員長 ここに。

○林副委員長 書いてあるか。

○森本委員長 結成率全部書いてある。

○林副委員長 結成率書いてある。じゃ、西那須地区は100%ですが、黒磯や塩原に関して低い状態であること、何て聞けばいい。

○森本委員長 何でも……

○林副委員長 何か聞けと言うから、何か聞かなきや駄目なのかなと。初めだから私もやれと言われたのかと。

〔「黒磯地区は何団体増えたんですかとか」と言う人あり〕

○林副委員長 何団体増えたんですか。

〔「それでいい」と言う人あり〕

○林副委員長 令和4年から5年にかけて何団体増えたんですか。

○森本委員長 主査。

○室井危機管理課主査（係長級） 令和4年度から5年度にかけて、令和4年度については1団体結成があったんですけども、令和5年度につきましては残念ながらゼロということです。

○森本委員長 いいですか。

○林副委員長 はい。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 この結成を後押しするということで危機管理課で頑張っていると思うんですけども、そもそもその意識があるのかという調査はしているのでしょうか。したんでしょうかですかね。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○井上危機管理課長 かなり前にはなるかと思うんですが、意識調査をしたことはあります。やはり今と同じで、高齢だとか、うちはもう常に近所で見回りとか、回覧を回したとかで見回りしているから大丈夫だとか、特に塩原なんかは、風呂に入っていない人がいれば、入ってくるか入っていないかで安全が確認できるとか、そこで声かけできるというようなところで、なかなか、ここにあるように、黒磯、塩原のほうはそういったところで増えていないのが現状です。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 そうしたらですね、結成率に対して何かするという話を、ずっとこのままいくと、もう多分横ばいで動かないじゃないですか、去年度はゼロになっちゃったわけですから。逆に、結成したほうもマンネリ化してきちゃって、何か悪い方向に向かっているような気がするんですけども、令和5年度においては、意識調査とかは、今言ったように、何も多分アクションはそんななかったと思うんですけども、危機管理課としては自治会ではどんな活動したとかあってありますか、この5年度として。自主防に絡んだようなものは課としてはあったんでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○井上危機管理課長 5年度はあまりなかったんですが、今年度は市民協働推進課のほうで市民ポータル出たので、いつだったか、そちらのほうで自治会長宛てに自主防災組織の結成について、4月の自治会長の会議でも言っていますけれども、ポータルのほうでも一度流していただいて、少しずつですが、結成の促しはしているところです。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。あ

りませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

危機管理課の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 5時04分

再開 午後 5時13分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会

を再開いたします。



◎散会の宣告

○森本委員長 本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時13分

総務企画常任委員会／予算常任委員会及び決算審査特別委員会（第一分科会）

令和6年9月20日（金曜日）午前9時58分開会

出席委員（9名）

委員長	森本彰伸	副委員長	林美幸
委員	三本木直人	委員	田村正宏
委員	齊藤誠之	委員	佐藤一則
委員	平山武	委員	松田寛人
委員	金子哲也		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長	後藤修	西那須野支所長	鈴木隆行
西那須野支所主幹	大木聡	西那須野支所副主幹	高橋康治
塩原支所長	増子芳典	塩原支所主幹	渡邊静雄
会計管理者兼会計課長	五十嵐岳夫	会計課長補佐兼歳入係長	高橋美由紀
歳出係長	平城靖啓	議会事務局長	高久修
議事課長	岩波ひろみ	議事課長補佐兼庶務係長	小高久美
議事調査係長	長岡栄治	選挙管理委員会事務局長	八木沢信憲
選挙管理委員会事務局長補佐	杉本功	選挙係長	本澤英紀
監査委員事務局	八木沢信憲	監査委員事務局長補佐兼監査係長	杉本功
監査委員事務局副主幹	本澤英紀	固定資産評価審査委員会書記	八木沢信憲
固定資産評価審査委員会書記	杉本功	固定資産評価審査委員会書記	本澤英紀
公平委員会書記長	八木沢信憲	公平委員会書記	杉本功

公平委員会
書 記 本 澤 英 紀

出席議会事務局職員

書 記 石 渡 大 輝

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[西那須野支所]

- ・議案第106号 財産の取得について

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[塩原支所]

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[会計課]

- ・会計管理者挨拶

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会]

- ・選挙管理委員会事務局長挨拶

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[議会事務局]

- ・議会事務局長挨拶

決算審査特別委員会（第一分科会）

- ・認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他
5. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会及び開議の宣告

○森本委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、9月定例会の総務企画常任委員会、予算常任委員会（第一分科会）及び決算審査特別委員会（第一分科会）を再開いたします。

ただいまの出席委員は9名です。

それでは、次第により本日の審査に入ります。

なお、決算審査時は平山委員は委員外の議員となります。質疑等の発言、採決の参加などは一切できませんので、御注意ください。

—————◇—————

◎西那須野支所の審査

○森本委員長 ただいまから西那須野支所の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第106号の説明、質疑、
討論、採決

○森本委員長 それでは、議案第106号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

支所長。

○鈴木西那須野支所長 （議案第106号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「何号だっけ」と言う人あり〕

○森本委員長 106号。

では、佐藤委員。

○佐藤委員 すみません。

○森本委員長 どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 これは、今説明があったのは2台ということでもよろしいんですね、車両更新は。

そうした場合、これは2台で4,818万ですが、これは同じ値段で同じ仕様でこの金額になったのかどうか、お伺いいたします。

○森本委員長 答弁を求めます。

支所長。

○鈴木西那須野支所長 同じ仕様で、同じものです。それで金額も同じとなっています。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、所管が全然違ったんですけども、昨日も黒磯の支団に1台、自動車ポンプが入っているんですけども、その場合の発注が、黒磯の場合、契約検査課ということで、西那須野の車両については西那須野、塩原については塩原支所ということなんですけれども、この場合、発注するあれが違うんですけども、全てこれは統一されての、何というか、その仕様を統一して発注されているのかどうか、お伺いいたします。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 仕様書等は、危機管理課のほうと相談しまして、全部統一しております。

ただ、消防団自体が西那須野支所が西那須野消防団という、そういう事務的なこともやっておりますので、発注はちょっと別ですけども、仕様書とか、そういったものはもう完全に統一した形で発注をしております。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、シャーシというか、下の部分についても全て同じメーカーのものを使うということでもよろしいですね。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 そのとおりでございます。

○佐藤委員 分かりました。

○森本委員長 いいですか。

○佐藤委員 はい。あとはお任せします。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 昨日、本庁のほうの危機管理課のほうでも1台あったんですけれども、これは入札するときに、1台当たりの入れ方としては、これは、皆さん、単純に倍とかなんですね、どこの企業も。なので、その1台の値段で入札するような感じなことを促しているのか。普通、2台買うと多少安くなったりという民間的な感覚があるんですけれども、入札の仕方というのはどんなあんばいだったか分かりますか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 入札の仕方自体まではちょっと分からないんですけれども、通常だと1台当たりということで、要は倍という形になるのかなと思っております。

○齊藤委員 入れ方は分からないということだね。

〔「多分、そこは契約検査課じゃないと」
と言う人あり〕

○齊藤委員 あっちになっちゃうのね。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 これは聞いていいのかどうか分からないけれども、私らが消防に入って八溝の火事があったときには、あそこまで応援に行って、山の中まで入ったとか、今度の車両はそういったことに対応できる車両にはなっているんですか、四駆だとか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 今回購入したものは四輪駆動車になっております。当然、ブリヂストンのと

きもそうですけれども、応援等があれば当然行くべきものということで、そういった意味も含めて、去年までは二輪駆動だったんですが、今年は四輪駆動ということで発注しております。

○三本木委員 分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

そのほか。

田村委員。

○田村委員 さっき、齊藤さんがおっしゃっていたことと一緒になんですけれども、複数買うと、おまけとか、割引とか、そういう発想というのは、役所は基本的にないんですかね。

○森本委員長 支所長、どうぞ。

○鈴木西那須野支所長 複数買うと、確かに、おまけじゃないんですけれども、値引きとか、そういった部分というのは、普通の一般的な購入だとそういう考えとかはあると思うんですけれども、今回、公共の入札ですので、その辺は1台当たりということで、それしかちょっとお答えできないような部分はあります。すみません。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 最後、もう1回聞きますけれども、例えば、この落札者が、発注する企業がこの2番目のメーカーだとしたら、すごい何かそごが生じるような気がするんですけれども。要は、そのメーカーは、メーカーより安く入れて、そのメーカーをひよっとしたら、要は架装業者ではないと思うんですよ、今回の業者さんというのは。要は、発注をして、ほかの資材関係も多分どこかの工場が作っているということなんですけれども、結局、載せる上の架装のメーカーがこの入札に参加している業者のメーカーだとしたら、何となく違和感を感じるんですけれども、その辺は別に何とも考

えたこととかはないでしょうか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 この選んだ業者とか、そういった部分なんですけれども、うちの支所のほうで把握できる部分ではちょっとないんですが、言わんとしていることはお分かりしますけれども。

○齊藤委員 じゃ、分からないということで、大丈夫です。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第106号 財産の取得については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第106号については原案のとおり

可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、 採決

○森本委員長 認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

支所長。

○鈴木西那須野支所長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 102ページ、西那須野支所庁舎管理費の40事業の委託料で、樹木の蜂の巣の駆除となっていますけれども、樹木の蜂の巣の駆除についてなんですけれども、これはどういう場合に駆除されるんですか。

○森本委員長 主幹、どうぞ。

○大木西那須野支所主幹 御質問いただいた樹木蜂の巣駆除につきましては、こちらの件は、西那須野支所庁舎に巣を作られたものでございまして、職員が直接ではちょっと危険ということから、業者をお願いをしたものでございます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、これは庁舎ということで

非常に危ないのは分かるんですが、例えば西那須野支所管内の市道に、市道ありますよね、市道。そういうところも、住民に危険を伴うということであれば駆除も可能なんですか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 支所関係で蜂の巣があった場合とかは保全管理課とかそちらのほうで、道路敷地内であれば保全管理課のほうで対応するものだと思っております。それが民間のところの木から入っていると、そういった部分というのはその民間の方にお問い合わせすると、そういった対応です。西那須野支所分としては、支所が管理している部分の管理のみという形になります。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 分かりました。

その下の特定外来生物による被害木伐採なんですけれども。これは、カミキリムシとか、そういうものでよろしいですか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 去年話題になりましたツヤハダゴマダラカミキリという外来種、そちらが、トチノキが主な部分なんです、そちらに入ってしまうと、木の幹の部分を食べ荒らされて倒れちゃうということで伐採する。庁舎敷地内だったものですから、支所のほうで伐採させていただいたものです。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、あくまでもこれは市の持ち物でないとやらないということによろしいですかね。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 そのとおりでございます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これは、ちなみに何の木だったんですか。桜の木か。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 トチノキですね。

○佐藤委員 分かりました。

○森本委員長 いいですか。

○佐藤委員 うちのほうにもあるんですけどもね。

西那須に頼んでも駄目だね。分かりました。いいです。

○森本委員長 そのほか。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 じゃ、103ページ、西那須野支所庁舎管理費の中で、照明制御盤で1,100万とか相当な金がかかっているんですけども、ちょっとそれについて内容を教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

主幹、どうぞ。

○大木西那須野支所主幹 御質問の繰越分の装置改修工事の内容につきましては、西那須野庁舎、照明の装置が、各階の照明の点灯で、パターンといいますか、例えばタイマーで何時に一斉につくとか、12時に一斉に消えるとか、そういったものを制御する装置がついております。ただ、経年劣化で、その装置が35年以上たちまして壊れてしまっていて、それぞれの照明が点灯しっ放し、つきっ放しという状態になってしまいました。ですので、機械的にブレーカーを落として電気を消すということをしていたんですけども、その照明装置を修繕するために行ったものでございます。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 じゃ、もう一つ、37ページ、高阿津にあるメガソーラーについてなんですけれども、その面積とか、どのくらい収益があるのか、ちょっと教えていただければ。

○森本委員長 歳入、37ページ。

支所長。

○鈴木西那須野支所長 ちょっとお待ちください。

今、資料を出します。

○森本委員長 副主幹、どうぞ。

○高橋西那須野支所副主幹 高阿津地内のメガソーラー用地なんですけれども、面積で3万8,000㎡ございます。

○森本委員長 よろしいですか。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 それは貸しているんだよね。メーカーとか、あとその年間の収入とか。

○森本委員長 副主幹、お願いします。

○高橋西那須野支所副主幹 こちらは、株式会社クリハラントという大阪の会社なんですけれども、こちらはメガソーラーをやっているような形になっていまして、平成25年から令和16年まで合計21年間契約という形になっております。

○三本木委員 21年間。収入、年間の。

○森本委員長 では、答弁、お願いします。

○高橋西那須野支所副主幹 収入は1年間で520万という形になっております。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 その21年間というのは、その売るのは20年間という、それは買取りは20年間だよ。売電専用だと、メガソーラーとか、国とも契約があったかと思う。20年間だと思うんだ。だから、21年というか、そういう21年間という、その根拠というか。

○森本委員長 何で21年なのかということですか。副主幹。

○高橋西那須野支所副主幹 根拠まではあれなので、ちょっと後でお調べしてお答えするような形でもよろしいですか。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 あと、その敷地というのは何でか、経過。市の土地なんだよね、多分。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 その土地自体は、西那須野町時代に砂利採取事業ということで砂利を採取していた場所です。エリア自体は、西那須野町に隣接した高阿津、要は旧塩原町の土地になっているんですけれども、その砂利採取事業が終わった後に、原形復旧するために建設残土とかで平らにして、そのまま残っていた土地なんですけど、それをそのメガソーラーに貸し出すということで現在に至っているという形になります。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 そうすると、20年たったら撤去というか、どういう形にするんだか、その撤去費用もかかってくるんですよね。それらに関してはどういう対処をしているか、契約上どうなっているんだか。

○森本委員長 どういう契約になっているかということ、分かりますか。

支所長。

○鈴木西那須野支所長 契約関係になりますと、うちのほうは普通財産を貸しているだけという形になっちゃいますので、その辺は、その後どうするかとか、そういった部分というのはちょっとまだ今現在分からない状態というか、ずっともう貸して使っているものですから。

○森本委員長 継続になるか、そこで終わりになるかは分からない契約ということ、今のは。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 もう一つあるんですけども、104ページ、開こん記念祭というのが出てきたんですけども、これはどのような内容、どのようなことが行われているんだか。

○森本委員長 事業の内容。

○三本木委員 内容。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 開こん記念祭のこの内容で

すけれども、昔は式典とかをやっていたわけなんですけど、今は式典はやらないということで、ただ歴史の伝承だけはしていかなきゃならないということで、パンフレットを作って、それを折り込み広告にして、新聞と一緒にそれを配布していると、そういう事業ですね。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 じゃ、特に式典をやっていると、そういうことはないんですか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 今現在は式典はちょっとやっていない状態なんですけれども、今後の動きとしまして、開こん記念祭の実行委員会というのを民間組織で今立ち上げたぐらいの部分なんですけど、今後どうするかというのは、そのメンバーの中で今これから決めていくような状態になっております。今は式典はやっておりません。

○三本木委員 分かりました。じゃ、最後。

○森本委員長 三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 消防団関係のことでちょっと聞きたいんですけども、結構いろんな経費がかかっていますよね。消防、今日は大分出ていましたけれども、市民の中には、消防団はもう必要ないんじゃないかという意見もあるんですよ。常備消防とか、あの数を増やせば対応できるんじゃないかという意見もあるんですけども、これに対してはどういう考えを持っていますか。

○森本委員長 三本木委員、決算の内容なので、それはちょっとずれてきます。

○三本木委員 ずれるのか。この支出はいいのかなという話。

○森本委員長 この決算で、どの支出が、例えば…

○三本木委員 消防団のそのいろいろな支出から。

○森本委員長 その他で聞いてください。

○三本木委員 その他。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。
金子委員。

○金子委員 さっきの高阿津のあれは、合併してもずっと西那須野の範疇に入ってくるということなんでしょうか。高阿津だから、合併したら塩原に行っちゃう。塩原がするのかななんて。だけれども、地域としては塩原のほうで……

〔「西那須野支所じゃない。これは塩原支所側じゃないの」と言う人あり〕

○金子委員 塩原支所で管轄してもよさそう。そういうのはずっとあれかな。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 合併前に当時の西那須野町で借りていたものですので、そのまま継続して西那須野に残っているというだけです。それを、今度、合併したので本庁じゃないとか、そういう部分というのは特にはしていません。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。
田村委員、どうぞ。

○田村委員 101ページの西那須野支所文書管理費なんですけれども、昨年の執行計画書を見ると、この消耗品費が、ここがかなりというか、減っているんですけども、これは、いわゆるその庁舎のデジタル化というか、そういうDXによる効果というふうに考えていいのかどうか。

○森本委員長 答弁を求めます。
主幹、どうぞ。

○大木西那須野支所主幹 委員のおっしゃるとおりところでございますと確知しております。

○森本委員長 よろしいですか、田村委員。

○田村委員 はい。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

いますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 47ページのこの水道光熱費の使用料の歳入なんですけれども、図書館流通か何かに指定管理で管理させているんですが、その中には含まれず、使った分を請求しているという解釈でいいですか。

○森本委員長 答弁を求めます。

副主幹、どうぞ。

○高橋西那須野支所副主幹 それぞれ電気と水道にメーターがついていまして、子メーターみたいなものがついていまして、その使用した量に応じて料金のほうを請求しているという形になっています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。その指定管理者にやらせるのではなくて、市のほうで管理するという契約でやっているから、ここの歳入に入っているということですか。

○森本委員長 主幹、どうぞ。

○大木西那須野支所主幹 委員おっしゃるとおりで、生涯学習のほうで担当しているその貸館といえますか、建物自体とは別でして、かかる上下水道料、電気料については、先ほど副主幹が申しましたとおり、こちらで、メーター管理は市のほうでしているということでございます。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 分かりました。

じゃ、続きまして、67ページなんですけれども、先ほど支所長のほうは説明を割愛しちゃったんですけれども、自主防の運営組織事業で61万円支出しているんですけれども、これは主にどんな内容だったのか教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

副主幹。

○高橋西那須野支所副主幹 令和5年度のほうなんですけれども、こちらは土のう用の砂のほうを各自治会のほうに、自治会のほうで要望があった場合に、その分を各自治会のほうの自治公民館のほうに持っていつているという形になっておりまして、昨年度でいいますと、4自治会の……

〔「違う、違う。自主防災組織」と言う人あり〕

○高橋西那須野支所副主幹 自主防災組織。すみません。申し訳ございませんでした。

自主防災組織のほうにつきましては、こちらも同じように、自主防災運営事業としまして、各自治会のほうになるんですけれども、1万5,000円プラス、あと各自治会の戸数ということで、戸数で1戸当たり50円というものを加算しているような状況になっています。2万円未満となる場合は2万円という形になっていまして、昨年、30団体あるうちの17団体が申請していただいたという形で、合計で61万1,301円という金額になっています。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。これの内容は、申請があったという話なんですけれども、何についての。運営と書いてあるんですけれども、何について支給されるものなのか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 自主防災組織ですけれども、17団体から申請があったということで、その内容につきましては、各自治会で防災訓練とか、あと普及啓発活動、あと防災マップとか、そういった部分に使用できるということで、あと備蓄品の購入とか、そういった部分で申請が上がっているものです。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 結構幅広く、防災関係なら大丈夫です

ね。分かりました。

73ページの伐採の草刈り等伐採のところなんですけれども、支所管内でいうその市有財産とか市有地というのは、先ほど言った道路課の保全管理課対象外のものなんですけれども、定義上はどの辺で線引きしているのか、確認させてください。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 線引き自体は、行政財産か普通財産かというところで、普通財産で西那須野地区内にあるものは、西那須野支所が管理しているということです。

○齊藤委員 財産。土地も同じ。

○鈴木西那須野支所長 土地ですね。例で言わせていただくと、例えば、道路を造るときに三角形で余っちゃった土地、それは行政財産でなくて普通財産ですので、そういうのは西那須野支所で管理しろということになっております。

○齊藤委員 分かりました。

じゃ、あと最後です。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 すみません。281の消火栓のところなんですけれども、これは、すみません、何年に1回の点検とか、何年に1回更新とかと、ちょっと教えてもらっていいでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

○齊藤委員 消火栓設置、維持管理費が806基ということと、これは毎年やっているとしても、工事が大体入ってきてやり直しますよね。それが大体どのぐらいの更新、20年とか30年とか、そういうのは分かりますか。

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 更新は何というものはない。

〔「ないですね。水道管」「劣化したらという感じ」と言う人あり〕

○鈴木西那須野支所長 ええ。更新というか、点検

自体は消防署のほうでやっていると思います。ここでいっている予算自体は、道路の拡幅とかで水道管を歩道上に移設するとか、そういった部分の予算。あとは、壊れているというか、そういった部分の更新とか、そういった部分になります。

○森本委員長 じゃ、齊藤委員。

○齊藤委員 基本的には維持管理費だけということになるんですかね、そうするとね。

〔「更新も入っている」「更新は今ない」「古くなったらとかさ」「古くなったらの定義だと言っていたような気がした」と言う人あり〕

○森本委員長 支所長。

○鈴木西那須野支所長 維持管理が806基ということで、約400万ほど計上しております。あと、更新工事なんですけれども、消火栓の設置工事2基、あと更新工事4基ということで、合計823万計上という内容になっております。

○森本委員長 齊藤委員。

○齊藤委員 更新工事の更新は、定期的ではなくて、その確認したときに不備が見られたらやるのを更新工事ということでもいいでしょうか。

○森本委員長 答弁を求めます。

主幹。

○大木西那須野支所主幹 先ほど支所長も触れましたけれども、道路工事に伴いまして水道管が敷設替えになる。それに伴って移設などをするのを更新と呼んでおりますので、委員がおっしゃる劣化して更新というのも中にはございますし、そういう移設の都合で改めて直すということで、新規じゃなく、更新。新たに道路に設置する場合は設置となっております。

○齊藤委員 分かりました。ややこしいです。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

主幹、どうぞ。

○大木西那須野支所主幹 すみません。先ほど高阿津地内のメガソーラーに関するところで、期間満了後のお話という、どうなるのかという御質問をいただいたので、そこについて触れたいと思います。

契約が21年の理由で、その後どうするかというところがございますが、契約書の中では、当時、平成でしたので、平成46年5月31日までとするというのがございまして、なお、それ以降、平成46年5月31日以降の契約の更新については別途協議するとなっておりますので、この時点で、契約満了に近づいてきたときに、その後どうするかというところをまずは決めていきたいと思うところでございます。

○森本委員長 以上ですか、答弁は。

○大木西那須野支所主幹 はい。まず、以上です。

○森本委員長 以上ですか。

じゃ、三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 今現在、そのソーラーパネル、あれの処分方法がまだ技術的にできていないということがありまして、もしそれが、そのときに話が出るんでしょうけれども、それを市で処分するということになると、そういった措置、520万からのお金が入っているわけですけども、そういったものに対する蓄えというか、備えということではできているんでしょうか。それとも、その更新でどういう。

○森本委員長 主幹。

○大木西那須野支所主幹 今の御質問ですけども、市のほうとしては土地を貸しているというお話ですので、そこにある施設自体は市のものでございけません。先ほど申した大阪の業者が設置しているものですので、撤去するに当たりまして、市のものでないもので、市が財源を入れて撤去する

という考えはございません。

○森本委員長 三本木委員。

○三本木委員 それは契約書の中に入っているんですか。

○森本委員長 主幹。

○大木西那須野支所主幹 先ほどの件、契約書の中に原状回復業務等ということで入ってございます。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○森本委員長 ないようですので、議員間討議、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

西那須野支所所管の調査事項は以上となります。
ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時04分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎塩原支所の審査

○森本委員長 ただいまから塩原支所の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

塩原支所については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

支所長。

○増子塩原支所長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

三本木委員、どうぞ。

○三本木委員 多分歳入だと思ったんですけども、37ページかな。アグリパル塩原の敷地賃借料が1万4,967円と見えたんですけども、その面積とか内容に関して。

○森本委員長 答弁を求めます。

主幹、どうぞ。

○渡邊塩原支所主幹 多分、うちの管理では……。アグリパルは農林のほうではないでしょうか。

○森本委員長 農林整備課か。

そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。副委員長。

○林副委員長 67ページ、自主防災組織育成支援費、90事業の中で、自治総合センターコミュニティ助成の団体が1団体だったというところなんです、このコミュニティ助成事業を申請するに当たり、サポートしてくれる部署というのはどこになるんですか。支所の中のどの課がやってくれるか。

○森本委員長 支所長。

○増子塩原支所長 今年度から課というものがちょっと、支所なので。もう支所の職員がそれに全て対応するというような形になります。

○森本委員長 副委員長。

○林副委員長 今回は、これ、自主防としてコミュニティ助成事業を使って、何らかの資機材か何かを申請をされたということかなと思うんですが、そういったときに書類の作成等も支所がお手伝いをしているのでしょうか。

○森本委員長 主幹。

○渡邊塩原支所主幹 そちらの事務についても支所のほうでサポートいたします。

○林副委員長 事務についてもサポートしている。

○渡邊塩原支所主幹 こういう書類、書類でいえば、ここを直してくださいとか。

○林副委員長 その作る事務もサポートしてくれる。

○渡邊塩原支所主幹 そうですね。お手伝いを。

○林副委員長 なるほど。理解しました。大丈夫です。

○森本委員長 いいですか。

そのほか、質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑ございませんか。

齊藤委員、何かありますか。

○齊藤委員 いえいえ、その他が聞きたいです。

○森本委員長 その他。じゃ、ここはないですね。

分かりました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

塩原支所所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時34分

○森本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎会計課の審査

○森本委員長 これより会計課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

初めに、会計管理者から御挨拶をお願いいたします。

○五十嵐会計管理者 (挨拶。)

○森本委員長 ありがとうございます。

会計課については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更が

あった項目や新規事業を中心に説明してください。
執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

会計管理者。

○五十嵐会計管理者（認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

田村委員。

○田村委員 38ページ、昨日、財政課で聞いたら、会計課でということであれだったんですけども、いわゆる基金の一括運用している分の利子がここに振り分けられている、一部かもしれないけれども、と思いますけれども、実際、じゃ、令和5年度のその投資有価証券の額面総額、あとその令和5年度の利子、基金一括運用で発生した利子の総額は幾らぐらいなのかを教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

会計管理者。

○五十嵐会計管理者 まず、基金一括運用で所有しております有価証券については、総額20億になります。クーポンにつきましては……

〔「なかなか出ないかな」と言う人あり〕

○五十嵐会計管理者 ちょっと申し訳ございません。

○田村委員 大体、1%だとしたら1,000万ぐらいですよね。

○五十嵐会計管理者 そうですね。10年債券で0.5%のものから0.89%ぐらいのクーポンのものを所有しています。

その他の現金につきましては、定期預金、あるいは普通預金で管理しています。

○森本委員長 田村委員。

○田村委員 今後、残高というか、次々、毎年積んでいくんだと思うんですけども、そうすると利子も相当膨らんでくるかと思うんですけども。そうしたときに、その利子の、今はその利子をいわ

ゆる元の基金に戻しているんですか。そういう方針が今後変わる、変えるというか、そういう可能性というのはあるんでしょうか。

○森本委員長 会計管理者。

○五十嵐会計管理者 基金利子につきましては、一般会計の歳計現金に上げて、それぞれの基金に積み立てるということで条例でうたわれていますので、今後もそのような方針であります。

○田村委員 分かりました。

○森本委員長 先ほどの最初の質疑に対する答弁というのは、後でもらったりとかというのは、普通に大丈夫ですね。

○五十嵐会計管理者 後で資料を御提出いたします。

○森本委員長 じゃ、委員会で共有したいと思いますので、一応、出た質疑ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか。

三本木委員。

○三本木委員 72ページになるのかな。会計課でいろいろ銀行の取引とか、いろいろあるみたいなんですけれども、銀行の手数料がいろいろ高くなったり、あと、今度は郵便代も高くなったりという点で、何かいろいろ御苦労とかがあるのかなと思うんですけども、これに関してはいかがでしょう。

○森本委員長 会計管理者。

○五十嵐会計管理者 指定金融機関であります足利銀行から手数料の有償化の申出がございまして、今年の1月に正式に県内統一で足利銀行に要望について回答したところなんですけれども、今までは全て、足利銀行では、指定金融機関ということで、口座振込手数料であるとか窓口での納付書の取扱いの手数料、そういったものについて無償だったんですけども、今後、振込手数料につきましては、足利銀行以外、他行に振り込むときに税

込みで68.2円、納付書につきましては110円を支払うということで足利銀行と契約をするということになっておりまして、今年10月1日から実施するというものであります。

当初は、足利銀行、あるいは常陽銀行も無償なんですけど、足利銀行への振込についても手数料が欲しいということで、1件100円という要望だったんですが、県内で統一して調整しまして、足銀と常陽銀行については無償で、金額も、100円という要望だったところ、税抜きですと62円に引き下げたという状況でございます。

- 森本委員長 三本木委員。
- 三本木委員 郵便に関してはないですか。
- 森本委員長 会計管理者。
- 五十嵐会計管理者 郵便につきましては、会計課では郵便の支払いは特にしておりませんので、総務であつたり各課の予算から支出しておりますので。
- 三本木委員 分かりました。
- 森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 森本委員長 では、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

- 森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

会計課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

- 森本委員長 それでは、委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査

- 森本委員長 これより選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査に入ります。

担当の課の皆さん、お疲れさまです。

初めに、局長から御挨拶をお願いします。

局長。

- 八木沢選管事務局長 (挨拶。)

- 森本委員長 ありがとうございます。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○森本委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

局長。

○八木沢選管事務局長 （認定第1号について説明。）

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 115ページです。2項4目の1001事業の報酬の委員報酬で、固定資産評価審査委員会委員で、4回出た人と、いろいろになっているんですけども、その委員会によって、何人出るとか、そういう、何でこういうふうになっているのか。

○森本委員長 局長。

○八木沢選管事務局長 こちらは、主に通常審議した場合での報酬の支払いと、研修会参加とか事業参加も同じ報酬を支払っております。なので、参加の期日によって、都合が悪い方は欠席されている。出席された方の報酬ということで、このような形に結果としてなっているということでございます。

ます。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、その委員会の本来でしたら全員が参加なんだけれども、都合が悪くて参加できなかった方がいるからこういうふうになったということによろしいですか。

○森本委員長 局長。

○八木沢選管事務局長 お見込みのとおりでございます。

○佐藤委員 分かりました。

続いて、もう1個、122ページですね。ここで4項4目のポスター掲示設置等ということで金額が出たんですけども、このポスター掲示の場所の箇所というのは、これは首長選だったんですけども、その他の選挙においてもこれは同じ数ということによろしいですか。

○森本委員長 局長。

○八木沢選管事務局長 ポスター掲示場の設置箇所は法定で決まっています、330なんですね、那須塩原市に照らしますと。有権者数とかその区域の広さで決まるんですけども、でも無駄なところにはやらないということで、現在280か所掲示してございます。これは、県選管に了解をもらって、その数にしています。選挙においては全て同じ280か所となります。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 国政であろうが何であろうが、その280か所は同じということによろしいですか。

○八木沢選管事務局長 はい。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 では、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時13分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎議会事務局の審査

○森本委員長 これより議会事務局の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

初めに、議会事務局長から御挨拶をお願いいたします。

局長。

○高久議会事務局長 (挨拶。)

○森本委員長 ありがとうございます。

議会事務局については、総務企画常任委員会及び予算常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会(第一分科会)に切り替え審査を行います。

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○森本委員長 それでは、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

なお、説明に当たっては、金額に大きく変更があった項目や新規事業を中心に説明してください。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○岩波議事課長 (認定第1号について説明。)

○森本委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

佐藤委員。

○佐藤委員 59ページ、1項1目、3001事業の一番下、議長交際費、30件ということで、このようになって増えたというようなこと、これはどのよう

な会議のところに使ったか、主なもので。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○岩波議事課長 議長交際費につきましては、議長が議会を代表して対外的な活動をするというときに支出しているものでありまして、例えば、慶弔費が前年度は1件のところ、4件、香典を支出したというものがございます。それから、各団体の懇親会などがコロナが終わって再開しております、その辺が増えているということと、あと、昨年度は叙勲の受賞が2件ございまして、その祝賀会に呼ばれたときの会費としても支出がございません。主なものはそんなところになります。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、議長交際費なので、那須塩原市議会として使うということでしょうか。

○森本委員長 課長。

○岩波議事課長 那須塩原市の議長として支出しているものでございます。

○森本委員長 ちょっと私語を謹んでください。

〔「分かった」「ちょっと聞こえなかったので、もう一度」と言う人あり〕

○森本委員長 課長、もう一度、すみません、お願いします。

○岩波議事課長 那須塩原市議会の議長として支出している交際費となっております。

○森本委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、那須塩原市議会議長。個人名は入っていないということですか。

○森本委員長 課長。

○岩波議事課長 個人名は入れておりません。例えば、会費の封筒とかのし袋をつくる際に、議長の個人名は入れておりません。那須塩原市議会議長までです。

○佐藤委員 分かりました。

○森本委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 いいです。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

副委員長。

○林副委員長 60ページの使用料及び賃借料のeラーニング視聴の10万の内容を教えてください。

○森本委員長 答弁を求めます。

課長。

○岩波議事課長 こちらは、全議員さんを対象に地方議員コンプライアンス講座というものを実施したものでございまして、対面ではなくて、オンラインで視聴するということでしたので、そのeラーニング視聴に係る使用料ということでございます。

○森本委員長 よろしいですか。

○林副委員長 はい。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○森本委員長 私からちょっとだけいいですか。

○林副委員長 はい。

では、委員長。

○森本委員長 すみません。その上のNHK放送受信料というのがあると思うんですけども、このNHK放送受信というのは、控室にあるテレビのことでしょうか。

○林副委員長 課長。

○岩波議事課長 NHKの放送受信料につきましては、議会車のカーナビにかかるものでございます。

○林副委員長 委員長。

○森本委員長 では、そうすると、その控室にあるテレビというのは放送受信料を払っていないん

でしょうか。

○岩波議事課長 庁舎内のテレビにつきましては、
財政課のほうで一括で受信料を支払っております。

○森本委員長 分かりました。

○林副委員長 委員長に戻します。

○森本委員長 そのほか、質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森本委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

議会事務局所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 零時24分

再開 午後 零時24分

○森本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎その他

○森本委員長 それでは、次第4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、次第4、その他を終了します。

◎閉会の宣告

○森本委員長 以上で、今定例会における委員会の審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査事項は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

それでは、終了前に、事務局からちょっと報告というか、皆さんに伝達することがございますので、事務局、お願いします。

○石渡書記 (事務連絡。)

○森本委員長 これをもちまして委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時27分